

9月企画運営委員会次第

日 時 平成29年9月14日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2階

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

- (1) 子どもの未病対策応援団（仮称）について(県健康増進課未病対策担当課長)
- (2) 全保協会長表彰について
- (3) 平成29年度「保育士の育成」研修会Ⅱについて
- (4) 平成29年度「保育の日前夜祭」について
- (5) 保育士等処遇改善制度に対する要望について
- (6) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報 17-18～24
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

※10月企画運営委員会(予定)

平成29年10月12日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第2会議室

1.会長表彰受賞者

(敬称略)

連番	市町村	氏名	氏名(ふりがな)	所属名	職名
1	大和市	當眞 えり子	とうま えりこ	大和市立草柳保育園	園長
2	座間市	江成 玲子	えなり れいこ	栗の実保育園	理事兼園長
3	愛川町	岡本 多鶴子	おかもと たづこ	愛川町立中津保育園	園長
4	藤沢市	藤代 裕子	ふじしろ ゆうこ	白旗保育園	園長
5	横須賀市	田代 由佳理	たしろ ゆかり	認定こども園善隣園	園長
6	茅ヶ崎市	三橋 貴文	みつはし たかふみ	ひまわり愛児園	園長

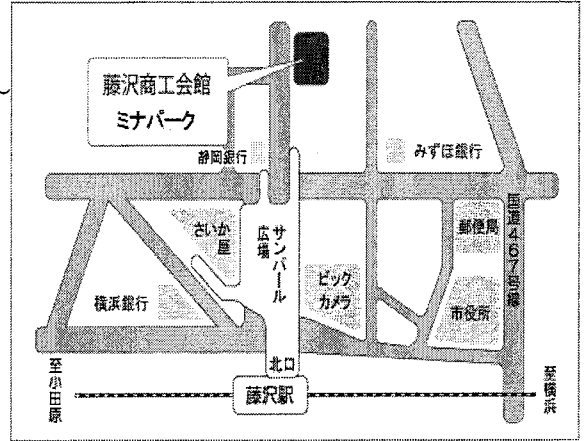
平成29年度 保育士の育成研修会Ⅱ開催要領(案)

1 目的 リーダーが率先して保育の質を上げていくためには、職員の声に耳を傾け集団を作っていくことで人が育ち、育ちあう大切さを学び、人材育成に繋げていく。

この研修は平成29年度神奈川県「キャリアアップ研修(マネジメント分野)」に該当します。

2 日時 平成29年12月12日(火)
13時30分から17時30分まで 受付13時～

3 会場 藤沢商工会館 (ミナパーク)
6階多目的ホール2・3
藤沢市藤沢607番地の1
TEL 0466-29-3789
JR藤沢駅から徒歩約3分
小田急藤沢駅から徒歩約4分
江ノ電藤沢駅から徒歩約5分



4 対象 会員保育所等勤務の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等
(7月11日(火)開催保育士の育成研修に参加された方は、ご遠慮下さい。)

5 定員 150名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)

6 参加費 神奈川県保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて、12/7(木)迄に手続きください

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

7 申込方法 11月24日(金)までに別紙申込書にて **Fax 045-311-1837** に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:30	開会・主催者あいさつ
	「保育の質の向上につながる人材育成にリーダーはどう向き合うか」 洗足こども短期大学 講師 井上 眞理子氏 質疑・応答
17:00	レポート作成
17:30	閉会

「保育の日前夜祭」(第40回) 開催要領(案)

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご苦勞をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成29年12月1日(金) 17:30~20:00
(受付 17:00~)
- 4 会 場 ホテルプラム横浜 3階ジョルジュ・サンク
横浜市西区北幸2-9-1(横浜駅西口より徒歩約7分)
(電話)045(314)3111(代)
- 5 招 待 (1)神奈川県保育賞受賞決定者 (2)叙勲・褒章受章者
(3)厚生労働大臣表彰受賞者 (4)厚生労働大臣感謝状受賞者
- 6 来 賓 (1)神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会代表者
(2)神奈川県社会福祉協議会会長
(3)神奈川県社会福祉婦人懇話会会長
(4)神奈川県ゆりの会会長
(5)神奈川県保育士会会長
(6)神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1)受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2)来賓祝辞、紹介
(3)アトラクション
(4)会食・懇談
- 9 参加費 10,000円(調整中)
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。
当日持参いただく場合、おつりのないようをお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)
・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

平成29年8月22日

全国保育協議会

会長 万田 康 様

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬



保育士等処遇改善制度に対する要望

今年度、標記制度が打ち出されましたが、制度的に不明確な点が多く、また、神奈川県と市町村間で情報も少ないなど、私ども現場を預かる組織である神奈川県保育会といたしまして、神奈川県主管課長と市町村担当課長連絡協議会などを開催し、下記のような意見が出てまいりましたので、一保育団体の要望としてご協議いただけますようお願いいたします。

【保育所の意見】

処遇改善Ⅱについて情報が少なく、保育所と行政間においても下記の点をどのように進めるのかが不明確であります。

- ① 4部門の研修をいつまでに終了すればよいのか。また、1部門15時間以上の研修についてもいつまでに終了するのか。保育士が少ない中、研修に行かせるのに不安であり、この制度を使わない施設が出てきている。
- ② 上記内容を保育士試験と同じ3年間とするならば、
 - ㊦ この制度前3年の同じ内容とする研修(修了書あり)を認めていただきたい。
 - ㊧ 保育士雇用が進まない中、本年10月より育児休業期間が2年間になるた

ている状況である。委託料の支払い時期については、まちまちであるが、県に認定される10月から年内をめどにしている市町村が多い。また、協議中や未定、近隣市と歩調を合わせるとの回答もある。なお、認可保育所についてはかなり進んでいるが、小規模保育事業や施設型給付の幼稚園に関しては、制度が浸透しておらず遅れていることや、当初予算に計上されていないので12月補正で計上するとの意見もある。

- ② 処遇改善Ⅱをどのような形で給与に反映すればよいかについては、制度に則したキャリアアップの支給が望ましいとの意見が多く、柔軟な対応や弾力的な運用、制度の再考を望む声もある。賃金格差や不明瞭な運用は望まないとのことから、賞与や超過勤務手当が増額しない手当の新設、施設の持ち出しで調整、処遇改善Ⅰを活用してバランスをとるなど、1講座を終了したら手当を加算するなどの意見もあるが、最終的には事業者や職員の状況に応じて適切な配分を期待する意見が多い。しかしながら、新設された保育所などでは、同程度の技能や経験者が少なく、苦慮している施設があるなど、制度の複雑さに対する意見がある。
- ③ 研修による技能の習得要件が平成30年度内に満たせない場合については、ほぼすべての市町村で国の指導通りとする意見が多い。そのため、厳格に運用された場合には、選択肢が0(ゼロ)か1(イチ)しかないので加算停止になると見込んでいる。研修のキャパシティー等の関係で保育所側に瑕疵がないものについて加算停止になることへは、配慮が必要とする意見もあるが、市町村単独で補填するほどの財政力はなく、検討の余地すらない。本制度の円滑な運用を目指すのであれば、現状に沿った対応、要件緩和の延長、あるいは、体制が整ってからの制度開始など、国や県への要望がある。合わせて受講希望調査を実施しているので、希

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A」が発出される（厚生労働省）
..... 1
- ◆ 保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（厚生労働省・内閣府）..... 3

◆ 「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A」が発出される（厚生労働省）

社会福祉法人に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日、雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて実施されます（社会福祉法人指導監査実施要綱については、本ニュースNo.17-08にて既報）。

これに関連して、平成29年7月11日、「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A」が発出されています。詳細は、資料1をご参照ください。

社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A 【抜粋】

<指導監査実施要綱>

問3 「実施要綱」の2の(2)において、年度当初に一般監査の実施時期等を内容とした実施計画を策定することとされているが、一方で「会計監査及び専門家による支援等について」（課長通知）の2の(1)において、一般監査の実施の周期決定について、毎年度法人から提出される計算書類等を確認した上で決定することとされている。

この場合、毎年度法人から書類が提出されるのを待つと実施計画は毎年度7月以降にしか策定できないこととなるが、どのように解釈すればよいか。年度当初に対象法人を決定し実施計画を策定した上で、7月以降にそれを見直すことは可能か。

(答) 実施計画については、年度当初に作成するが、会計監査報告等の提出を法人から受け、一般監査の実施の周期の延長等の判断を行った場合には、この実施計画を変更して監査周期の変更を行うことが可能である。このため、所轄庁においては、毎年度法人から提出される計算書類等を確認し、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されているかを判断した上で、周期の延長等に関し検討されたい。

問4 「実施要綱」の3の(1)のアに記載する「特に大きな問題が認められないこと」の具

体的な判断基準如何。

(答) 法人運営については、その理念・形態、事業規模等が様々であり、その適切性について一律の基準を定めることは困難である。そのため、特に大きな問題が認められないことについては、個々の法人のこれまでの運営状況や所轄庁による指導監査の結果等も踏まえつつ、時々状況に即して、各所轄庁において判断されることが適当である。

問 12 「実施要綱」の7の(3)で「法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う」とあるが、ここでいう「指導」とは、文書指摘、口頭指摘、助言のいずれを想定しているのか。また、「必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する」とあるが、これはどのような場合を想定しているのか。

(答) 確認を促す等の対応にあたっては、特定の指導(文書指摘、口頭指摘、助言)を前提としているものではなく、法人の認識や対応状況等に応じて、法人自ら確認することを促す、あるいは所轄庁が直接管轄機関に情報提供するなど、所轄庁において適宜対応していただきたい。

<指導監査ガイドライン>

問 16 指導監査の実施にあたり、1回の指導監査において、ガイドラインに定める全ての監査事項、チェックポイントの確認を行うのか。

(答) ガイドラインに定める監査事項、チェックポイントの確認については、所轄庁が前回の監査結果や法人からの提出書類の確認等により適正に行われていると判断するものについては、省略して差し支えない。

問 18 評議員の評議員会への出席又は理事及び監事の理事会への出席については、「欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がいる場合」は文書指摘を行うこととなっており、その判断の基準について、着眼点(評議員：ガイドラインIの3の(1)の2、理事：ガイドラインIの4の(3)の1、監事：Iの5の(2)の2の該当部分)で「原則として」とあるが、この「原則として」の取扱如何。

(答) ご指摘の「原則として」については、評議員、理事及び監事はその職責を果たす観点から評議員会又は理事会への出席が求められていることを踏まえ、以下の例のような法人側に責任のないやむを得ない理由がある場合に、欠席理由について、法人の説明を十分に聞いた上で、欠席回数のみをもって文書指摘が行われないこともあり得ることを留意されたい。

(やむを得ない理由の例) ・自然災害 ・本人の病気・けが
・その他、法人の責めに帰さないやむを得ない理由があると、所轄庁が認めた場合

問 21 評議員や役員の履歴書、就任承諾書や議事録署名人等の押印は、実印でなければならないのか。【着眼点(評議員：ガイドラインIの3の(1)の2、理事：ガイドラインIの4の(3)の1、監事：Iの5の(2)の2の該当部分)】

(答) 法人の登記に当たって、実印を押印した書類や印鑑登録証明書を申請書類として求められた場合には、登記を行うためにこれらの書類が必要となるが、法人運営の観点からは、評議員や役員の履歴書や就任承諾書の押印は、必ずしも実印による必要はなく、法人監査においてもこれらの押印に使用された印鑑が実印であるかの確認は行わない(そのため、印鑑登録証明書の確認も不要である。)

◆保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（厚生労働省・内閣府）

平成 29 年 6 月 16 日、厚生労働省は「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」を各都道府県・指定都市・中核市宛てに通知しました。また、内閣府からも、幼保連携型認定こども園における事故防止について、同様の通知が発出されています。

通知では、下記枠内の記載事項をはじめ、特に留意の求められる安全管理及び事故防止の徹底について示されています。

1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう保育所等に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている保育所等に対しては、再度、周知徹底を図られたい。

(1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

(2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

(3) 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。

2 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。

詳細は、資料 2 の「(別添 1) 水泳等の事故防止について (通知)」もご参照ください。

○厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係
「6) 安心・安全な保育のために」

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について (通知)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000125859.pdf>

平成29年7月11日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A」の送付について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉法人に対する指導監査につきましては、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき適切に実施していただくこととしていますが、今般、別添のとおり、「社会福祉法人の指導監査に関するQ&A」をとりまとめましたので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A

社会・援護局 福祉基盤課

平成 29 年 7 月 11 日

※本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「実施要綱」:社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成 29 年4月 27 日付け雇
児発 0427 第7号・社援発 0427 第1号・老発 0427 第1号厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)

「ガイドライン」:社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成 29 年4月 27 日付け
雇児発 0427 第7号・社援発 0427 第1号・老発 0427 第1号厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)の別紙「指導監査ガイ
ドライン」

(注) 現時点の考え方を示したものであり、今後、追加等があり得る。

社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A

<指導監査実施要綱>

問1 「実施要綱」の2の(2)に定める一般監査を行っている際に、当該法人に特別監査に該当するような運営等に係る重大な問題を発見した場合、即時に特別監査に切り替えることは可能か。

(答) 一般監査の過程において、法人の運営等に重大な問題を発見した場合には、当該問題の原因を把握するため、特別監査に切り替えることも可能である。

問2 「実施要綱」の2の(3)に定める特別監査を行うに当たり、法人に対して事前通告(実施通知)を行う必要があるか。

(答) 特別監査については、事前通告(実施通知)を必ずしも必要とはしない。

問3 「実施要綱」の2の(2)において、年度当初に一般監査の実施時期等を内容とした実施計画を策定することとされているが、一方で「会計監査及び専門家による支援等について」(課長通知)の2の(1)において、一般監査の実施の周期決定について、毎年度法人から提出される計算書類等を確認した上で決定することとされている。

この場合、毎年度法人から書類が提出されるのを待つと実施計画は毎年度7月以降にしか策定できないこととなるが、どのように解釈すればよいか。年度当初に対象法人を決定し実施計画を策定した上で、7月以降にそれを見直すことは可能か。

(答) 実施計画については、年度当初に作成するが、会計監査報告等の提出を法人から受け、一般監査の実施の周期の延長等の判断を行った場合には、この実施計画を変更して監査周期の変更を行うことが可能である。このため、所轄庁においては、毎年度法人から提出される計算書類等を確認し、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されているかを判断した上で、周期の延長等に関し検討されたい。

問4 「実施要綱」の3の(1)のアに記載する「特に大きな問題が認められないこと」の具体的な判断基準如何。

(答) 法人運営については、その理念・形態、事業規模等が様々であり、その適切性について一律の基準を定めることは困難である。そのため、特に大きな問題が認められないことについては、個々の法人のこれまでの運営状況や所轄庁による指導監査の結果等も踏まえつつ、時々の状況に即して、各所轄庁において判断されることが適当である。

問5 一般監査の実施周期(延長の場合も含む。)は、3箇年(4箇年又は5箇年の場合も含む。)に1回とされているが、前回の指導監査を6月1日に実施し、同法人の次回の監査を3年後(4年又は5年後)の9月1日に実施するとした場合、前回監査から3年(4年又は5年)3ヶ月経過することとなるが、差し支えないか。

(答) 監査周期の数は、「年」でなく「箇年」であり、年度単位で数えることとなる。例えば、平成29年度に監査を行い、次回監査を「3箇年」後に行うこととした場合、次回監査は平成32年度中に行えばよく、前回監査から3年3ヶ月経過していても問題はない。

問6 監査周期の延長を行った場合、又は行わなかった場合において、いずれも監査事項の省略をすることは可能か。

(答) 監査の実施周期の延長と監査事項の省略とを同時に行うことは可能である。また、監査の実施周期の延長を行わない場合に、監査事項の省略をすることも可能である。

問7 今回の通知改正により、監査事項の省略について定められたが、適用を開始できる時期はどうか。

(答) 会計監査報告や支援業務実施報告書の内容を勘案した上で、監査事項省略の判断を行うこととなることから、その報告書が出された後であれば可能である。

問8 「実施要綱」の3の(4)において、新たに設立された法人に対する一般監査については、次年度において実施することが可能とされているが、例えば平成29年4月に設立した法人の場合、次年度の平成30年4月以降速やかに実施すればよいのか。

(答) 新設法人については、設立後速やかに一般監査を実施することが必要である。ただし、年度末近くに設立した法人について、当該年度中の一般監査が時間的に困難である場合があるため、要綱中、「設立年度又は次年度」と定めているものである。

問9 「実施要綱」の5の(1)のア若しくはイに記載のある口頭指摘や助言では、法人側に正確な記録が残らないこと、所轄庁と法人との間に認識の齟齬が発生し得ること、また、評議員、理事及び監事が所轄庁からどのような指導を受けたのか正確に把握できないことから、口頭指摘や助言を行う場合は、必ず文書で行うようにすべきではないか。

(答) 「実施要綱」の5の(1)においては、口頭指摘や助言の指導を行う場合には、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要があることを示しており、この共有の方法は基本的には書類（メモ等）により行うことを想定している。なお、所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うことを妨げるものではない。

問10 「実施要綱」の5の(1)に、「法令又は通知等の違反」とあるが、この「等」とは、具体的には何か。

(答) 法人の定款及び法人で定めた各種内部規程をいう。

問11 「実施要綱」の5の(3)で、指導を行った事項について改善が図られない場合には改善勧告等所要の措置を講ずることとあるが、文書指摘だけではなく、口頭指摘や助言を行った場合にも改善勧告等の措置を講ずる必要があるのか。

(答) 口頭指摘は、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に、助言は、法令又は通知等の違反が認められない場合に行われるものであるため、口頭指摘又は助言にとどまる場合は、運営が著しく適正を欠くことを前提とする改善勧告等の対象にはならない。

問12 「実施要綱」の7の(3)で「法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う」とあるが、ここでいう「指導」とは、文書指摘、口頭指摘、助言のいずれを想定しているのか。また、「必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する」とあるが、これはどのような場合を想定しているのか。

(答) 確認を促す等の対応にあたっては、特定の指導(文書指摘、口頭指摘、助言)を前提としているものではなく、法人の認識や対応状況等に応じて、法人自ら確認することを促す、あるいは所轄庁が直接管轄機関に情報提供するなど、所轄庁において適宜対応していただきたい。

問13 今回の制度改正の施行に当たり、平成29年度から概ね3年以内に全ての法人の指導監査を行うこととされているが、平成28年度までの指導監査の実施時期に関わらず実施するという考えでよいか。

(答) 貴見のとおりである。

<専門家の活用>

問14 「会計監査人による監査に準ずる監査」を受けるにあたり、「法人において選定基準を作成し」とあるが、どのような内容を想定しているのか。

(答) 「会計監査人による監査に準ずる監査」として、定款の定めにより会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査を受ける場合には、複数の公認会計士又は監査法人から提案書等を入手するとともに、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ選定することが必要である。なお、価格のみで選定することは適当ではない。

選定基準については、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」(平成28年6月20日 事務連絡)P28の「会計監査人選定基準のイメージ」を参考とされたい。

※ 複数の公認会計士又は監査法人の候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

問15 監査周期の延長の判断にあたり、「会計監査人による監査に準ずる監査」が毎年度実施されなくても要件が成立すると考えてよいか。例えば、5年に一度の実施であっても周期の延長の判断を行ってもよいのか。また、専門家の活用についても同様に4年に一度の実施であっても周期の延長の判断を行ってもよいのか。

(答) 監査周期の延長の判断にあたり、「会計監査人による監査に準ずる監査」については、毎年度実施することが監査周期の延長の判断の要件となる。また、専門家の活用の場合についても、同様に毎年度の実施を要件とする。

(参考)

「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日付 福祉基盤課長通知)

2. 一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略について

(1) 実施要綱3「一般監査の実施の周期」に基づく周期の延長の判断及び実施要綱4「指導監査事項の省略等」に基づく指導監査事項の省略を行うかどうかの判断については、毎年度、法人から提出される計算書類、附属明細書、財産目録に加え、次に掲げる区分に応じ、法人から提出を受けた各区分に定める書類を確認した上で行われるものであること。

<指導監査ガイドライン>

問 16 指導監査の実施にあたり、1回の指導監査において、ガイドラインに定める全ての監査事項、チェックポイントの確認を行うのか。

(答) ガイドラインに定める監査事項、チェックポイントの確認については、所轄庁が前回の監査結果や法人からの提出書類の確認等により適正に行われていると判断するものについては、省略して差し支えない。

問 17 所轄庁が、法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって独自の書類等の提出を求めることも認められるか。

(答) ガイドラインでは、法令又は通知の根拠なく、特定の書類の作成・提出を求めないことを原則としている。しかしながら、指導監査に必要な範囲において、所轄庁から法人に十分説明し、また、法人の過度の負担にならないように配慮している場合は、法人に法令又は通知で定められている報告書類に加え、確認のために必要な特定の書類等の提出を求めることは差し支えない。

問 18 評議員の評議員会への出席又は理事及び監事の理事会への出席については、「欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がいる場合」は文書指摘を行うこととなっており、その判断の基準について、着眼点(評議員:ガイドライン I の3の(1)の2、理事:ガイドライン I の4の(3)の1、監事: I の5の(2)の2の該当部分)で「原則として」とあるが、この「原則として」の取扱如何。

(答) ご指摘の「原則として」については、評議員、理事及び監事はその職責を果たす観点から評議員会又は理事会への出席が求められていることを踏まえ、以下の例のような法人側に責任のないやむを得ない理由がある場合に、欠席理由について、法人の説明を十分に聞いた上で、欠席回数のみをもって文書指摘が行われないこともあり得ることを留意されたい。

(やむを得ない理由の例)

- ・自然災害
- ・本人の病気・けが
- ・その他、法人の責めに帰さないやむを得ない理由があると、所轄庁が認めた場合

問 19 ガイドライン I の4の(1)の指摘基準中の、理事の3分の1を超える欠員がある場合の「具体的な検討」と理事に欠員がある場合の「補充の検討」はどのように異なるのか。

(答) 「補充の検討」については、理事候補者の検討や補充のスケジュールの検討など補充に向けて何らかの検討が行われていれば足りるものであるが、「具体的な検討」については、理事候補者の選定、補充のための理事会の開催時期の決定等具体的な手続きが進行中であることが必要である。

問 20 ガイドライン I の2の「内部管理体制に係る必要な規程の作成が行われているか」の確認はどのように行うのか。

(答) 内部管理体制の整備に関する事項の確認については、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」(平成 28 年6月 20 日 事務連絡)の第 4 章の(3)に記載する対応が行われているかを確認する。なお、事務連絡第 4 章の(3)のウの記載は例示であって、これらの対応が行われていない場合であっても、社会福祉法施

行規則第2条の16に定める事項のすべてを理事会で決定している場合には、指導の対象となるものではない。

問 21 評議員や役員の履歴書、就任承諾書や議事録署名人等の押印は、実印でなければならないのか。【着眼点(評議員:ガイドライン I の3の(1)の2、理事:ガイドライン I の4の(3)の1、監事: I の5の(2)の2の該当部分)】

(答) 法人の登記に当たって、実印を押印した書類や印鑑登録証明書を申請書類として求められた場合には、登記を行うためにこれらの書類が必要となるが、法人運営の観点からは、評議員や役員の履歴書や就任承諾書の押印は、必ずしも実印による必要はなく、法人監査においてもこれらの押印に使用された印鑑が実印であるかの確認は行わない(そのため、印鑑登録証明書の確認も不要である。)

問 22 評議員や役員の選任の際に、欠格事由に該当しないことの証明書類として、市町村が発行する「身分証明書」が必要か。【着眼点(評議員:ガイドライン I の3の(1)の2、理事:ガイドライン I の4の(3)の1、監事: I の5の(2)の2の該当部分)】

(答) 評議員や役員が欠格事由に該当しないことについては、履歴書や誓約書等により確認することで足り、身分証明書を徴する必要はない。ただし、法人がその判断により、評議員や役員の候補者から、身分証明書を徴することは差し支えない。

問 23 関係行政庁の職員が法人の評議員や役員となることは適当ではないとされているが、関係行政庁の職員が法人の評議員や役員となっている場合に指導は行わないのか。また、関係行政庁の職員には、関係行政庁の首長や副首長、所轄庁のみならず社会福祉法第58条に定める助成等を行った地方公共団体の職員も含まれるか。

(答) 関係行政庁の職員が評議員又は役員となることは公私分離の原則から適当ではないが、一義的には、関係行政庁が自律的に遵守すべき規制であり、関係行政庁の職員が評議員や役員となっていることのみをもって法人に対する指導は行わない(監査における確認事項とはしていない。)

また、「関係行政庁の職員」には、当該法人に対して助成等を行った行政庁の職員も含まれる。

問 24 社会福祉充実計画の作成の手續について、指導監査で確認する必要はないのか。

(答) 社会福祉充実計画の作成に関する手續については、所轄庁が当該計画を承認する際に確認済であり、指導監査において改めて確認を行う必要はない。

問 25 「指導監査を行うに当たっては、経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)が拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか」とあるが、この作成及び備置きは書面での備置き及び保存に限られるのか。

(答) 書面での備置き及び保存に加え、電磁的記録による備置き及び保存が可能である。

雇児保発0616第1号
平成29年6月16日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）の安全管理については、従来から通知等により適切な指導をお願いしています。

保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合には、類似の事故の発生を防止するため、平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下、「ガイドライン」という。）」により、プール活動・水遊びを行う場合の監視体制、十分な事前教育、緊急事態への対応についての取組等、事故の発生防止のための取組を示しております。

つきましては、引き続き、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、ガイドラインの周知を図るとともに、別添1「水泳等の事故防止について（平成29年4月28日付け29ス庁第99号スポーツ庁次長通知）」を参考にして、特に下記の点に留意の上、管内の保育所等及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

なお、幼保連携型認定こども園については、別添2「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成29年6月16日付け府子本第487号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）」により、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するための注意喚起を行っていることを申し添えます。

記

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう保育所等に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている保育所等に対しては、再度、周知徹底を図られたい。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
 - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

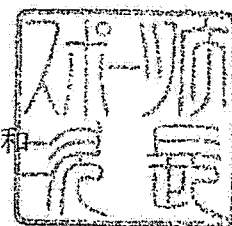
 - ① 監視者は監視に専念する。
 - ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
 - ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
 - ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
 - ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
 - ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等
 - (3) 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
- 2 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。

29ス庁第99号

平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
高橋 道 和



(印影印刷)

水泳等の事故防止について (通知)

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております(別添1、2参照)。また、昨年度は、学校の授業等のスタートの指導において、不適切な指導による事故が発生しております。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)(別添3)を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県・指定都市教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙1「学校における児童・生徒等に対する指導等について」、別紙2「スタートの指導での留意点」にも留意されるとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお取り計らい願います。

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故が比較的多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課（内線：3939）

政策課学校体育室（内線：2674） [学校体育担当]

参事官（地域振興担当）（内線：3773） [学校プール施設・社会体育施設担当]

学校における児童・生徒等に対する指導等について

- 1 学校における水泳指導の際の安全管理、安全指導等に当たっては、「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（平成18年6月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）及び「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」（平成28年3月）も参考にされたいこと。

水泳活動中の事故には、スタート時に逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつけて起こるものが少なくないので、スタートの指導については、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、教師等の指示に従い、水深や水底の安全を確かめ、入水角に注意するなど、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。なお、小学校の体育及び中学校の保健体育の授業については、学習指導要領において、水中からのスタートを指導するものとしていること。また、高等学校の授業及び水泳部の活動等においては、段階的な指導を行うとともに安全を十分に確保すること。

また、監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身につけている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行かせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。
- 2 児童・生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- 3 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。
- 4 児童・生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

スタートの指導での留意点

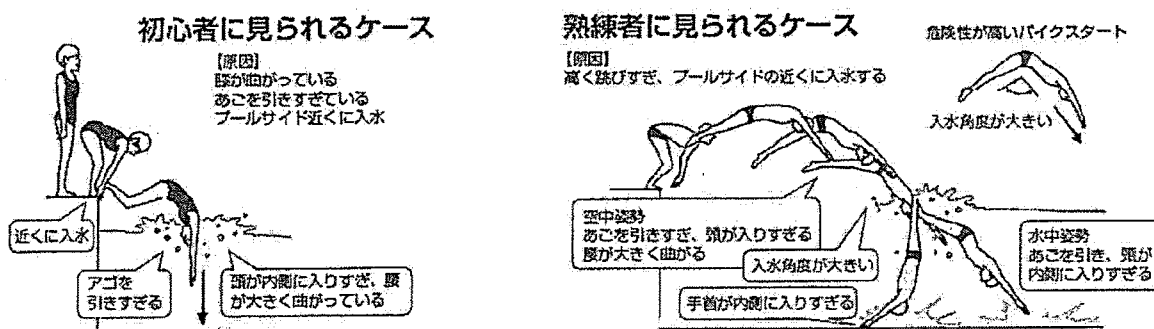
水泳プールの事故には、スタート時に、逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡等の事故が起きています。スタートの指導は個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、指導者の指示に従って実施すること、水深や水底の安全を確かめ入水角度に注意することなど、安全に配慮した指導が大切です。

なお、小・中学校では、水中からのスタートのみを指導し、授業での飛び込みによるスタート指導は行いません。

学習指導要領解説では、スタートの指導について次のように明記しています。

小学校	水中からのスタートを指導するものとする。
中学校	泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。
高等学校	スタートの指導については、 <u>段階的な指導を行うとともに安全を十分に確保すること。</u>

【危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）抜粋

【昨年度の事故の例】

発生日	都道府県	校種	事故の状況
7月	東京都	高等学校	教員がスタート位置から1m離れたプールサイドで、足元から高さ約1mの水面上にデッキブラシの柄を水面に平行に掲げ、生徒に柄を越えて飛び込むよう指示。生徒は指示通り飛び込み、プールの底に頭部を強打した。救急搬送され、頸椎骨折、頸髄損傷と診断された。
7月	鳥取県	小学校	郡民体育大会及び中部小学校体育連盟主催の水泳大会に出場予定候補選手を対象とした放課後の水泳練習において、飛び込み練習を行った際、水面にフラフープを浮かべ目標を定め実施した。その状況の中、児童がフラフープをめがけ飛び込み、プールの底に頭頂部をぶつけた。その後、頸椎捻挫と診断され、数か月通院。

平成28年夏期(7～8月)における水泳等の事故

(警察庁調べ。()内は中学生以下の子供で内数。)

【表1】水難事故者数

	水難事故者数
平成28年夏期	735人 (132)
平成27年夏期	673人 (131)

【表2】場所別死者・行方不明者

	平成28年夏期		平成27年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	162(2)	53.3%	151(11)	56.6%
河川	101(12)	33.2%	88(12)	33.0%
湖沼池	16(3)	5.3%	10(2)	3.7%
用水路	20(0)	6.6%	13(1)	4.9%
プール	5(2)	1.6%	3(2)	1.1%
その他	0(0)	0.0%	2(1)	0.7%
計	304(19)		267(29)	

【表3】行為別死者・行方不明者

	平成28年夏期		平成27年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	60(3)	19.7%	56(7)	21.0%
水遊び	49(11)	16.1%	44(14)	16.5%
魚とり・釣り	79(2)	26.0%	61(0)	22.8%
作業中	18(0)	5.9%	9(0)	3.4%
通行中	10(1)	3.3%	22(2)	8.2%
その他	88(2)	28.9%	75(6)	28.1%
陸上における遊戯・スポーツ中	1(1)	0.3%	0(0)	0.0%
ボート遊び	2(0)	0.7%	2(0)	0.7%
水難救助活動	8(0)	2.6%	2(0)	0.7%
シュノーケリング	12(0)	3.9%	24(3)	9.0%
スキューバダイビング	4(0)	1.3%		
サーフィン	5(0)	1.6%	5(0)	1.9%
その他	7(0)	2.3%	42(3)	15.7%
不明	49(1)	16.1%		
合計	304(19)		267(29)	

【表4】年齢層別死者・行方不明者

	平成28年夏期		平成27年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	19	6.3%	29	10.9%
未就学児童	3	1.0%	8	3.0%
小学生	10	3.3%	11	4.1%
中学生	6	2.0%	10	3.7%
高校生又はこれに相当する年齢の者	13	4.3%	15	5.6%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	148	48.7%	133	49.8%
65歳以上の者	122	40.1%	90	33.7%
不明	2	0.7%		
合計	304		267	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※平成28年度は速報値

学校種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	総計
小学校	1	0	1	0	0	2
中学校	0	2	1	0	0	3
高等学校	0	0	1	0	0	1
総計	1	2	3	0	0	6

○水泳中の事故等による障害見舞金の支給件数

※平成28年度は速報値

学校種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	総計
小学校	4	2	0	0	2	8
中学校	1	1	4	3	1	10
高等学校	3	2	1	2	0	8
総計	8	5	5	5	3	26

○平成27年度までの具体的事例は、日本スポーツ振興センターの「学校事故事例データベース」に掲げており、参照されたい。

別添 3

プールの安全標準指針

平成 19 年 3 月

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

【目 次】

はじめに（指針策定の主旨）	1
第1章 指針の位置づけ及び適用範囲	2
1-1 本指針の位置づけ	2
1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）	3
第2章 プールの安全利用のための施設基準	4
2-1 プール全体	4
2-2 排（環）水口	6
第3章 事故を未然に防ぐ安全管理	8
3-1 安全管理上の重要事項	8
3-2 管理体制の整備	9
3-3 プール使用期間前後の点検	10
3-4 日常の点検及び監視	13
3-5 緊急時への対応	14
3-6 監視員等の教育・訓練	15
3-7 利用者への情報提供	16
参考	17

はじめに（指針策定の主旨）

本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

■本指針の構成について

- 基本的考え方（実線囲み） プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したもの。
- 解説-----基本的考え方の理解を深め、適切な運用が図られるよう解説を示したもの。
- 参考-----解説に関連して参考になる事項を示したもの。

■本指針の表現について

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

「～必要である。」-----プールの安全確保の観点から、記述された事項の遵守が強く要請されると国が考えているもの。

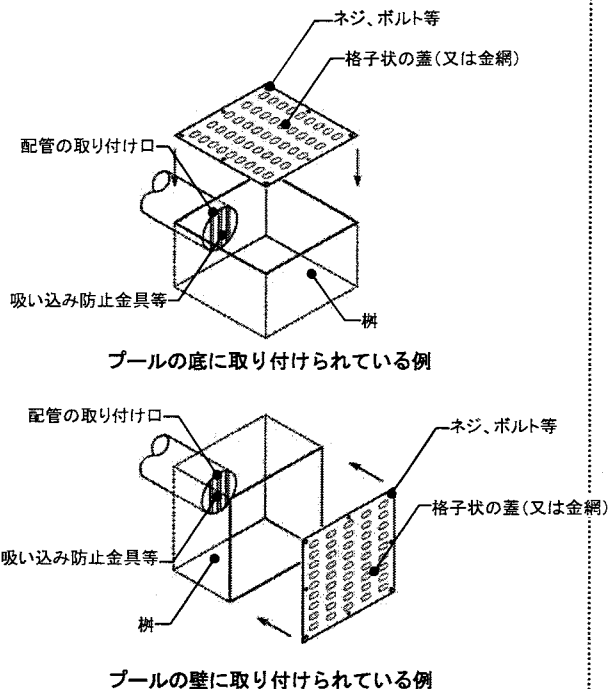
「～望ましい。」-----より一層のプールの安全確保の観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されると国が考えているもの。

※「排(環)水口」とは-----「プール水を排水・循環ろ過するための吸い込み口」

プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口(吸水口)をいう。また、起流、造波、ウォータースライダーまたは他のプールへ循環供給するためのプール水の取水口も含む。

循環ろ過方式の排(環)水口は排水と取水(吸水)を兼用する 경우가多く、通常、ポンプで水を取り込む取水口(吸水口)は箱形の柵がプールの床や壁に取り付けられ、格子状の蓋(又は金網)（以下、「排(環)水口の蓋等」又は「蓋等」という。）がネジ、ボルト等によって固定されており、柵の中にポンプへの配管がある。この他に循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻す過吐出口等がある。

本指針で用いる「排(環)水口」はこれまで使用されている排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等を同義語として扱い、これらの管の取り付け口と箱型の柵を一体として定義している。



第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

(解説)

- ・本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吸い込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき基本的事項を示したものである。
- ・本指針は、プールの安全確保について、設置管理者が取り組むべき事項を示したものであるが、これらの業務を外部に委託(請負を含む)する場合には、受託者(請負者を含む)に対し同様の対応を求めるものであり、設置管理者は受託者の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・本指針は、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び(財)日本体育施設協会、(社)日本公園緑地協会で構成する「プールの安全標準指針(仮称)策定委員会」における検討を経て、文部科学省及び国土交通省により、プールの設置及び管理に関する技術的助言としてとりまとめたものである。
- ・本指針については、プールの利用実態や施設の性能向上等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

※「設置管理者」

プールの所有者(所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの)をいい、通常の方法公共団体への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。

1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）

本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

（解説）

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設としてのプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・国の機関等における訓練用プール等、特定の用途に限定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。（ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。）なお、これらのプール及び水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としていないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

(解説)

(1) 救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい。

(2) プールサイド、通路等

- ・プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有することが必要である。
- ・プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする必要があり、素足で歩くことから粗い表面のものは避けることが必要である。
- ・幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

(3) 監視室

- ・監視員を統括管理し、監視体制の充実を図るためには監視室を設置することが望ましい。監視室は緊急時の指令室の役割を果たすとともに、場内アナウンスや監視員の休憩所としても機能するものであり、設置にあたっては、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体が見渡せる場所に、前面を開放またはガラス張り等とした監視室を設けることが望ましい。なお、プールが大規模で、監視室を水域全体を見渡す場所に設置できない場合は、監視台を充実させるなどにより監視室の機能を補完する措置を講じることが望ましい。
- ・監視室に電話や緊急時の連絡先一覧表（2 か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましい。

(4) 救護室、医務室

- ・プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましい。救護室、医務室等には、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

(5) 放送設備

- ・ プールを安全に管理するためには、プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段を確保することが必要である。
- ・ 施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設して設置することが望ましい。
- ・ 監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

(6) 看板・標識類

- ・ プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。
- ・ 利用に関する看板・標識類は、施設の入り口付近で目に付く位置に設置することが望ましい。
- ・ 排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。

2-2 排(環)水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

(解説)

(1) 安全確保の基本的な考え方

- ・多くのプールは、循環ろ過設備によって衛生的で安全な水質を維持しているため、取水口及びポンプへの配管は必須であることから、清掃及び点検の際の不注意等による吸い込み事故の防止はもちろん、子どもがいたずらしようとしても事故が発生しないよう十分な安全対策を施すことが必要である。
- ・施設面からの安全対策としては、排(環)水口に二重構造の安全対策を施すことが必要である。また、不備がある場合は必要な改修が終了するまで利用を停止することが必要である。

(2) 二重構造の安全対策

- ・排(環)水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

[参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例]

[参考-2 配管取り付け口の吸い込み防止金具の一例]

- ・ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと(幼児であっても確実かつ容易に離れることができること)が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

(3) 仕様、工法への配慮

- ・蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である。また、蓋等は利用者の接触やプール水の環流等による振動等により、それらを固定しているネジ、ボルト等にゆるみが生じることもあるため、ゆるみを生じにくい留め方とすることが望ましい。
- ・蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐蝕しにくく、かつ利用者の接触等による他の事故の要因とならないよう、用いる材料や工法にも十分に配

慮することが必要である。

- ・蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口している場合は、柵を設置した上で吸い込み防止措置を講じる等、二重構造の安全対策を講じる必要がある。
- ・柵を設置しても蓋等の上部の流速が強い場合は、排(環)水口を複数設置することが望ましい。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口し、かつ、排(還)水口が身体の一部で覆うことができるような小さいサイズの場合でも、身体が吸い付いて水中で離脱できなくなることがあるので、吸い付きを防止するため、排(還)水口を複数設置する等の配慮が必要である。
- ・また、異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン、吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ・なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

(解説)

- ・プールの安全を確保し、事故を防止するためには、施設のハード面とともに、点検、監視等を日々確実に行うといったソフト面の充実が不可欠である。
- ・特に、排(環)水口の吸い込み事故対策としては、ハード面では排(環)水口の蓋等の固定や配管の取り付け口の吸い込み防止金具の設置等の安全対策が必要であり、ソフト面では安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認、異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置が実施されるような管理体制を整備しておくこと等が必要である。
- ・なお、福祉施設等のプール（一般開放する場合を除く。）で、当該施設の職員が監視員として機能する場合においても、本指針で示す安全管理上の配慮事項を踏まえて、安全管理等を実施することが望ましい。

福祉施設等の例：リハビリテーション施設、知的障害者施設、児童自立支援施設、国立健康・栄養研究所、保育所

- ・事故を未然に防ぐための安全管理を徹底するためには、
 - 管理体制の整備
 - プール使用期間前後の点検
 - 日常の点検及び監視
 - 緊急時への対応
 - 監視員等の教育・訓練
 - 利用者への情報提供

が重要と考えられ、次節以下にそれぞれの内容を示す。

3-2 管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。

また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えることが必要である。
- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割分担と、選任の基準は以下のとおりとする。なお、当該施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担う場合もある。

●管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要がある。これらに関する資格を取得していることが望ましい。

●衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたるが、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる必要がある。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする必要がある。

●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

[参考-3 プール監視員の主な業務の一例] 参照

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするこ

とが望ましい。

●救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とするのが望ましい。

- ・設置管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。
- ・学校のプール施設においても、上記の趣旨を踏まえ、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要である。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例] 参照

3-3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

(解説)

- ・点検チェックシートを作成し、プール使用期間前に施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例] 参照

- ・特に、重大事故が発生する可能性のある排(環)水口の点検については注意を払い、必要な場合は専門業者による確認、点検及び修理を行うことが必要である。
- ・使用期間前の排(環)水口の点検は、
 - 蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか。(針金による固定、蓋の重量のみによる固定は不可)
 - 蓋等やそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないか。
 - 配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。について行うことが必要である。
- ・清掃や点検のため排(環)水口の蓋等はずす場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行い、作業後、ネジ、ボルト等で正常な位置に固定しておくことが必要である。
- ・蓋等の変形、それらを固定しているネジ、ボルト等の破損、欠落等があった場合は、直ちに修理、交換を行い、安全な状態に整備しておくことが必要である。
- ・使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備及び必要な工具を用意しておくことが望ましい。
- ・設置管理者は点検チェックシートを3年以上保管することが必要である。また、点検時には過去の点検結果との照合等を行うことが望ましい。
- ・点検チェックシートには、排(環)水口の所在を明示したプールの見取図の写しを添付し、保存することが望ましい。

- ・使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して次の使用に備えることが望ましい。
- ・通年使用するプールについては、上記に準じて1年に1回以上の定期的な点検を行うことが必要である。
- ・なお、吐出口についても、排(環)水口に準じた点検・整備を行う必要がある。

3-4 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要である。

また、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせることが必要である。

(解説)

(1) 施設の点検

- ・点検にあたっては、目視にとどまらず、触診及び打診によって確実にを行うことが必要である。
- ・毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要である。
- ・点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実にを行うことが必要である。点検チェックシートとともに、気温(室温)、水温、利用者数、水質検査結果(プール水の残留塩素濃度等)、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管することが必要である。

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例
(管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)] 参照

- ・施設の安全点検の結果を掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

(2) 監視員及び救護員

- ・遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要である。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましい。
- ・監視設備(監視台)は、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましい。
- ・飛び込み事故、溺水事故、排(環)水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うことが必要である。
- ・なお、監視員には、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識しておくことが必要である。

3-5 緊急時への対応

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておくことが必要である。

施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないことが必要である。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止することが必要である。

人身事故が起きた場合は、傷病者の救助・救護を迅速に行うとともに、速やかに消防等の関係機関及び関係者に連絡することが必要である。

(解説)

- ・利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる
 - 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する
 - プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない
 - 排(環)水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する
- ・人身事故が起きた場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 傷病者を救助し、安全な場所へ確保する
 - 適切な応急手当を行う
 - 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う
 - 必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する
- ・緊急時の対応を確実に行うには、従事者に対する就業前の教育・訓練の実施とともに、緊急時の初動心得の掲示、毎日始業終業時に行う全体ミーティングにおける確認等により周知徹底することが必要である。

3-6 監視員等の教育・訓練

プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理に関わる専門的な業務内容を詳細にわたって把握しておくことが必要である。その上で、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておくことが必要である。
- ・特に、排（環）水口における吸い込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排(環)水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解していることが必要である。
- ・教育内容は次の a～d の項目を必ず含むようにし、e については必要に応じて随時実施することが望ましい。
 - a プールの構造及び維持管理
 - b プール施設内での事故防止対策
 - c 事故発生等緊急時の措置と救護
 - d 緊急事態の発生を想定した実地訓練
 - e 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究
- ・訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排(環)水口における吸い込み事故を想定したものも必ず含むことが必要である。排(環)水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくことが必要である。
- ・なお、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しては、就業前に同様の教育、訓練を行うことが必要である。
- ・特に、夏季のみ使用する施設では、アルバイトの監視員が毎年違う人材となる場合が多いため、教育研修カリキュラム等を準備しておくことが必要である。
- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は教育、訓練の実施にあたり、その記録を作成して3年以上保管することが望ましい。

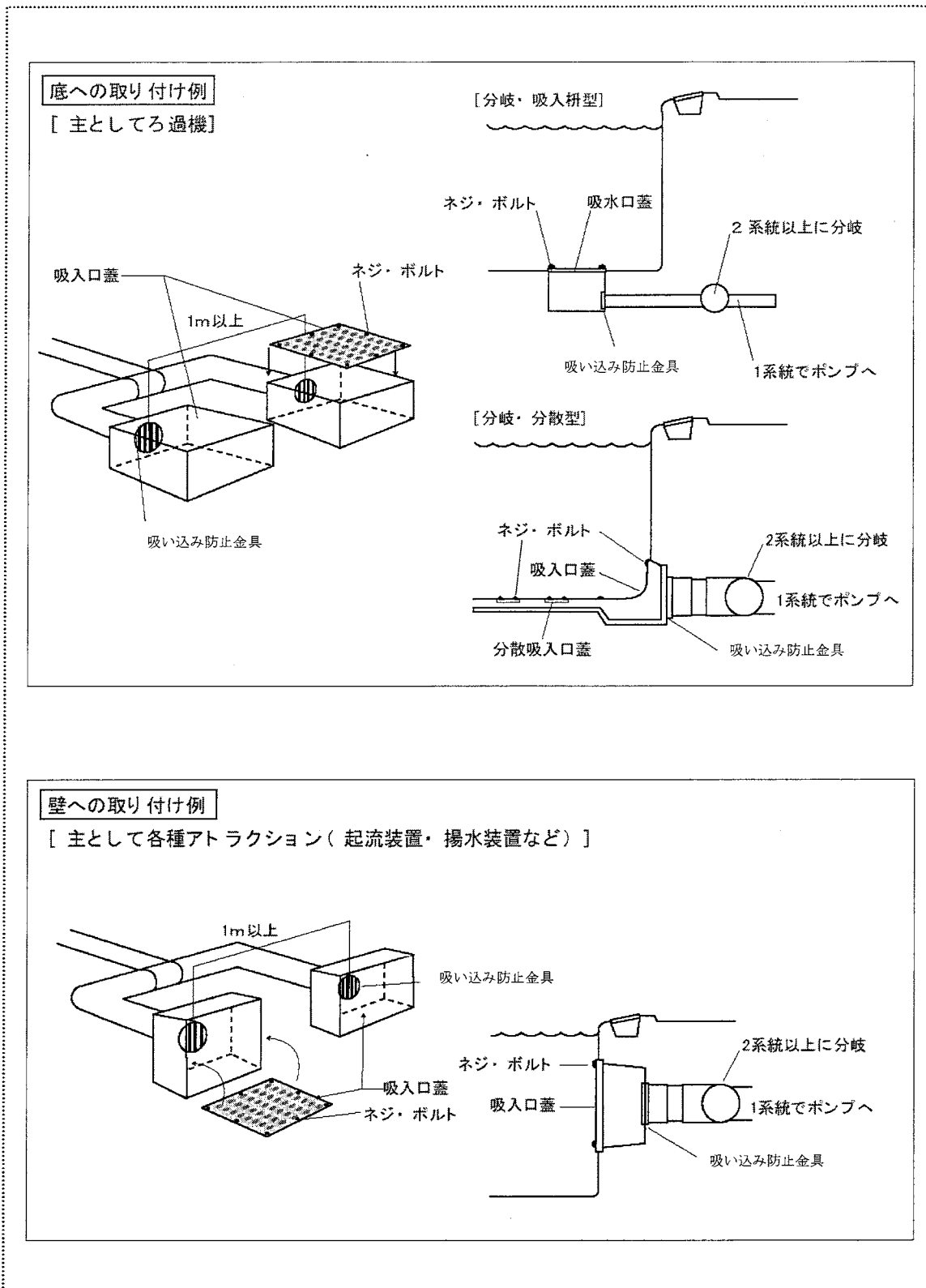
3-7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示することが望ましい。

(解説)

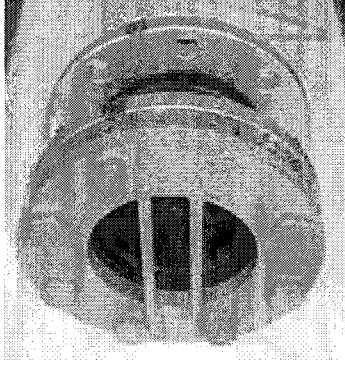
- ・プールを安全に管理するためには、利用者に注意すべき事項・禁止事項、利用にあたって注意喚起を促す必要がある場所等について、入り口その他、遊泳者の見やすい場所及び注意を払うべき場所に標識、掲示板等を設置することが望ましい。
- ・重大な事故の危険性を有する排(環)水口については、プール利用者がその所在を容易に認識できるよう位置表示を行うとともに、排(環)水口付近で遊ぶと手を挟まれたり吸い込まれたりする危険があることを示すことが望ましい。
- ・位置表示は、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに、排(環)水口の位置を示したプール全体の見取図の掲示、及び、排(環)水口付近の壁又は底面その他見やすい箇所に存在の明示を行うことが望ましい。なお、見取図には排(環)水口の存在の明示の方法も記しておくことが望ましい。
- ・表示にあたっては、危険箇所であることが子どもでも正しく理解できるよう、文字とイラストでわかりやすく表示することが望ましい。
- ・使用期間前の点検チェックシート、毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

[参考-7 点検結果掲示の一例] 参照

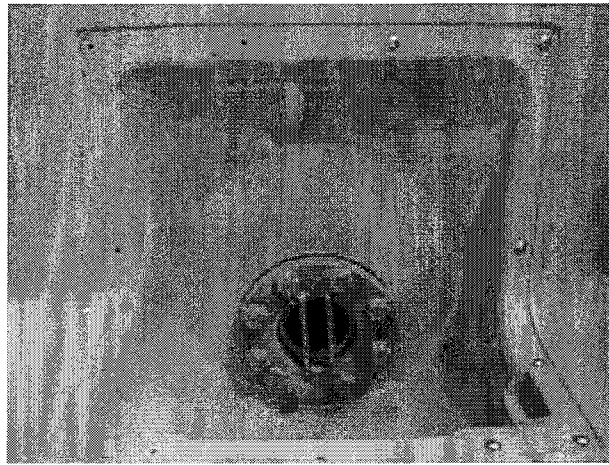


[参考-2 吸い込み防止金具の一例]

出典) 健康運動施設開発機構



吸い込み防止金具の例



取り付け例

1 業務内容

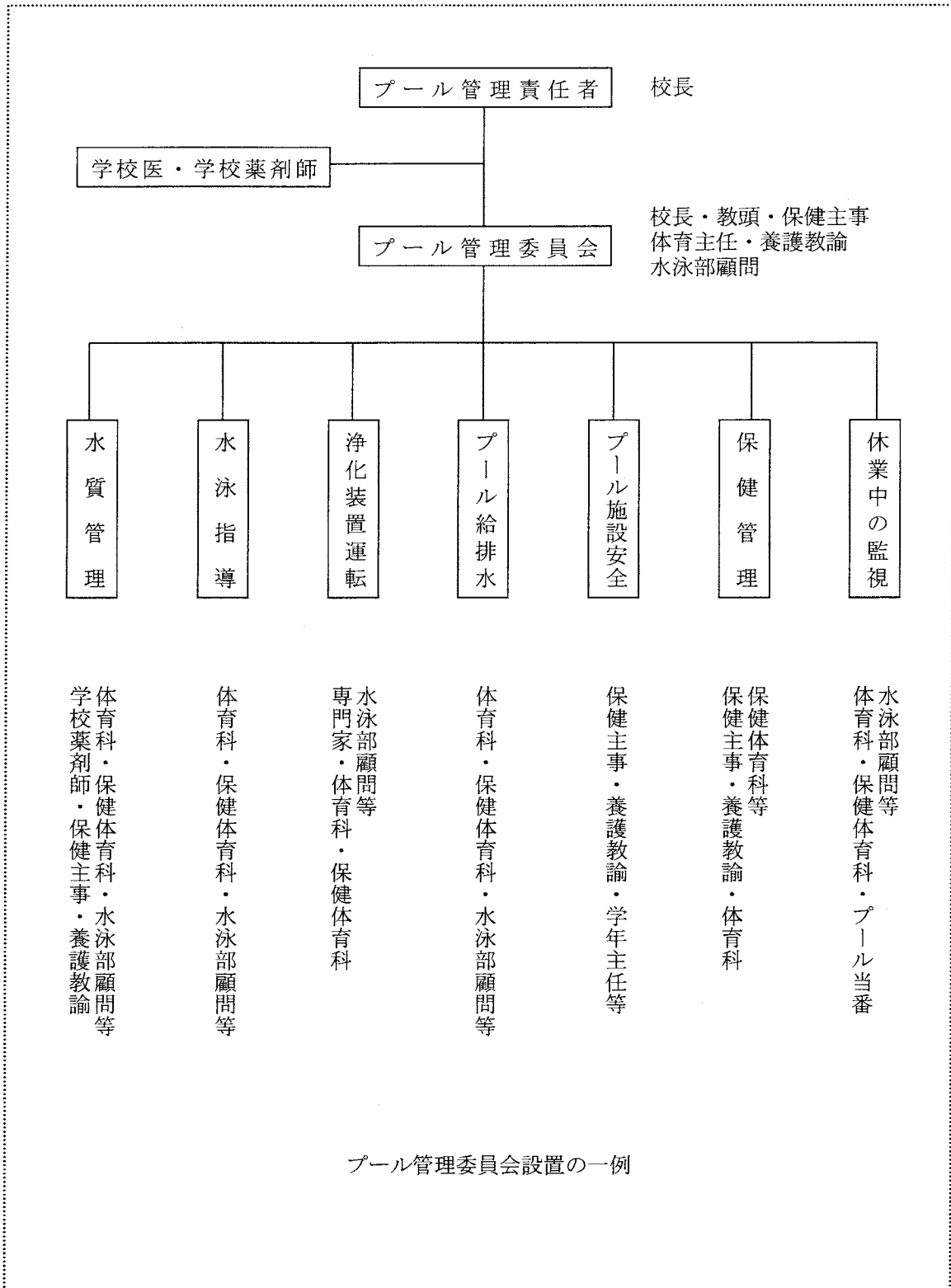
- (1) 入場者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- (2) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- (3) 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。(利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。) また、小学校低学年以下の子どもを連れてくる保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- (4) プール場内での禁止事項・プールごとの留意事項・持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。

2 留意事項

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- (3) 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- (4) 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- (5) 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- (6) 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (7) 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- (8) 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- (9) ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- (10) 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があった場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。
- (11) 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例]

出典)「学校における水泳事故防止必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター



プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

施設名				プール名							
点検者				点検日	年	月	日	～	年	月	日
点検項目	点 検 内 容							点検結果			
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行ったか							適・否			
	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか							適・否			
プール本体	給排水及び清掃が容易な構造か							適・否			
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か							適・否			
	適当数の水深表示があるか							適・否			
プールサイド	滑り止めの構造となっているか							適・否			
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか							適・否			
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか							適・否			
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか							適・否			
排(環)水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか							適・否			
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか							適・否			
消毒設備	薬剤の種類：			薬剤タンクの容量：				0			
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか							適・否			
	薬剤の保管場所は適当か							適・否			
	薬剤の保管状況は良好か							適・否			
浄化設備	浄化設備はよく清掃されているか							適・否			
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か							適・否			
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか							適・否			
更衣室	男女別に区別されているか							適・否			
	双方及び外部から見通せない構造か							適・否			
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか							適・否			
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか							適・否			
便所	男女別に、十分な数があるか							適・否			
	よく清掃されているか							適・否			
	専用の手洗い設備があるか							適・否			
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか							適・否			
	故障又は破損のものはないか							適・否			
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか							適・否			
	故障又は破損のものはないか							適・否			

点検項目	点検内容	点検結果
くずかご	適当な場所に十分な数を備えてあるか	適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採暖室等	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか	適・否
掲示設備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示してあるか	適・否
管理体制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか	適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管理責任者	管理責任者は、それぞれの役割を確認させているか	適・否
	管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
衛生管理者	水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有しているか	適・否
監視員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救護員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業者に対する 研修、訓練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
排(環)水口の 表示等	排(環)水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか	適・否
	排(環)水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
	プール全体の見取図に排(環)水口の明示方法を明記してあるか	適・否
監視所等	監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか	適・否
管理日誌	備えてあるか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
救命救護器具等 の配置	救命具(浮輪等)は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例 (管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県

プール管理日誌 (例)

責任者			作成者			年		月	日	曜	天候						
	AM	7	8	9	10	11	12 PM	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
使用時間 ←→																	
点検時間 —																	
入場者人員																	
気 温 (室 温)																	
水 温																	
遊離塩素 濃度測定値																	
安全点検(記名)																	
堅固に固定																	
腐食欠落等																	
目視触診打診																	
監視員																	
救護員																	
救急救護用具																	
*上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																	
摘 要 (施設設備の 状況、特記 事項等)																	

<p>当プールをご利用の皆さまへ</p> <p>当プールは、次の事項について<u>毎日点検</u>を行い、 施設の安全を確認しています。</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇月〇〇日 プール管理者 〇〇〇〇 (連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)</p>		
区分	点検項目	点検結果
施設関係	排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか	(例) 蓋等が堅固に固定され、吸い込み防止金具が取り付けられている。 など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っている など
	救命救護器具等は適切に配置され、直ちに使用できるか	(例) 適切に配置され、直ちに使用できる など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「保育士等キャリアアップ研修に関する Q&A（平成29年7月31日）」が発出される（厚生労働省）……………1
- ◆ 保育の質を高める自己評価・第三者評価セミナー受講者募集（全国社会福祉協議会・政策企画部）……………1
- ◆ 「第15回 子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会」開催のご案内（児童虐待防止全国ネットワーク）……………2

◆ 「保育士等キャリアアップ研修に関する Q&A（平成29年7月31日）」が発出される（厚生労働省）

平成29年4月1日に「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」が発出され、処遇改善等加算Ⅱの要件と関連した研修体系が示されました。このガイドラインは、研修の実施主体である都道府県に対し、保育現場におけるリーダー的職員等に向けた研修内容や研修の実施方法等が整理されたものです（本ニュースNo.17-02にて既報）。

今般示された「保育士等キャリアアップ研修に関する Q&A」では、各都道府県がガイドラインに沿った研修を実施する際の留意事項や研修の実施方法について、7つの項目にまとめられています。

なお、保育士等キャリアアップ研修の実施に必要な経費については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業」における「保育の質の向上のための研修事業」（平成29年度子ども子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金）の対象となっていることが明記され、各都道府県が着実に研修に取り組むよう求められています。

詳細は、資料1-1、1-2をご参照ください。

◆ 保育の質を高める自己評価・第三者評価セミナー受講者募集（全国社会福祉協議会・政策企画部）

全国社会福祉協議会・政策企画部では、保育の質を高めるための自己評価・第三者評価を推進するため、標記セミナーを開催します。

本セミナーでは、保育所保育指針等にもとづく第三者評価基準を活用した保育実践の振り返り（自己評価）をつうじて保育の評価の実際を体験します。また、自己評価と第三

者評価を活用した保育の「質」向上の取組の意義と活かし方を理解していきます。

協議員の皆さまには、開催要綱を政策企画部から直接お送りいたしておりますのでご参照いただければと存じます。

詳細については、下記ならびに資料2の開催要綱をご参照ください。

※プログラムの内容は、平成29年3月20日に開催したセミナーと同じものです。

1. 開催日時	平成29年9月4日(月) 10:30～17:00
2. 会場	全国社会福祉協議会5階「第3～5会議室」 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
3. 参加費	10,000円(資料代として。交通費、昼食・宿泊費は含みません。)
4. プログラム	○10:30～11:00 開会あいさつ 基調説明：保育の「質」をめぐる課題と自己評価・第三者評価の意義と活用(全国社会福祉協議会) ○11:10～12:10 行政説明：子ども・子育て支援をめぐる動向と保育の「質」向上(厚生労働省 子ども家庭局 保育課〔予定〕) ○13:00～14:30 講演：保育実践の振りかえりと第三者評価の必要性(大阪総合保育大学 教授 大方美香 氏) ○14:45～17:00 演習：保育実践の振りかえり(自己評価)の実際(岩手県社会福祉協議会 事務局次長 右京昌久 氏 福祉経営ネットワーク 常任理事・事務局長 岡田賢宏 氏)
5. 問い合わせ	社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-7889 FAX.03-3580-5721 Eメール z-seisaku@shakyo.or.jp

◆「第15回 子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会」開催のご案内(児童虐待防止全国ネットワーク)

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークは、虐待によって命を奪われた子どもたちに鎮魂の祈りを捧げ、一人ひとりがすべきこと、できることについて考えるため、「第15回 子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会」を開催します。

詳細については、下記ならびに資料3の開催案内をご参照ください。

1. 開催日時	平成 29 年 11 月 19 日 (日) 13:00 ~ 17:00 (開場 12:15)
2. 会 場	銀座ブロッサム中央会館ホール 〒113-0033 東京都中央区銀座 2-15-6
3. 参加費	無料 (事前申込不要。当日直接会場にお越しください。)
4. プログラム	<p>○第 1 部 虐待死を悼み、命を讃える 過去 1 年間に虐待により命を奪われた子どもたちの名前や年齢、命が奪われるに至った原因などを読み上げ、参加者全員による黙祷を捧げます。</p> <p>○第 2 部 講演「子どもの生きる力を守る」 (NPO 法人こどもの里 理事長 荘保共子 氏)</p> <p>○第 3 部 子ども虐待防止を訴える「鎮魂の行進」 オレンジリボンを身に付け、街頭を行進しながら、子ども虐待のない社会作りをアピールします。オレンジ色の服装などでの参加を歓迎します。</p>
5. 問い合わせ	認定 NPO 法人 児童虐待防止ネットワーク 〒156-0043 東京都世田谷区松原 1-45-10 KT スクエア-4B TEL.03-6380-6380 Eメール info@orangeribbon.jp

事 務 連 絡
平成29年7月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「保育士等キャリアアップ研修に関するQ&A（平成29年7月31日）」について

保育施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修の内容や実施方法等については、本年4月1日付けで「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」を定め、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により通知したところです。各都道府県等におかれては、本ガイドラインに基づき、研修の実施に取り組んでいるところと存じますが、今般、別添のとおり、本研修に関するQ&Aを作成しましたので、研修の実施に当たり参考にしていただくとともに、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知願います。

なお、保育士等キャリアアップ研修の実施に必要な経費については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業」における「保育の質の向上のための研修事業」(平成29年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金)において必要な経費を補助することとしておりますので、各都道府県等におかれては、本補助金を積極的に活用し、着実に研修に取り組むようお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省 子ども家庭局

保育課 保育士対策係

TEL : 03-5253-1111 (内線 4958)

FAX : 03-3595-2674

保育士等キャリアアップ研修に関するQ&A（平成29年7月31日）

問1 研修の名称に「キャリアアップ」を必ず入れなければならないのでしょうか。

(答)

研修の名称については、必ずしも「キャリアアップ」という文言を入れる必要はなく、研修の実施主体において、適切な名称を付けていただくこととなります。

問2 各都道府県において研修の実施機関を指定する場合、指定先の団体は市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限定されていますが、「就学前の子どもに対する保育に関する研修実績」にはどのようなものが含まれるのでしょうか。

(答)

「就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体」については、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所に従事する者を対象とした保育に関する研修を実施した実績が必要となります。

問3 研修を委託して実施する場合、委託先の団体に制限はあるのでしょうか。

(答)

（研修実施機関を指定する際は、市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限定していますが、）研修の委託先の団体については、特段の制限はありません。

問4 研修を実施する際、連続した3日間で実施しなければならないのでしょうか。

(答)

研修の実施に当たっては、1分野15時間以上で実施することとしていますが、必ずしも連続した3日間で実施する必要はなく、受講者が受講しやすくなるよう間隔を開けて実施することも可能です。

問5 例えば、1つの分野の研修（15時間）について、5時間ずつ3つの団体が分担して実施することはできるのでしょうか。

（答）

都道府県が1つの分野の研修を複数の団体に委託した上で、当該分野の研修全体の修了の評価を当該都道府県が実施するなど、受講者に対する研修修了の評価を適切に実施できる場合については、1つの分野の研修を複数の団体が分担して実施することができます。

問6 研修の事業費に関する国の補助については、都道府県が指定を行った研修実施機関に補助金の交付を行う場合についても、対象となりますか。

（答）

「職員の資質向上・人材確保等研修事業」における「保育の質の向上のための研修事業」（平成29年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金）のキャリアアップに関する研修は、都道府県が指定を行った研修実施機関に対して交付した補助金についても、補助対象経費とすることができます。

問7 キャリアアップ研修を実施する会場は、県内の何か所で実施すればよいでしょうか。

（答）

平成29年4月1日にお示しした「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の7の（3）でお示しするとおり、保育士等キャリアアップ研修の実施に当たっては、都道府県内における交通事情や利便性などを考慮し、例えば、山間部や離島などであっても、容易に研修を受講することができるよう、各地域の実情に応じ適切な会場数及び開催回数で実施いただきますよう、お願いします。

平成 29 年度 保育の質を高める自己評価・第三者評価セミナー

～保育実践の振りかえりと第三者評価の活かし方～

開催要綱

本セミナーの内容

- ◆子ども・子育て支援をめぐる施策動向と保育の「質」向上のための取組を理解します。
 - ◆保育所保育指針等にもとづく第三者評価基準を活用した保育実践の振りかえり（自己評価）をつうじて保育の評価の実際を体験します。
 - ◆自己評価と第三者評価を活用した保育の「質」向上の取組の意義と活かし方を理解します。
- ※プログラムの内容は、平成 29 年 3 月 20 日に開催したセミナーと同じものです。

趣旨・目的

「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行から約 2 年半が経過しました。保育現場での実践の展開とともに国では「待機児童解消」のための施策を実施するとともに、平成 30 年度に向けて保育の「質」を高める観点などから、保育所保育指針の改定が平成 29 年 3 月 31 日告示されました。

このように保育の「質」についての社会的な関心がより高まり、子どもの健やかな発達を保障する環境と保育士等の高い専門性が求められています。保育所は自らの保育実践についての評価と改善に取り組むこと、保護者や地域に対して根拠をもって日々の実践の理解を得ることが必要です。

国は『「日本再興戦略」改訂 2015』（平成 27 年 6 月閣議決定）で「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す」とするなど、第三者評価を活用した保育の「質」向上が求められています。

そこで、保育所における保育実践の振りかえり（自己評価）と第三者評価を活用した保育の「質」向上を支援することを目的として本セミナーを開催します。

開催日時

平成 29 年 9 月 4 日（月） 10：30～17：00

会場

全国社会福祉協議会（全社協）・5 階「第 3～5 会議室」

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

主催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

参加対象※

保育所の施設長、主任保育士
保育所において自己評価・第三者評価を担当する職員
保育所を経営する社会福祉法人の役員 等

定員

80名 ※定員になり次第、締切とさせていただきます。

参加費

10,000円(資料代) ※交通費、昼食・宿泊費は含みません。

プログラム

時間	テーマ・講師・概要
10:30～11:00 (30分)	開会あいさつ 基調説明： 保育の「質」をめぐる課題と自己評価・第三者評価の意義と活用 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
11:00～11:10	休憩
11:10～12:10 (60分)	行政説明： 子ども・子育て支援をめぐる動向と保育の「質」向上 厚生労働省 子ども家庭局 保育課 (予定) *子ども・子育て支援施策や国の待機児童対策の動向、保育所保育指針の改定内容等をもとに、今日求められる保育の「質」向上の取組について説明。
12:10～13:00	昼食・休憩
13:00～14:30 (90分)	講演： 保育実践の振りかえりと第三者評価の必要性 大阪総合保育大学 教授 大方 美香 氏 *今日求められる保育実践の方向性と課題とともに、保育実践の振りかえり(自己評価)と第三者評価を活用した実践の意義と必要性などについて講演。
14:30～14:45	休憩
14:45～17:00 (135分) ※途中休憩含む	演習： 保育実践の振りかえり(自己評価)の実際 岩手県社会福祉協議会 事務局次長 右京 昌久 氏 (評価機関) 福祉経営ネットワーク 常任理事・事務局長 岡田 賢宏 氏 (評価機関) *保育実践の振りかえり(自己評価)の進め方、第三者評価の受審と活かし方を解説。また、国の第三者評価基準ガイドラインを活用した自己評価を体験する。
17:00	閉会

参加等の申込

1. 参加申込受付

別添「参加・宿泊等申込書」により、FAXにてお申込みください。

申込み先：名鉄観光サービス(株)新霞が関支店 FAX. 03-3595-1119

※昼食・宿泊のご希望がない場合も、参加申込の受付は名鉄観光(株)新霞が関支店にて行います。

2. 昼食・宿泊申込受付

参加申込みとあわせて、昼食（弁当）及び宿泊（前泊・後泊）の手配を希望される方は、別添「参加・宿泊等のご案内」により参加申込とあわせて名鉄観光サービス(株)新霞が関支店にお申込みください。

3. 申込締切：平成 29 年 8 月 21 日（月） ※ただし、定員になり次第、締切とさせていただきます。

申込後の参加費の取扱い

平成 29 年 8 月 28 日(月)以降の欠席連絡（参加キャンセル）については、参加費の返金をい

たしません。セミナー当日資料の発送をもってかえさせていただきます。

個人情報の取扱い

本セミナーの申込者、参加者に係る個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき、適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。本会のプライバシーポリシーはホームページ (<http://www.shakyo.or.jp/>) に掲載しておりますのでご参照ください。

1. 本セミナーにかかる参加申込みの受付及び昼食・宿泊手配につきましては、名鉄観光サービス(株)と個人情報保護を含む契約書を交わしたうえで同社に業務委託しております。
2. 「参加・宿泊等申込書」に記載された個人情報は、本研修会に係る企画、参加券等各種資料の送付、「参加者名簿」の作成・管理等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
3. 「参加者名簿」を作成し、当日資料に掲載するとともに参加者に配布します。参加者名簿には、都道府県名、参加者氏名、所属、役職のみを掲載します。

【事務局・お問い合わせ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部（担当：高野・山本）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

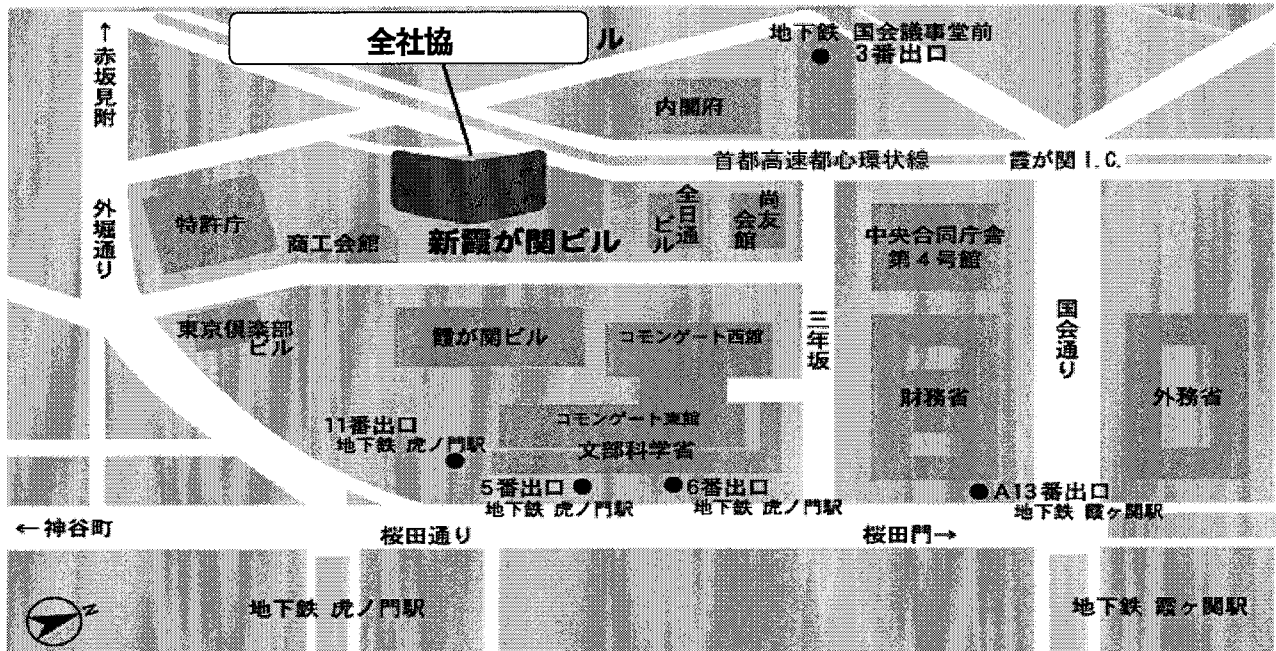
T E L. 03-3581-7889 F A X. 03-3580-5721

Eメール z-seisaku@shakyo.or.jp

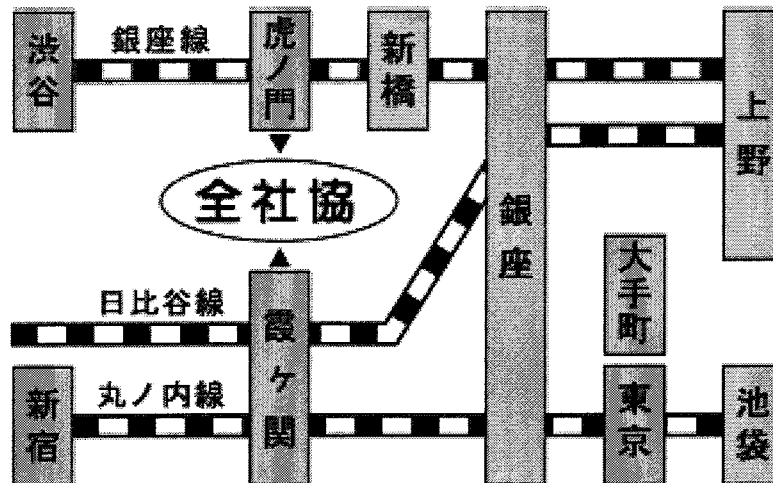
【会場案内図】

会 場：全国社会福祉協議会（全社協）「第3～5会議室」

住 所：〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 5階



全社協・新霞が関ビルへのアクセス



- 地下鉄銀座線「虎ノ門駅」11番出口より徒歩5分
- 地下鉄千代田線／丸の内線／日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩8分
- 地下鉄千代田線／丸の内線「国会議事堂前駅」3番出口より徒歩5分

虐待は、
目に見えない所に潜んでいる。



第15回

子どもの虐待死を悼み 命を讃える 市民集会



オレンジリボン運動とは子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

日時

2017年11月19日(日)

12時15分開場 13時開演

会場

銀座プロッセム
中央会館ホール

東京都中央区銀座2-15-6

参加費

無料
事前申込不要

主催 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

後援

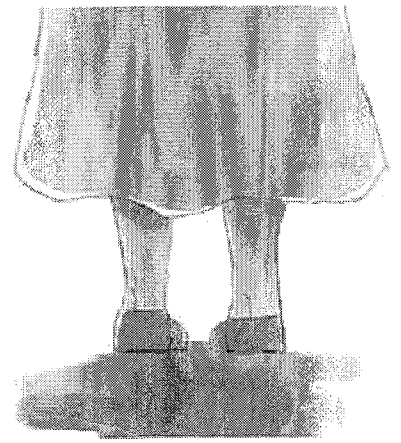
内閣府、文部科学省、厚生労働省、一般社団法人日本子ども虐待防止学会、公益財団法人SBI子ども希望財団、読売新聞社、東京都、港区、中央区、全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国保育協議会、全国保育士会、全国自立援助ホーム協議会、公益財団法人全国宝親会、NPO法人里親支援のアン基金プロジェクト、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会、NPO法人社会的養育の当事者参加推進団体 日向ぼっこ(予定含む)

イラスト：オレンジリボン公式ポスターコンテスト2017(鈴木 優花さん)

平成27年度の子ども虐待相談件数は103,260件（速報値）となり、
重篤な虐待が引き続き多く発生しています。

この集会では、虐待によって命を奪われた子どもたちに鎮魂の祈りを
捧げ、私たち一人ひとりがすべきこと、できることについて考えます。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。



13:00～

第1部 虐待死を悼み、命を讃える

過去一年間に虐待により命を奪われた子ども達の名前や生い立ちが明らかになった原因などを読み上げ、参加者全員による黙祷を捧げます。

作編曲家
サクソフォーン奏者
小林 洋平氏

パークリー音楽大学映画音楽科首席卒業。作曲家とサクソフォーン奏者の両面で活躍。映画やNHKドラマ、報道番組等の音楽を多数担当。

キーボーディスト
林 良氏

昭和音楽大学作曲学科電子音楽コース卒業。2001年「organs cafe」でZAIN RECORDSよりメジャーデビュー。昭和音楽大学ポピュラー音楽コース非常勤講師。

オーケストラの皆さん

14:30～

第2部 講演

「子どもの生きる力を守る」

講演者
荘保 共子氏

兵庫県宝塚市で育つ。聖心女子大学卒業後、教会の青年活動の中で孤児院の子どもたちと出会う。1977年、学童保育「子どもの広場」を開設以降、子どもの遊び場と学びの場と生活の場を軸に活動している。子育て相談・緊急一時保護事業、虐待防止・貧困対策等の自主事業に取り組み、2015年度より、「NPO法人こどもの里」理事長などを担っている。

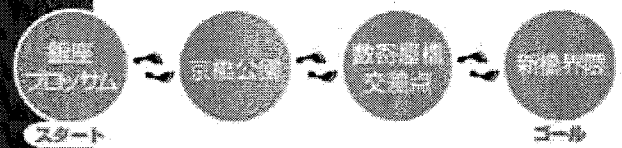


16:00～17:00(終了予定)

第3部 子ども虐待防止を訴える「鎮魂の行進」

オレンジリボンを身に付け、街頭を行進しながら、子ども虐待のない社会作りをアピールします。

オレンジ色の服装などでの参加を歓迎します。

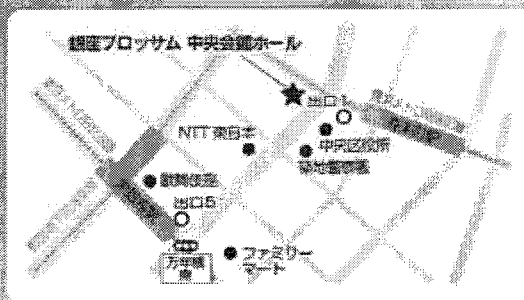


日時 **2017年11月19日** ㊿

12時15分開場 13時開演

会場 **銀座ブロッサム中央会館ホール**
東京都中央区銀座2-15-6

参加費 **無料** 事前申込不要 当日直接会場へお越し下さい。



アクセス

●東京メトロ有楽町線
新大塚駅下車
1番出口徒歩1分

●都営地下鉄浅草線
東京メトロ日比谷線
新大塚駅下車
5番出口徒歩5分

お問い合わせ



認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

〒156-0043 東京都世田谷区松原1-45-10 KTスクエア4B

TEL : 03-6380-6380

http://www.orangeribbon.jp

E-MAIL : info@orangeribbon.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

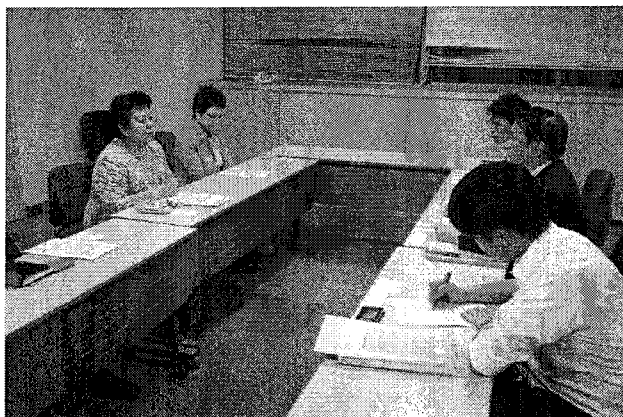
- ◆ 子どもの適切な成長・発達を担保するため、3歳未満児への給食外部搬入容認に断固反対の意見を表明～全国保育協議会・全国保育士会連名の意見書を、構造改革特区 評価・調査委員会へ手交…………… 1

◆子どもの適切な成長・発達を担保するため、3歳未満児への給食外部搬入容認に断固反対の意見を表明～全国保育協議会・全国保育士会連名の意見書を、構造改革特区 評価・調査委員会へ手交

平成29年8月8日（火）、全国保育協議会・全国保育士会の連名で、3歳未満児への給食外部搬入容認に対する反対意見書を、構造改革特区 評価・調査委員会（委員長 樫谷隆夫氏）に対して提出するとともに、上村初美本会副会長（全国保育士会会長）、村松幹子本会常任協議員（全国保育士会副会長）が、内閣府 地方創生推進事務局 田中誠也参事官らと意見交換を行いました（次ページの写真）。

上記委員会は、現在構造改革特区での取り組みとして平成16年度よりすすめられている、「公立保育所における3歳未満児への給食外部搬入」の評価を行い、全国展開の可否に関する意見を整理するものです。平成24年度より、構造改革特区 評価・調査委員会にて検討が重ねられ、平成28年度を一定の評価時期としていましたが、平成28年度は実態の調査のみで評価には至らず、平成29年度内の評価が見込まれています（これまでの検討経緯の詳細は、次ページの表「給食外部搬入にかかるこれまでの経緯（国の動き）と全国保育協議会・全国保育士会の動き」をご参照ください）。

これまで全国保育協議会・全国保育士会は、「子ども一人ひとりの発達や、その日・その時の健康状態等にあった食事を提供できる」、「食育活動を促進できる」といった点から、外部搬入に断固反対の姿勢を示してきました。今般の意見書では、さらに、全国保育士会にて実施した調査「食事の提供体制と食育に関



する調査（平成 27 年度）」の結果から導いた自園調理の優位性も盛り込み、その重要性を主張しています。

意見書の提出に際して、上村副会長は、「食は、子どもの健康・安全はもちろん、心身の発達にも大きくかかわるもの。特に体調の変動が大きい 3 歳未満児へは、個別の対応が必要不可欠であり、自園調理での迅速・適切な対応が必須。子ども一人ひとりの成長や発達にあわせたきめ細かい食事提供の意義や、リスク管理等多くの弊害の解決が困難な状況を鑑みれば、外部搬入は認めるべきではない。」旨、発言されました。

意見書の全文は、資料 1 のとおりです。なお本件は、平成 29 年度内に評価がなされる見込みであることから、引き続き動向を注視し、対応を続けてまいります。

表 給食外部搬入にかかるこれまでの経緯（国の動き）と全国保育協議会・全国保育士会の動き

	国の動き	全国保育協議会・全国保育士会の動き
平成 10 年 4 月	すべての保育所における調理業務の委託が可能となった	
平成 16 年	構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)の特例により、 <u>公立保育所のうち一定の条件を満たす場合に給食の外部搬入方式が可能となった。</u>	
平成 22 年 1 月 27 日		構造改革特別区域推進本部評価・調査委員長あてに、全保協・保育士会連名の意見書を提出。
平成 22 年 6 月 1 日	児童家庭局長通知により、 <u>満 3 歳以上の児童に対する食事提供に係る外部搬入が、公私立を問わず実施可能となった。</u> <u>公立保育所における 3 歳未満児への食事外部搬入は、特区として継続された。</u>	
平成 22 年 12 月	上記公立保育所における特区継続（認定計画数：73 自治体）をふまえ、 <u>私立保育所における 3 歳未満児への給食の外部搬入を可能とする要望が申請された</u> （構造改革特区第 21 次案件、代表提案者：兵庫県）が、特区として継続されている公立保育所における 3 歳未満児への給食外部搬入の評価の結果を待って検討することとされた。	
平成 24 年 10 月 11 日	「構造改革特区評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会（第 38 回）」にて、特区として継続された公立保育所における 3 歳未満児への給食外部搬入の評価に関する検討が始まった。	
平成 24 年 12 月 13 日		構造改革特別区域推進本部評価・調査委員長あてに、全保協・保育士会連名の意見書を提出。
平成 25 年 3 月 12 日		「全国保育士会食育推進ビジョン」策定

	国の動き	全国保育協議会・全国保育士会の動き
平成 25 年 3 月 6 日	「構造改革特区評価・調査委員会（第 22 回）」にて、保育所の状況及び子ども・子育て関連 3 法の施行状況等を踏まえ、平成 28 年度に改めて評価を行うこととされた。	
平成 27 年度		「食事の提供体制と食育に関する調査」実施。同年度の食育推進研修会にて報告。自園調理のエビデンスを確立。
平成 28 年度	特区として継続された公立保育所における 3 歳未満児への給食外部搬入に関する評価・調査委員会の開催予定年度。 →調査のみの実施で、評価には至らず	
平成 28 年 6 月		自園調理の優位性を示したパンフレット「食べることは生きること」を作成（パンフレットは全国保育士会ホームページに掲載されています*）。
平成 28 年 11 月～ 平成 29 年 5 月	厚生労働省による「保育所等における食事の提供体制に係る調査研究事業」実施 →平成 29 年 5 月にとりまとめ	村松幹子常任協議員（全国保育士会副会長）が、左記調査事業に委員として参画
平成 29 年 5 月 15 日	公立保育所における 3 歳未満児への給食外部搬入に関する評価・調査委員会の開催 →委員会では、自園調理の重要性・優位性をおおむね理解いただいた様子であるが、現場のイメージが掴みかねていることから、保育所見学を実施。	
平成 29 年 7 月 7 日、8 日	上記を受け、自園調理の保育所（1 施設）と、外部搬入実施の保育所（2 施設）を評価・調査委員会委員が見学。	自園調理の保育所として、みつわ台保育園（園長：全国保育士会顧問 御園愛子氏）が見学先施設となった。

*「食べることは生きること」自園調理の優位性を示したパンフレットは、全国保育士会ホームページに掲載されています。

<http://www.z-hoikushikai.com/new/new.php?id=16>

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
委員長 樫谷 隆夫 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康

全国保育士会
会長 上村 初美

3 歳未満児への給食外部搬入容認に、断固反対します。

食が、子どもの生命の維持・発育には欠かせないものであり、心身の成長に大きく関連していることは言うまでもありません。すべての子どもの健やかな育ちを保障する保育の観点から、また、子どもは体調の変動も大きく、個別の対応は必要不可欠です。

とくに、発達の個人差が大きい 3 歳未満児、体調不良児、対応によっては命にかかわる食物アレルギー児等への食事提供においては、園内多職種連携のもと、臨機応変かつ適切な運用が必須です。

これを担保する自園調理の優位性は明らかであり、多くの弊害の解決が困難な 3 歳未満児への給食外部搬入は、断じて認めるべきではありません。

まして、子どもへの食事提供の意義をふまえれば、保育所・認定こども園等における食事の提供体制が、効率性や経済的優位性のみの視点だけで検討され、子どもの適切な成長・発達を阻害させることは許されません。

自園調理の優位性

全国保育士会では、平成 27 年度に調査「食事の提供体制と食育に関する調査」（全国 9 市区町村・327 施設回答）を実施し、5 つの自園調理の優位性を導きました。

1. 顔の見える関係のなかで、よりきめ細やかな個別対応が可能

- 3 歳未満児やアレルギー児に対しては、一人ひとりの発達の差や、月次の途中入園、医師の指導も含めたアレルギー指示書の変更等をふまえた、**施設内での迅速な対応が必須**です。**保育に携わるすべての職員による直接的なかかわりや連携のなかで、毎日の子どもの体調や生活状況に応じた、献立の作成や個別の食事対応が自園調理では可能です。**
- 一方、外部搬入では、離乳期の細かな調整や体調の急変及び生活リズムの変化への対応の困難さ、搬入元の調理員が子どもの様子を把握しきれていないとする等の実態が明らかとなっています【※】。柔軟な個別対応を基本とする、子どもへの食事提供の意義を鑑みれば、外部搬入の必要性は感じられません。

※ 平成 28 年度 厚生労働省委託事業 保育所等における食事提供体制に係る調査研究事業より

2. 生きる力と豊かな心を育てる食育につながります

- 食材とのふれあいや体験（調理保育、食育）は、たとえば、魚をさばく様子を見て命の大切さに気づくことのほか、ことば・数・量・重さ・科学的な発見等さまざまな学びの機会につながる、教育的な側面も強くもちあわせており、子どもの適切な成長・発達につながります。

3. より家庭的な、五感を刺激する環境をつくり出します

- 家庭での食体験の減少や、子ども本人の偏食・好き嫌いが顕著となっている近年において、調理をする過程や雰囲気がかかること、調理中の音が聞こえ、においがすること、食卓に届くまでの期待感や適切な温度で出来たての料理が提供されること等、より家庭に近い環境のなかで、子どもの五感を刺激することが重要です。食事に至るまでの連続性をもった保育は、自園調理でしか成しえませんが、

4. 生きた体験を通して、子どもの食をはじめとしたさまざまな興味や関心を引き出します

- 食材にふれる機会を積極的に増やしていくことは、食をはじめとし、生き物、季節、土地、文化などに対する、さまざまな興味や関心を引き出すことにつながります。
- 日常口にする食べ物が、どのように栽培・収穫され、どのような形や色で、さらにその食材が誰によって、どのように調理され、どのように盛り付けられるか等、一連の生きた体験を、自園調理では優位に行うことができます。

5. 安心・安全な食の提供のための責任体制や、リスクマネジメントが明確になります

- 各園における子どもの発達状況に基づいた栄養管理のもと、栄養士等が献立の作成にかかわり、調理員が適切に調理した食事の提供が可能です。
- リスクマネジメントの面からみても、施設自らが管理する調理室での調理であり、食材の仕入れから調理・配膳まで、一貫して過程を現認できる体制が保障できます。
- 一方、外部搬入においては、搬入元との文書による取り交わしが行われていないことや、3歳未満児に対する個別対応の困難さからアレルギー児や体調不良児へ症状に応じた対応が行えない現状、さらには、業務効率化やコスト削減の効果が得られていないことも明らかとなっています【※】。
- 業務効率化の効果が薄く、子どもの命を守る責任体制や衛生・安全管理が不十分である弊害も解消されないなか、外部搬入の意義は全く感じられません。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 会員の実態調査の結果を公表 ～全国保育協議会 会員の実態調査報告書 2016…………… 1
- ◆ 「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集期間を延長します ～保育者の研究活動へ助成を支給…………… 3

◆会員の実態調査の結果を公表 ～全国保育協議会 会員の実態調査報告書 2016

子ども・子育て支援新制度の施行から2年が経過しました。新制度施行後、5年1期の計画中間年を迎え、第2期の計画策定へ向けた検討が各自治体で本格化するとともに、子ども・子育て支援を担う保育施設に期待される役割はますます高まっています。それぞれの保育所・認定こども園等においても、地域のさまざまな動向を踏まえて、次期計画の中でどのような位置づけをもって事業を運営していくのか、中長期的な展望が求められています。

全国保育協議会では、4～5年に一度、会員施設を対象として実態調査を実施しています。今回は平成23年に実施し、今回は新制度施行後の最初の実態調査として、施行から1年が経過した平成28年度（平成28年9月～12月）に調査を行いました。

有効回答数は5,873件（有効回答率27.7%）。有効回答の施設種類は「認可保育所」88.4%、「幼保連携型認定こども園」7.9%、「保育所型認定こども園」2.0%であり、設置・運営主体は「民設民営」53.8%、「公設公営」41.8%、「公設民営」3.9%となっています。主な項目については下記のとおりです。

報告書全文は全保協ホームページ (<http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/201706.pdf>) に掲載しておりますので、ご参照ください。

(1) 会員施設の状況

- 園舎の平均築年数は25.0年。「築30年以上」の施設が全体の45.4%を占める。運営主体別に見ると、「築30年以上」の公設公営では59.8%、民設民営では35.7%。平均築年数は、公設公営が30.8年であり、公営の施設で老朽化への対応が課題であることがわかる。
- 公設公営以外の施設では、全体の56.8%が他にも社会福祉施設を運営している。そのうちの70.0%は「保育所」を運営。

- 1 施設あたりの平均現員総数（平均在籍児童数）は 95.7 人。施設種類ごとに見ると「認可保育所」は 93.5 人、「幼保連携型認定こども園」は 131.2 人、「保育所型認定こども園」が 88.8 人。
- 平日の平均開所時間は 11.7 時間。平日は 97.1%の施設が「7 時台」に開所し、64.1%の施設が「19 時台」に閉所している。また、土曜日の開所は 97.7%が行っている。
- 給食の調理は、自園内調理が 96.4%（「施設内の調理室で職員（調理員）が調理」87.5%、「外部委託した業者が施設内の調理室で調理」8.9%）である。90.6%の施設が食物アレルギーのある子どもがいると回答しており、対応の方法あるいは方針として「除去食・代替食を提供している」が 95.1%と最も多くなっている。
- 情報公開について、ホームページを開設しているのは 67.7%であり、そのうちの 62.8%が施設の基本情報（収支決算書等）をホームページ上で公開している。

(2) 地域の状況

- 人口 1 万人未満の地域では、公設公営は 63.5%、民設民営は 31.4%。人口 50 万人以上の地域では、公設公営は 29.6%、民設民営は 65.4%である。人口が 5 万人を超えると、人口規模が大きくなるほど「公設公営」が減り、「民設民営」が増える傾向がある。
- 人口規模が大きくなるほど、定員も多くなる傾向が見られる。

(3) 職員の状況

- 職員配置については、1 施設あたりの平均職員数は 26.1 人であり、幼保連携型認定こども園では 32.2 人である。「主任保育士・主幹保育教諭」を設置している施設は 95.1%であるが、「主任保育士・主幹保育教諭」がクラスを担当している施設が 28.6%にのぼっている。子育てをめぐるニーズが多様化し、子ども一人ひとりに応じた個別的で細やかな対応が求められている中で、人材確保と専門職種の配置や主任保育士・主幹保育教諭の専任化が課題となっていることがわかる。
- 非正規である保育士・保育教諭及び保育補助者を配置している施設は 91.6%。そのなかで、保育士・保育教諭全体に占める非正規の割合を見ると平均 42.1%となっており、公設公営の施設では平均 50.4%であり、非正規の割合が高くなっている。
- 平均賃金（年間）は「新任保育士・保育教諭」270.1 万円、「主任保育士・主幹保育教諭」466.0 万円、「施設長」599.7 万円。勤続年数は「主任保育士・主幹保育教諭」20.8 年、「施設長」24.7 年である。
- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許の更新について、平成 31 年度末までに更新講習の受講が必要な職員数の平均は、1 施設 4.7 人である。
- 教育・研修機会については、9 割を超える施設が施設内外の研修機会を確保している。しかしながら、正規職員に限定されている施設も多く、非正規保育士を配置する施設が 9 割を超えるにも関わらず、研修機会が限られており、職種や雇用形態を問わず、保育を担うすべての職員に対して教育・研修機会を確保することが求められる。

(4) 配慮を必要とする子どもへの対応

- 障害児保育を実施している施設は 76.6%。公設公営は 85.8%、民設民営と公設民営はともに 70.0%となっており、民営よりも公営の方が実施率は高い。
- 障害児保育を実施している施設で、障害児がいる家庭に対して行う支援の内容としては

「子育て相談」が最も多く、86.2%の施設で実施されている。

本調査の結果から、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質の向上の観点から、いくつかの課題も見えてきました。本会では、各部会・委員会においてこの調査結果を基礎資料として協議を継続し、これからの提言・要望活動につなげていくこととしています。

※本報告書は、全保協ホームページに掲載しています。

全保協ホームページトップページ → 各種調査・報告書 →

平成 29 年 6 月「全国保育協議会 会員の実態調査報告書 2016」

<http://www.zenhokyo.gr.jp//cyousa/cyousa.htm>

◆「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集期間を延長 します ～保育者の研究活動へ助成を支給

本ニュースNo.17-15（平成 29 年 6 月 9 日）で既報のとおり、全国社会福祉協議会では、平成 29 年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集しております。

この研究助成は、故 植山つる氏（元 淑徳大学名誉教授）からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和 53 年度より「植山研究奨励基金」として発足したもので、平成元年度からは、児童福祉施設に働く保育士並びに指導員等職員を対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称も改め、広く研究活動の奨励が図られています。

本研究助成は、上記のように保育者の専門性を高めることを目的として発足され、平成 27 年度には「保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態と効果について」をテーマとした研究に、平成 28 年度には「子ども理解と保護者支援及びパートナーシップ、保育者同士の相互理解と協働を生み出す保育発信システムの構築」をテーマとした研究に助成されるなど、保育所が主体となった研究が数多く助成対象となり、保育者の専門性の向上に大きな役割を果たしてきました。

本年度におきましては、9 月 1 日（金）を応募締切といたしましたが、8 月 22 日現在、保育関係者からの応募が大変少ない状況です。

つきましては、9 月 8 日（金）まで募集期間を延長いたしますので、ご応募について積極的なご検討をお願い申し上げます。

本研究助成の募集要項および申請書は、全国社会福祉協議会ホームページよりご覧いただけます。

※全保協ホームページトップページの「新着情報」の『平成 29 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」について』募集情報についてお知らせします。【全社協事業】をクリック → 全国社会福祉協議会ホームページにリンクしています。

http://www.shakyo.or.jp/sponsor/20170605_tsuru.html

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 平成 30 年度予算概算要求の概要が示される (厚生労働省) …………… 1
- ◆ 食塩の適切な摂取量のご確認を (厚生労働省・内閣府・文部科学省) …… 2
- ◆ 「保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業」の実施要綱が示される (内閣府) …………… 2

◆平成 30 年度予算概算要求の概要が示される (厚生労働省)

平成 29 年 8 月 25 日、厚生労働省は「平成 30 年度 予算概要要求の主要事項」を公表しました。一般会計の総額は、31 兆 4,282 億円の要求・要望額となり、平成 29 年度予算額との比較では 7,409 億円増 (2.4%の伸び) となっています。

保育・子育て等に関する項目としては、「第 5 子どもを産み育てやすい環境づくり」として、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備、母子保健医療対策の強化、子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する」とされています。「1 待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援」として 3,786 億円 (平成 29 年度予算 3,376 億円) を要望しています。

この中で、「保育人材確保のための総合的な対策 (144 億円)」の項目では、「保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援について資格要件を見直すなど対象者を拡大すること」、「保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について、利用しやすい仕組みとなるよう改善を行う」こと、「保育士等の業務負担の軽減のため、保育に関する計画・記録や登降園管理等の業務の ICT 化を支援する」ことが示されています (資料 1 の 69～70 ページ)。

また、「第 6 障害者支援の総合的な推進」の中の「医療的ケア児に対する支援 (2.9 億円)」では、「保育所等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICT を活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る」としています (資料 1 の 73～74 ページ)。

「第 7 自立した生活の実現と暮らしの安心確保」の「4 福祉・介護人材確保対策等の推進 (385 億円)」の中には、「小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 (13 億円)」が新規項目としてあげられています。「小規模な社会福祉法人等の人事・労務管理体制の効率化・充実を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、合同面接会や合同研修、人事交流等の取組を推進するとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点

から、それぞれの法人の強みを活かしつつ、地域貢献のための協働事業を試行する」として
ています（資料1の82ページ）。

その他の項目については、資料1「平成30年度 予算概算要求の主要事項」（厚生労働省）
をご参照ください。

なお、予算概算要求の内容の詳細については、子ども家庭局のPR資料、保育課のPR資
料等が近日中に発出される予定であり、追って本ニュースにてお伝えしてまいります。

◆食塩の適切な摂取量のご確認を（厚生労働省・内閣 府・文部科学省）

平成29年7月11日、認可外保育施設において、幼児に対し食塩を混ぜた液体を飲ませ、
塩化ナトリウム中毒で死亡させたとして、施設の元経営者が逮捕されました。これを踏ま
え、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」（厚生労働省）で示されているナトリウムの食
事摂取基準について、あらためてご確認いただくよう、事務連絡が発出されています。

詳細は、資料2「保育施設等における食塩の適切な摂取量について」（事務連絡、平成29
年7月14日、厚生労働省・内閣府・文部科学省）をご参照ください。

※本事務連絡は、内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホームページトップページ → 内閣府の政策 → 子ども・子育て本部
→ 子ども・子育て支援新制度 → 自治体向け情報 → 事務連絡
「保育施設等における食塩の適切な摂取量について」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index>

◆「保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業」の 実施要綱が示される（内閣府）

平成29年度の公定価格に示されている処遇改善等加算を円滑に導入するため、「保育士
等の処遇改善導入円滑化特別対策事業」について、実施要綱が示されました。各施設・事
業所における新たな処遇改善の仕組みへの取り組みを促進し、もって保育士等の賃金改善
を図るため、制度の内容及び趣旨の周知や必要なシステムの改修等、新たな処遇改善の仕
組みの円滑な施行等を支援することを目的としています。

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とされています。

事業内容は、(1) 処遇改善関係事業の周知、(2) 処遇改善関係事業の要件として求めら
れる研修体制の整備、(3) 事業者に対する助言・指導、(4) 都道府県等における審査等の
業務体制の確保、(5) 処遇改善関係事業に係る電子システムの改修となっています。

詳細は、資料3「平成29年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業の実施につい
て」（府子本第654号、平成29年8月18日、内閣府子ども・子育て本部統括官）をご参照
ください。

※本通知は、内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホームページトップページ → 内閣府の政策 → 子ども・子育て本部
→ 子ども・子育て支援新制度 → 法令・通知等
通知「平成29年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業の実施について」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(抜粋)

平成30年度

予算概算要求の主要事項



【計数については、整理上、変動があり得る。】

I：「平成30年度予算概算要求の姿」

要求・要望額（一般会計）、要求額（特別会計）、予算の概算要求基準の概略図

II：「予算概算要求のポイント」

①戦略的な重点要求、②生産性向上・人材投資に関する主な事業、③社会保障の充実について整理し、取りまとめたもの

III：「主要事項」

予算概算要求の主要な予算項目の内容を、施策分野ごとに網羅的に取りまとめたもの

IV：「主要事項（復旧・復興関連）」

東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた施策を整理し、取りまとめたもの

（注）本資料で記載されている予算額については、「新しい日本のための優先課題推進枠」で要望している予算も含んだ形で計上されている。

（注）【新規】と記載のあるものは、平成30年度予算概算要求における新規項目

（注）【推進枠】と記載のあるものは、「新しい日本のための優先課題推進枠」要望項目

（注）（ ）内の計数は、平成29年度当初予算額を示したもの

— 目 次 —

I 平成 30 年度予算概算要求の姿	1
○ 平成 30 年度厚生労働省予算概算要求の姿（一般会計、特別会計）	
○ 平成 30 年度厚生労働省予算概算要求のフレーム	
○ 平成 30 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について	
II 平成 30 年度予算概算要求のポイント	5
○ 平成 30 年度厚生労働省概算要求における戦略的な重点要求	
○ 平成 30 年度概算要求における生産性向上・人材投資に関する主な事業（推進枠）	
III 主要事項	23
第 1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上 ..	24
1 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善	
2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり	
3 柔軟な働き方がしやすい環境整備	
4 生産性向上、賃金引上げのための支援	
5 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援	
6 人材確保対策、地方創生の推進	
第 2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画	32
1 女性の活躍推進	
2 若者や就職氷河期世代の活躍促進	
3 治療と仕事の両立	
4 障害者の活躍促進	
5 高齢者の活躍促進	
6 外国人材の受入れ	
7 生活困窮者等の活躍促進	
第 3 安心で質の高い医療・介護サービスの提供	39
1 予防・健康管理の推進等	
2 医療分野のイノベーションの推進等	
3 地域医療介護総合確保基金による医療・介護連携の推進	
4 質が高く効率的な医療提供体制の確保	
5 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保	
6 安心で質の高い介護サービスの確保	
第 4 健康で安全な生活の確保	59
1 健康増進対策、がん対策、肝炎対策	
2 難病などの各種疾病対策、移植医療対策	
3 感染症対策	
4 健康危機管理・災害対策の推進	
5 医薬品、薬物等に関する安全・信頼性の確保など	
6 食の安全・安心の確保など	
7 強靱・安全・持続可能な水道の構築	
8 生活衛生関係営業の活性化や振興など	
9 原爆被爆者の援護	
10 ハンセン病対策の推進	

第5	子どもを産み育てやすい環境づくり	69
1	待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援	
2	児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化・社会的養育の充実	
3	仕事と家庭の両立支援の推進	
第6	障害者支援の総合的な推進	73
1	障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進	
2	地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	
3	発達障害児・発達障害者の支援施策の推進	
4	障害者への就労支援の推進	
第7	自立した生活の実現と暮らしの安心確保	78
1	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり	
2	生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施	
3	自殺総合対策の更なる推進	
4	福祉・介護人材確保対策等の推進	
5	戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など	
第8	安心できる年金制度の確立	84
1	持続可能で安心できる年金制度の運営	
2	日本年金機構による公的年金業務の着実な実施	
3	正確な年金記録の管理と年金記録の訂正手続の着実な実施	
4	中小企業に対する企業年金等の普及・充実	
第9	施策横断的な課題への対応	86
1	国際問題への対応	
2	データヘルス改革の推進	
3	社会保障に係る国民の理解の推進、国民の利便性向上等の取組等	
IV	主要事項（復旧・復興関連）	89
第1	東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援	90
第2	原子力災害からの復興への支援	92
○	平成30年度厚生労働省予算概算要求の主要事項一覧表	94
○	主要事項の担当部局課室一覧	96
○	平成30年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等要求の概要	111

I 平成 30 年度予算概算要求の姿

平成30年度 厚生労働省予算概算要求の姿

(29年度予算額)
30兆6,873億円



(30年度要求・要望額)
31兆4,282億円

(対29年度増額)
(+7,409億円)

一般会計

(単位：億円)

区 分	平成29年度 予 算 額 (A)	平成30年度 要 求 ・ 要 望 額 (B)	増 減 額 (C) (B) - (A)	増 △ 減 率 (C) / (A)
一 般 会 計	306,873	314,282	7,409	2.4%
うち 年金・医療等 に係る経費	288,481	294,972	6,491	2.3%
うち 新しい日本のための 優先課題推進枠	-	1,991	1,991	-

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注1) 平成29年度予算額は当初予算額である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 平成29年度予算額及び平成30年度要求額は、B型肝炎の給付金等支給経費（平成29年度予算 572億円、平成30年度要求 572億円）を含む。

特別会計

(単位：億円)

区 分	平成29年度 予 算 額 (A)	平成30年度 要 求 額 (B)	増 △ 減 額 (C) (B) - (A)	増 減 率 (C) / (A)
労働保険特別会計	35,469	36,561	1,091	3.1%
年金特別会計	654,132	659,840	5,707	0.9%
東日本大震災 復興特別会計	549	295	▲254	▲46.3%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

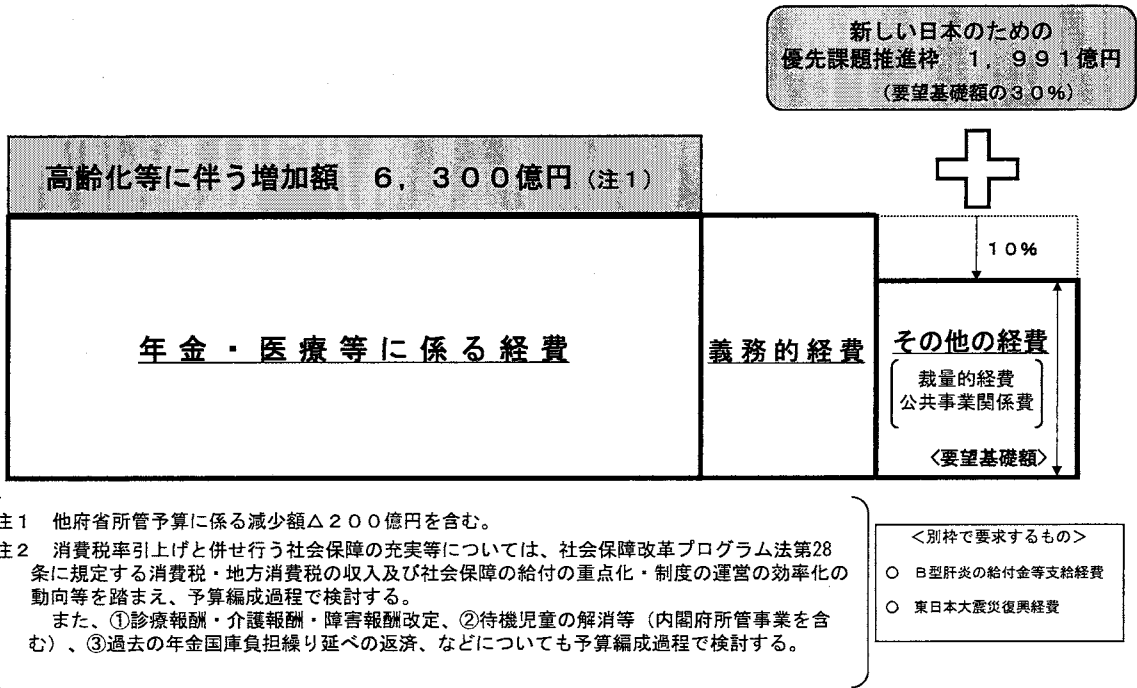
(注1) 平成29年度予算額は当初予算額である。

(注2) 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。

(注3) 年金特別会計の額は、内閣府と共管である子ども・子育て支援勘定を含む。

(注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

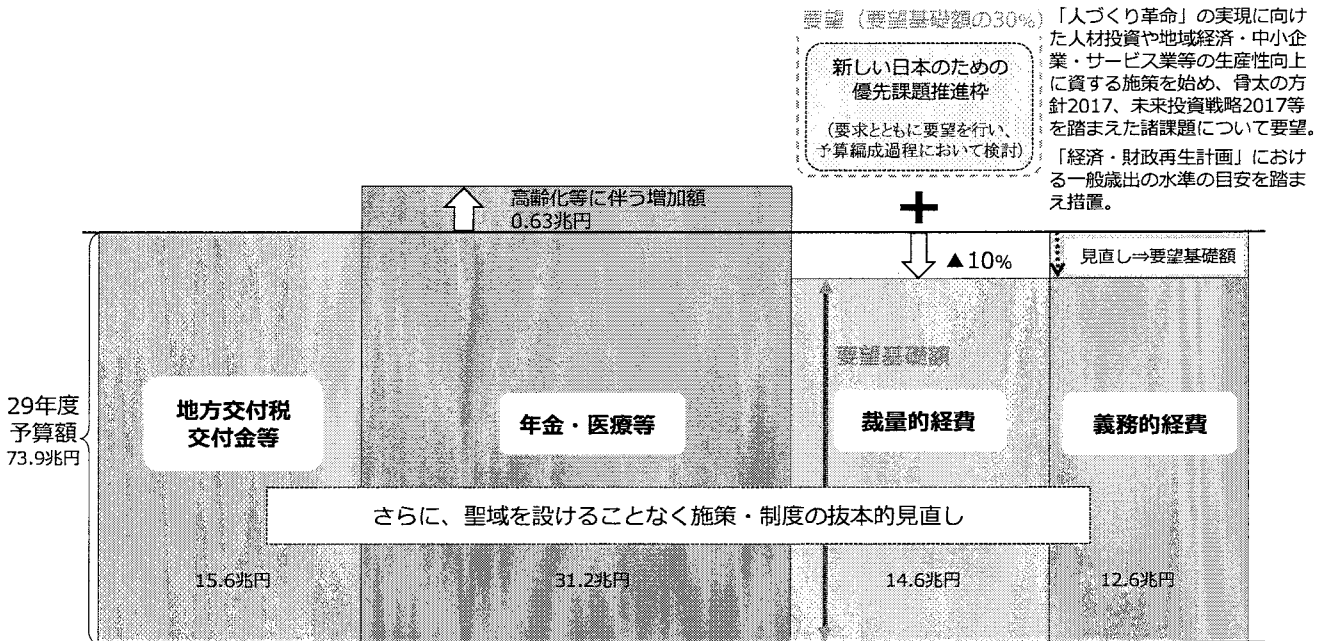
平成30年度厚生労働省予算概算要求のフレーム



(参考)

平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

財務省作成資料



※1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、平成30年度の衆議院議員総選挙に必要な経費の増等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。

※2 「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める」との方針を踏まえた対応については、財源と合わせて、予算編成過程で検討。

Ⅱ 平成30年度予算概算要求のポイント

平成30年度厚生労働省概算要求における戦略的な重点要求

平成30年度予算概算要求では、成長と分配の好循環の拡大に向け、全世代型社会保障の基盤強化をはじめとし、引き続き夢を紡ぐ子育て支援など一億総活躍社会の実現に取り組むとともに、働き方改革や人材投資・生産性向上の取組を推進するため、以下の事項について重点的な要求を行う。

1. 働き方改革の着実な実行

- 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- 長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 生産性向上、賃金引上げのための支援
- 女性・若者の活躍の推進
- 人材投資の強化、人材確保対策の推進
- 治療と仕事の両立、障害者・高齢者等の就労支援

2. 質の高い効率的な保健・医療・介護の提供の推進

- データヘルス改革などのICT化・イノベーションの推進、医療分野等の科学技術の振興
- 医療の国際展開・国際保健への貢献
- 安心して質の高い医療・介護サービスの確保
- 健康増進、がん・肝炎・難病対策
- 医薬品・食品の安全の確保
- 強靱・安全・持続可能な水道の構築

人材投資の強化・生産性の向上や社会保障の基盤強化による成長と分配の好循環の拡大

※ 診療報酬、介護報酬、障害報酬の同時改定への対応については、予算編成過程で検討する

3. 全ての人が安心して暮らせる社会に向けた環境づくり

- 待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援
- 児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化・社会的養育の充実
- 障害者施策の総合的な推進
- 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり
- 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援
- 自殺総合対策の更なる推進

平成30年度厚生労働省概算要求における戦略的な重点要求（ポイント）

計数は、平成30年度概算要求額
（）内の計数は、平成29年度当初予算額

1. 働き方改革の着実な実行

同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

- 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援 16億円（6.9億円）
 - ▶ 「同一労働同一賃金導入マニュアル」の作成・周知啓発
 - ▶ 「働き方改革推進支援センター（仮称）」における個別相談支援

- 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進 773億円（592億円）
 - ▶ キャリアアップ助成金の新たな加算の仕組み創設 等

長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備

- 時間外労働の上限規制など長時間労働の是正 72億円（36億円）
 - ▶ 労働時間の縮減等に積極的な企業等への助成金の拡充 等

- 医療従事者等の業種ごとの勤務環境の改善 48億円（21億円）
 - ▶ 医療従事者・トラック運転者・建設業従事者など、業種ごとの取組の支援

- 柔軟な働き方がしやすい環境整備 7.5億円（6.8億円）
 - ▶ 雇用型・自営型テレワークの就業環境の整備
 - ▶ 副業・兼業の普及促進

- 産業界・産業保健機能の強化 45億円（36億円）
 - ▶ 産業界・保健師などによる訪問指導の拡充
 - ▶ 産業保健関係者や事業者への研修の充実

生産性向上、賃金引上げのための支援

- 介護、生活衛生等の分野における生産性向上の推進 106億円（52億円）
 - ▶ 介護や生活衛生の分野における生産性向上のためのガイドライン作成
 - ▶ 保育・介護事業所におけるICT化の推進や介護ロボットの活用促進 等

- 最低賃金や賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援 269億円（202億円）
 - ▶ 企業への専門家の派遣による業務改善提案の実施
 - ▶ 生産性向上に資する設備投資への助成など雇用管理改善に対する支援 等

女性・若者の活躍の推進

- 多様な女性活躍の推進 292億円（160億円）
 - ▶ 子育て等により離職した正社員女性等の復職の支援
 - ▶ 男性の育児休業の取得促進 等

- 若者に対する一貫した新たな能力開発 5.8億円
 - ▶ 基礎的能力の形成から公的資格取得までの一貫した支援

人材投資の強化、人材確保対策の推進

- スキル習得機会の拡大 759億円（481億円）
 - ▶ 社会人のリカレント教育講座の多様化
 - ▶ ITリテラシートレーニングの推進 等

- 人材確保対策の総合的な推進 268億円（232億円）
 - ▶ 雇用吸収率の高い分野でのマッチング支援の強化
 - ▶ 雇用管理改善に対する助成 等

- 保育・介護人材の確保 40億円（29億円）
 - ▶ 保育補助者の雇上げ支援
 - ▶ 介護未経験者への入門的研修 等

治療と仕事の両立、障害者・高齢者等の就労支援

- 治療と仕事の両立支援 21億円（14億円）
 - ▶ 両立支援コーディネーターの育成・配置の推進
 - ▶ 長期療養者に対する就職相談支援の強化 等

- 障害者の就労促進 147億円（132億円）
 - ▶ 障害者雇用ゼロ企業に対するチーム支援の実施
 - ▶ ハローワークへの専門職員配置などによる精神障害や発達障害など多様な障害特性に対応した支援

- 高齢者の就労促進 262億円（220億円）
 - ▶ ハローワークの「生涯現役支援窓口」の増設
 - ▶ 継続雇用等を行う企業への助成の拡充 等

2. 質の高い効率的な保健・医療・介護の提供の推進

データヘルス改革などのICT化・イノベーションの推進、 医療分野等の科学技術の振興

- データヘルス改革の推進 **92億円 (10億円)**
 - ▶ 「保健医療データプラットフォーム」の構築に向けたデータ分析環境の整備 等
- 医療系ベンチャーの振興 **9.4億円 (6.2億円)**
 - ▶ ベンチャーと企業等とのマッチングの場づくり
 - ▶ 「医療系ベンチャー振興推進会議」における支援施策の検証 等
- 医療分野等の研究開発の推進 **661億円 (547億円)**
 - ▶ AMEDにおける革新的医薬品等の創出に向けた研究開発支援 等
- 保健医療分野におけるAI開発の加速 **31百万円**
 - ▶ 「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム（仮称）」を活用したAI開発の加速化

医療の国際展開・国際保健への貢献

- 国際機関等を通じた国際協力の推進 **68億円 (46億円)**
 - ▶ 公衆衛生危機管理体制等の強化
 - ▶ 顧みられない熱帯病対策を含む感染症対策・医薬品開発等の支援
 - ▶ 国際保健人材の育成や国際機関への派遣の強化 等
- 外国人患者の受入体制の整備 **2.4億円 (1.4億円)**
 - ▶ 医療機関における医療通訳の配置支援
 - ▶ 電話通訳の利用促進、地域の受入れ体制モデルの構築 等
- AMR（薬剤耐性）対策の推進 **8億円 (6.1億円)**
 - ▶ 国際会議の開催を通じた国際協力
 - ▶ AMR対策にかかる調査研究の推進 等

安心して質の高い医療・介護サービスの確保

- 地域医療確保対策等の推進 **1,091億円 (1,087億円)**
 - ▶ 医療介護総合確保推進法に基づく基金による機能分化連携・基盤整備
 - ▶ 小児・周産期医療体制の充実に向けた施設整備 等
 - 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進 **10億円 (4.3億円)**
 - ▶ 効率的・効果的な健診方法の検証モデル事業の実施 等
 - 介護保険の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 **6.7億円 (5.1億円)**
 - ▶ 保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取組の推進
 - ※ 財政的インセンティブの付与の在り方については、予算編成過程で検討する。
 - 新オレンジプランの推進 **94億円 (88億円)**
 - ▶ 認知症高齢者の見守りネットワークの普及・広域化 等
- ☆ 診療報酬、介護報酬、障害報酬の同時改定への対応については、予算編成過程で検討する。

健康増進、がん・肝炎・難病対策

- 受動喫煙防止対策 **55億円 (10億円)**
 - ▶ 飲食店等における喫煙専用室等の整備に対する助成
 - ▶ 受動喫煙防止に関する普及啓発
- がん・肝炎・難病対策 **153億円 (98億円)**
 - ▶ がんゲノム情報管理センター等の体制整備
 - ▶ 肝がんの治療研究の促進
 - ▶ 新たな難病の医療提供体制の構築 等

医薬品・食品の安全の確保

- 医薬品等に関する実用化の促進、安全・信頼性の確保 **10億円 (6.3億円)**
 - ▶ 医療情報データベース（MID-NET）を活用した安全対策の高度化 等
- 食品の安全・安心の確保 **3.4億円**
 - ▶ 食品リコール・営業許可情報の一元管理のための共通基盤システム整備 等

強靱・安全・持続可能な水道の構築

- 水道事業の基盤の強化 **826億円 (355億円)** ※他府県分を含む
 - ▶ 水道施設の耐震化・広域化

3. 全ての人が安心して暮らせる社会に向けた環境づくり

待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした 総合的な子育て支援

- 保育等の受け皿拡大・保育人材の確保 **1,397億円 (975億円)**
 - ▶ 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備
 - ▶ 放課後児童クラブの受け皿拡大を前倒し実施
 - ▶ 保育補助者の雇上げ支援 等
- ☆ 待機児童の解消等への対応については、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。
- 子どもを産み育てやすい環境づくり **210億円 (206億円)**
 - ▶ 子育て世代包括支援センターの設置促進
 - ▶ 不妊治療への助成、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の推進
 - ※ 子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整の見直しを平成30年度から実施予定。
- ひとり親家庭等の自立支援の推進 **1,897億円 (1,936億円)**
 - ▶ 親の資格取得支援の充実
 - ▶ 母子父子寡婦福祉貸付金の拡充 等
 - ※ 児童扶養手当の支給（1,742億円（平成29年度：1,784億円。受給対象人数の減により減少。））

児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化・社会的 養育の充実

- 児童虐待防止対策の強化・社会的養育の充実 **1,512億円 (1,490億円)**
 - ▶ 児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
 - ▶ 里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う体制の構築
 - ▶ 特別養子縁組制度の周知広報、民間あっせん機関の研修事業の創設
 - ▶ 児童養護施設の小規模化・地域分散化の推進 等
 - ※ 児童養護施設等の運営費（1,230億円）

障害者施策の総合的な推進

- 障害者施策の総合的な推進 **623億円 (568億円)**
 - ▶ 障害福祉サービス事業所等の整備、地域生活支援の拡充、発達障害児者や医療的ケア児への支援の推進
 - ▶ 障害者の芸術文化活動の促進、農福連携による就労支援
 - ▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、依存症対策
- ☆ 診療報酬、介護報酬、障害報酬の同時改定への対応については、予算編成過程で検討する。【再掲】

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

- 地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進 **47億円 (27億円)**
 - ▶ 市町村における住民学習会の実施や活動拠点の整備など「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制整備に関する取組の支援の拡充
 - ▶ 都道府県による市町村における地域づくりへの支援 等

生活困窮者、生活保護受給者の自立支援

- 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援の充実 **540億円 (485億円)**
 - ▶ 生活困窮世帯の子供の学習支援の充実・強化、居住支援の推進
 - ▶ 生活保護世帯の子供の大学等への進学支援等、生活保護受給者の自立・就労支援 等
- 生活保護の適正実施 **151億円 (102億円)**
 - ▶ レセプト点検を活用した医療扶助の適正化
- ※ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度、基準の見直しへの対応については、年末までに結論を得る。

自殺総合対策の更なる推進

- 自殺対策計画の策定、子ども・若者の自殺対策の推進 **35億円 (30億円)**
 - ▶ 地域特性に応じた自殺対策計画の策定支援
 - ▶ SNSを含むICTを活用した子ども・若者の自殺対策の強化

平成30年度厚生労働省概算要求における戦略的な重点要求（主要施策）

1. 働き方改革の着実な実行

同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

（同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援）【一部新規】【一部推進枠】 16億円（6.9億円）

○ 非正規雇用労働者の処遇改善に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うため、業界別の特性を踏まえた「同一労働同一賃金導入マニュアル」を作成し、周知・啓発を図るとともに、都道府県労働局において、不合理な待遇差に関する相談支援などを行う。

○ 非正規雇用労働者の処遇改善や過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター（仮称）」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助等を実施する。

（非正規雇用労働者のキャリアアップの推進） 773億円（592億円）

○ 非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善等を実施した事業主を支援するキャリアアップ助成金について、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定や諸手当制度の共通化を図った際に、その人数に応じて助成額を加算する拡充等を行うこと等により、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善を推進する。

長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備

（時間外労働の上限規制など長時間労働の是正）【一部新規】 72億円（36億円）

○ 生産性を高めながら労働時間の縮減等に積極的に取り組む企業を支援するため、時間外労働の上限設定や勤務間インターバルの導入等を行う中小企業に対する助成金を拡充するとともに、時間外労働の上限規制に対応する傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う等の取組を進める。また、企業本社への監督指導の徹底、36協定未届事業場に対する相談指導、監督指導体制の整備により労働基準関係法令の執行強化等を図る。

（医療従事者等の業種ごとの勤務環境の改善）【一部新規】【一部推進枠】 48億円（21億円）

○ 医師をはじめとする医療従事者の長時間労働は正などに向け、都道府県医療勤務環境改善支援センターの充実・強化等を図るとともに、自動車運送事業、建設業及び情報サービス（IT）業について、時間外労働の削減等に向けた支援策を講じる。

（柔軟な働き方がしやすい環境整備）【一部新規】 7.5億円（6.8億円）

○ 子育て、介護等と仕事の両立や多様な人材の能力発揮に資する雇用型・自営型テレワーク及び副業・兼業について、ガイドラインの周知徹底等により、長時間労働を招かない等の良好な就業環境の整備に配慮しつつ普及を促進する。

（産業医・産業保健機能の強化）【一部新規】 45億円（36億円）

○ 全国の産業保健総合支援センターにおける産業医・保健師などによる訪問指導の拡充、産業保健関係者や事業者向け産業保健研修の充実等により、中小企業等の産業保健活動を支援する。

生産性向上、賃金引上げのための支援

（介護、生活衛生等の分野における生産性向上の推進）【一部新規】【一部推進枠】（一部再掲） 106億円（52億円）

○ 介護事業所や生活衛生の事業所の生産性の向上を推進するため、経営の専門家による個別事業所の訪問等を通じた調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、組織的に生産性向上や業務改善に取り組みやすくためのガイドラインを作成する等の取組を実施する。また、生活衛生関係営業について、経営力や収益の向上等を目的として、中小企業診断士、社労士等の専門家によるセミナーを開催する。

○ 保育士等の業務負担の軽減のため、保育に関する計画・記録や登降園管理等の業務のICT化を支援する。また、利用者の生活の質の維持・向上及び介護者の負担軽減の観点から、介護ロボットの活用を促進するため、介護現場のニーズを的確に把握し、開発につなげる取組を推進するとともに、介護事業所におけるICT化等を推進する。

（最低賃金や賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援）【一部新規】【一部推進枠】 269億円（202億円）

○ 最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者に対する専門家による業務改善方法の提案や、生活衛生関係営業者の収益力向上に関するセミナーへの専門家派遣など、生産性向上等のための取組を進める。

○ 引き続き、人事評価制度や賃金制度の整備を通じて賃金アップ等を実現した企業に対する助成など、雇用管理の改善に取り組む事業主に対して支援を行う。また、金融機関と連携し、生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る企業に対する助成を行う。

女性・若者の活躍の推進

（多様な女性活躍の推進）【一部推進枠】 292億円（160億円）

○ 企業の女性活躍状況を検証し、改善に向けて必要な支援を実施すること等により女性活躍推進法の実効性の確保を図るとともに、仕事と家庭の両立支援に向け、男性の育児休業の取得促進、子育て等により離職した女性等の復職の推進のため、こうした取組に積極的な企業に対する助成金の拡充やイクメン企業表彰等を行う。

（若者に対する一貫した新たな能力開発）【新規】【推進枠】 5.8億円

○ 社会的・職業的な自立を目指す若者に対し、育成支援団体及び協力企業により、継続就業できるような基礎的知識・能力の形成から専門分野の公的資格取得促進まで、一貫して継続的に支援する新たな能力開発を実施する。

人材投資の強化、人材確保対策の推進

【スキル習得機会の拡大】【一部新規】【一部推進枠】

759億円(481億円)

- 社会人のリカレント教育講座の多様化に関する研究等（在職者や子育て女性等の社会人が受講しやすい開講形態等に係る研究・実証）を行うとともに、託児サービス付き訓練等の充実などにより、女性の学び直しを支援する。
- 専門実践教育訓練給付による自発的な能力開発支援、人材開発支援助成金を活用した企業内訓練やITリテラシーの習得等を目指すハローITトレーニング集中実施プランの推進を通じ、労働者の能力開発に向けた取組を進める。

【人材確保対策の総合的な推進】

268億円(232億円)

- 雇用吸収率の高い分野でのマッチング支援を強化するとともに、事業主の雇用管理改善に対する助成や相談支援を通じて、福祉分野のほか、警備業、運輸業などの人手不足分野における総合的な人材確保対策を推進する。

【保育・介護人材の確保】【一部新規】【一部推進枠】

40億円(29億円)

- 保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援や保育士資格の取得支援について要件の見直し等を行う。また、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の創設や先駆的・効果的な事例の展開など、多様な介護人材の確保に向けた取組を推進する。

治療と仕事の両立、障害者・高齢者等の就労支援

【治療と仕事の両立支援】【一部新規】【一部推進枠】

21億円(14億円)

- 企業の意識改革・取組促進のためのガイドラインの普及推進や、主治医と事業所が連携協力したサポート体制を構築するため、両立支援コーディネーターの育成・配置を進める。また、ハローワーク及びがん診療連携拠点病院等において専門相談員が行う、がん患者等の長期療養者に対する就労相談支援について、支援体制の強化（箇所数：54→74箇所）等を実施するとともに、各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」の策定などの支援を行う。

【障害者の就労促進】【一部新規】【一部推進枠】

147億円(132億円)

- 平成30年4月からの法定雇用率の引上げに伴い、障害者雇用ゼロ企業に対して、そのニーズに応じたチーム支援を行うとともに、精神障害や発達障害を持った求職者についてハローワークに専門職員を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援の強化を図る。

【高齢者の就労促進】【一部新規】【一部推進枠】

262億円(220億円)

- ハローワークにおいて高齢求職者の支援を行う「生涯現役支援窓口」の増設（箇所数：110→180箇所）や、定年引上げ等を行う企業への助成の拡充を行う。また、地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」の拡充（実施数：35→55箇所）やシルバー人材センターの機能強化等を実施する。

2. 質の高い効率的な保健・医療・介護の提供の推進

データヘルス改革などのICT化・イノベーションの推進、医療分野等の科学技術の振興

【データヘルス改革の推進】【一部新規】【一部推進枠】

92億円(10億円)

- 保健医療ビッグデータの利活用の推進のため、健康、医療、介護のビッグデータを連結した「保健医療データプラットフォーム」の構築に向け、データ分析環境の整備やセキュリティの検証等を行うとともに、「全国保健医療情報ネットワーク」の整備に向けた実証等を行う。

【医療系ベンチャーの振興】【一部推進枠】

9.4億円(6.2億円)

- 「ジャパン・ヘルスケアベンチャーサミット2018（仮称）」の開催による企業や研究機関とベンチャーとのマッチングの場づくりや、「医療系ベンチャー振興推進会議」における支援施策の効果の検証等により、医療系ベンチャーの振興を強化する。

【医療分野等の研究開発の推進】【一部新規】【一部推進枠】

661億円(547億円)

- がんゲノム、人工知能（AI）など医療分野の研究開発について、日本医療研究開発機構（AMED）において、基礎研究から実用化まで切れ目ない支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進するとともに、科学的知見に基づく厚生労働省の施策の推進に必要な研究を促進する。

【保健医療分野におけるAI開発の加速】【新規】【推進枠】

31百万円

- 「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム（仮称）」において、AI開発に必要なデータの円滑な収集や開発されたAIの実用化を加速するために必要な施策を整理・検討し、保健医療分野におけるAI開発を効率的・効果的に進める。

医療の国際展開・国際保健への貢献

【国際機関等を通じた国際協力の推進】【一部新規】【一部推進枠】

68億円(46億円)

- 世界保健機関（WHO）など国際機関等への拠出を通じ、顧みられない熱帯病（NTD）対策を含む感染症対策・医薬品開発、公衆衛生危機への対応強化、日本の知見を活用した高齢化・認知症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた保健システムの強化などを行う。また、日本のプレゼンスを発揮すべく人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

【外国人患者の受入体制の整備】【推進枠】

2.4億円(1.4億円)

- 外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳の配置支援等を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を整備する。加えて、電話通訳の利用促進及び地域における受入れ体制モデルの構築により、地域の実情を踏まえつつ受入れ体制の裾野拡大に着手する。

【AMR（薬剤耐性）対策の推進】【一部新規】【一部推進枠】

8億円(6.1億円)

- 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、ワンヘルスの視点（※）から、国際会議の開催を通じた国際協力や、調査研究等の取組を進める。

（※）ヒト、動物、環境等の複雑な相互作用によって生じる感染症の対策に、公衆衛生、動物衛生等の関係者が連携し、一体となって対応しようとする概念。

安心して質の高い医療・介護サービスの確保

(地域医療確保対策等の推進) 【一部新規】 【一部推進枠】 **1,091億円(1,087億円)**

- 地域医療構想達成に向けた病床の機能分化・連携等を進めるとともに、介護サービス基盤の整備等を進めるため、都道府県に設置されている医療介護総合確保推進法に基づく基金の財源を確保する。
- 分娩取扱施設等が存在しない2次医療圏の解消に向け、新規開設する施設の整備や産科医を派遣する医療機関に対する財政支援により、小児・周産期医療体制の充実に取り組む。

(健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進) 【一部新規】 【一部推進枠】 **10億円(4.3億円)**

- ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健施策を推進するとともに、自治体等が実施する歯科健診を推進するため、効率的・効果的な健診方法を検証するモデル事業等を実施する。

(介護保険の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進) 【一部新規】 **6.7億円(5.1億円)**

- 介護保険制度における保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取組を推進する。

※ 財政的インセンティブの付与の在り方については、予算編成過程で検討する。

(新オレンジプランの推進) 【一部推進枠】 **94億円(88億円)**

- 認知症高齢者の見守りネットワークの普及・広域化、初期集中支援チームや地域支援推進員の全市町村への配置とその活動支援、若年性認知症支援コーディネーターの配置拡充、認知症に関する共同臨床研究などにより認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を推進する。

☆ 診療報酬、介護報酬、障害報酬の同時改定への対応については、予算編成過程で検討する。

健康増進、がん・肝炎・難病対策

(受動喫煙防止対策) 【一部新規】 【一部推進枠】 **55億円(10億円)**

- 飲食店等における喫煙専用室等の整備に対する助成や自治体が行う公衆喫煙所の整備への支援、国民や施設の管理者への受動喫煙防止に関する普及啓発を行う。

(がん・肝炎・難病対策) 【一部新規】 【一部推進枠】 **153億円(98億円)**

- がんゲノム情報や臨床情報を集約化し、質の高いゲノム医療を提供するため、がんゲノム情報管理センターや中核拠点病院等の体制整備を進めるとともに、革新的治療法や診断技術の開発等に資する研究を行う。また、がん検診の受診率向上を図るための個別の受診勧奨・再勧奨等を継続するとともに、希少がん医療提供体制の強化を図る。
- 肝炎ウイルスによる肝がんの特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、肝がん治療にかかるガイドラインの作成など、肝がんの治療研究を促進するための仕組みを構築する。
- 新たな難病の医療提供体制構築のため、都道府県の拠点となる医療機関を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。

医薬品・食品の安全の確保

(医薬品等に関する実用化の促進、安全・信頼性の確保) 【一部新規】 【一部推進枠】 **10億円(6.3億円)**

- 実臨床での各種データの活用による革新的医薬品の早期実用化や、AI、ゲノム医療、iPS細胞等の最先端技術を活用した医療機器、再生医療等製品等に関する情報の収集、分析評価の体制整備を図る。
- 平成30年度に本格運用する医療情報データベース(MID-NET)において、システムの機能強化等の環境整備を進め、医療情報ビッグデータを活用した医薬品の安全対策のさらなる高度化を図る。
- 高齢者の薬物療法について、高齢者医薬品適正使用検討会における議論を踏まえ、各種ガイドラインの整備・周知を進めるなど、効果的な安全対策及び適正使用の推進を図る。

(食品の安全・安心の確保) 【新規】 **3.4億円**

- 食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤のシステムを整備し、もって飲食に起因する事故の発生を防止し、あわせて食品等事業者の行政手続コスト等の軽減を図る。

強靱・安全・持続可能な水道の構築

(水道事業の基盤の強化) 【一部新規】 【一部推進枠】 **826億円(355億円)** ※他府分を含む

- 国民生活を支えるライフラインである水道施設の耐震化・広域化や安全で良質な給水を確保するための施設整備に加え、コンセッションの推進や水道事業のIoT活用等を進める。

3. 全ての人が安心して暮らせる社会に向けた環境づくり

待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

(保育等の受け皿拡大・保育人材の確保)【一部推進枠】(一部再掲) 1,397億円(975億円)

○ 待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などを推進するとともに、保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援や保育士資格の取得支援にかかる要件の見直し、保育に関する計画・記録や登降園管理等の業務のICT化支援等を行う。
※一部内閣府において要求

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿拡大等を、平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
※内閣府において要求

☆ 待機児童の解消等への対応については、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

(子どもを産み育てやすい環境づくり)【一部推進枠】 210億円(206億円)

○ 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた設置促進を図るとともに、不妊治療への助成、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を推進する。

※ 子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整の見直しを平成30年度から実施予定。

(ひとり親家庭等の自立支援の推進)【一部推進枠】 1,897億円(1,936億円)

○ 「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に推進するとともに、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の更なる延長、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、児童扶養手当の支給(1,742億円(平成29年度:1,784億円。受給対象人数の減により減少。))など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化・社会的養育の充実

(児童虐待防止対策の強化・社会的養育の充実)【一部新規】【一部推進枠】 1,512億円(1,490億円)

○ 児童虐待防止対策のさらなる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置や市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するための支援、児童養護施設等の運営費の確保(1,230億円)等を行う。

○ 家庭養育の推進に向けて、里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う体制構築への取組等を通じた里親制度の普及促進を図るとともに、特別養子縁組制度に関する周知広報及び民間あっせん機関向けの研修事業等を創設する。併せて、児童養護施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施する。

障害者施策の総合的な推進

(障害者施策の総合的な推進)【一部新規】【一部推進枠】 623億円(568億円)

○ 障害児が必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所等の整備を促進するとともに、「心のバリアフリー」を広める取組など地域生活を支援するための事業の拡充を図る。また発達障害児者の家族支援のため、ピアサポート等の支援メニューを創設するとともに、医療的ケア児について、保育所等の利用を促進するモデル事業を実施する。

○ 障害児者の社会参加を進めるため、障害者の芸術文化活動の促進を図るとともに、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

○ 精神障害者の地域移行を推進するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、依存症患者やその家族等が必要な支援を受けられるよう、都道府県等における支援体制づくりや民間団体への支援のための取組等を推進する。

☆ 診療報酬、介護報酬、障害報酬の同時改定への対応については、予算編成過程で検討する。【再掲】

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

(地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進)【一部新規】【一部推進枠】 47億円(27億円)

○ 社会福祉法改正を踏まえ、住民、行政や関係機関が協働して「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制をつくるため、①住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組、②住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり、③様々な相談機関のネットワーク構築にかかる、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。併せて、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を強化する。

生活困窮者・生活保護受給者の自立支援

(生活困窮者・生活保護受給者の自立支援の充実)【一部新規】【一部推進枠】 540億円(485億円)

- 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立をより一層促進するため、「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」における議論等を踏まえ、就労準備支援や子供の学習支援の充実・強化、居住支援の推進などの取組を行う。
- 「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」における議論等を踏まえ、生活保護世帯の子供の大学等への進学への支援等、生活保護受給者の自立・就労支援を推進する。

(生活保護の適正実施)【一部新規】【一部推進枠】 151億円(102億円)

- レセプト点検を活用した医療扶助の適正化などの取組を行い、生活保護の適正実施を推進する。
- ※ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度、基準の見直しへの対応については、年末までに結論を得る。

自殺総合対策の更なる推進

(自殺対策計画の策定、子ども・若者の自殺対策の推進)【一部推進枠】 35億円(30億円)

- 保健・医療・福祉・教育・労働など各種関連施策との有機的な連携による包括的な支援体制を構築するため、新たに策定した自殺総合対策大綱を踏まえ、地方自治体による地域特性に応じた自殺対策計画の策定を支援し、取組の加速化を図る。
- 地域における子ども・若者の自殺対策を更に推進するため、SNSを含むICTを活用した相談支援の充実を図る。

その他の主要施策

戦没者遺骨収集等の援護施策の充実

(戦没者の遺骨収集等の推進) 25億円(24億円)

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」・閣議決定された「基本計画」を踏まえ、厚生労働大臣が指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会と協力して、現地調査及び遺骨収集の派遣数の増加等に取り組み、遺骨収集事業の推進を図る。
- DNA鑑定機関の増強、人種鑑定の専門家派遣等、鑑定体制の強化等を通じ、遺族への遺骨の返還を進める。

安心できる年金制度の確立

(持続可能で安心できる年金制度の運営) 11兆5,705億円(11兆4,189億円)

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。

東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興

(被災地における心のケア支援体制の充実・強化) 23億円(14億円)

- 東日本大震災による被災地における精神保健の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、帰還者の不安に対応する新たな拠点の設置、自主避難者等への支援など、専門的な心のケア支援の充実・強化を図る。また、引き続き熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を実施する。

(被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保) 11億円(85百万円)

- 避難指示解除準備区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への県外からの就労希望者に対する就職準備金の引上げや介護施設等の運営に対する支援など、支援内容の拡充を図る。

平成30年度概算要求における生産性向上・人材投資に関する主な事業（推進枠）

成長と分配の好循環の拡大に向け、地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上・人材投資を推進するため、新しい日本のための優先課題推進枠を活用し、厚生労働省所管分野における生産性向上・人材投資に資する以下の事項に取り組む。

事 項	計約110億円	事 業 内 容
介護事業所における生産性向上推進 【新規】	9億円	介護事業所の生産性の向上を推進するため、サービス種別毎に経営の専門家による個別事業所の訪問等を通じた調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、組織的に生産性向上や業務改善に取り組みやすくするためのガイドラインを作成する等の取組を実施する。
介護ロボット開発等加速化 【拡充】	6億円	介護ロボットの提案から開発までを牽引するプロジェクトコーディネーターを配置し、着想段階から介護現場のニーズを開発内容に反映させるほか、試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。
生活衛生関係営業における生産性向上推進事業 【新規】	5億円	生活衛生関係営業の生産性の向上を推進するため、サービス種別毎に経営の専門家による個別事業所の訪問等を通じた調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、組織的に生産性向上や業務改善に取り組みやすくするためのガイドラインを作成する等の取組を実施する。
生活衛生関係営業収益力向上事業 【新規】	2億円	生活衛生関係営業について、経営力や収益の向上等を目的として、中小企業診断士、社労士等の専門家によるセミナーを開催する。
保育園等の業務のICT化等の推進 【新規】	14億円	保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理、職員の勤務シフトの作成等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。
医療従事者の勤務環境の改善 【新規】	3億円 (ほか6億円)	働き方改革実行計画において、医師については時間外労働規制の対象となることから、医師の長時間労働是正に向け、病院実態調査を実施し、都道府県医療勤務環境改善支援センターがより効率的・効果的な支援を行う。

医師不足地域における若手医師のキャリア形成支援 【新規】	8億円	地域枠出身の若手医師が医師不足地域への派遣により地域診療義務を果たす場合等に、休日代替医師の派遣、複数医師によるグループ診療、テレビ電話等を活用した診療支援等をモデル的に実施し、派遣される医師のキャリア形成や勤務負担軽減を図る。
国立高度専門医療研究センターにおける研究開発等推進 【新規】	16億円	臨床現場での診療支援につなげるため、AIを活用し、情報の解析や検索に要する時間・コスト等を削減し、生産性を向上させ、医療従事者の負担軽減につなげるよう研究事業を実施する。
若者に対する一貫した新たな能力開発 【新規】	6億円	社会的・職業的な自立を目指す若者に対し、育成支援団体及び協力企業により、継続就業できるような基礎的知識・能力の形成から専門分野の公的資格取得促進まで、一貫して継続的に支援する新たな能力開発を実施する。
最低賃金引上げ支援 【拡充】	38億円 (ほか12億円)	中小企業・小規模事業者に対し、専門家を派遣し、業務改善の実施方法を提案するとともに、収益力向上等に関するセミナー等に専門家を派遣する。また、事業場内最低賃金が一定額未満の中小企業・小規模事業者を対象に、企業の生産性向上等に資する設備・機器の導入等の業務改善を行い、一定額以上引き上げた場合に業務改善に要した経費の一部を助成する。

(参考)

介護事業所におけるICT化普及促進 【拡充】	(3億円)	介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、介護サービス事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティ等のあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。
人材確保等支援助成金(仮称) 【拡充】	(176億円)	人事評価制度や賃金制度の整備を通じて賃金アップ等を実現した企業に対する助成など、雇用管理の改善に取り組む事業主に対して支援を行う。また、金融機関と連携し、生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る企業に対する助成を行う。

※ 括弧内は推進枠以外の一般会計・特別会計分

参考資料

平成30年度における社会保障の充実について (厚生労働省・内閣府)

○ 平成30年度の「社会保障の充実」については、予算編成過程で検討する。

(考え方)

- ・ 消費税増収分のうち社会保障の充実に向ける額は前年度(1.35兆円程度)と同様である一方、社会保障の充実に充てることのできる重点化・効率化の財政効果について、概算要求段階では正確な見積もりができないこと。
- ・ 既存施策の段階的实施などによる所要額の増加について、概算要求段階では正確な見積もりができないこと。

【参考】平成29年度における社会保障の充実

事 項		事 業 内 容	平成29年度予算額(公費ベース)	
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	6,526億円	
		社会的養護の充実	416億円	
		育児休業中の経済的支援の強化	17億円	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904億円 442億円	
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724億円 1,196億円 429億円	
		医療・介護保険制度改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612億円
			国民健康保険への財政支援の拡充	3,564億円
	被用者保険の拠出金に対する支援		700億円	
	難病・小児慢性特定疾病への対応	70歳未満の高額療養費制度の改正	248億円	
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221億円	
		難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089億円	
	年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256億円	
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44億円	

(注1) 重点化・効率化の財政効果については、平成30年度は、入院時の食事代の見直し等により、前年度よりも拡大する見込みである。

(注2) 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増(子ども・子育て支援については消費税率引上げ以外の財源の確保も含む)についても、予算編成過程で検討する。

(注3) 予算編成過程で検討するため、概算要求段階では、社会保障の充実等について、機動的に前年度同額を要求する。

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施

〈参考〉平成29年度予算額(公費) 6,526億円

- 子ども・子育て支援新制度の推進により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費) ☆
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費) ☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業 ☆
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業 ☆
- ・病児保育事業 ☆
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

(☆は子育て安心プランの取組としても位置づけ)

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の向上>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

II. 社会的養護の充実

〈参考〉平成29年度予算額(公費) 416億円

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の向上を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

子ども 子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目(所要額)

- 消費税率の引上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に、1兆円超の範囲で実施する事項の案として整理したもの。
- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成27年度から全て実施。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%～5%) など

量的拡充・質の向上 0.7兆円程度～1兆円超程度

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項。

「子育て安心プラン」

【待機児童を解消】

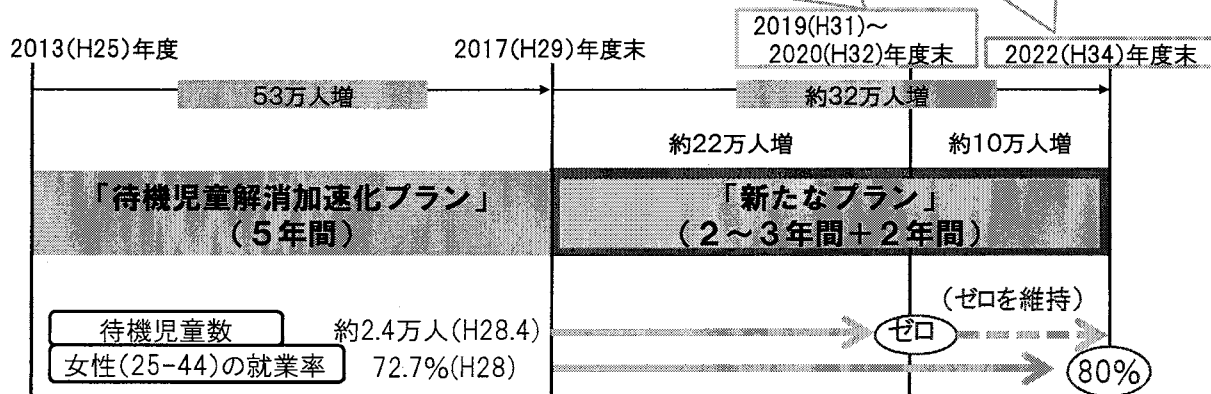
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。
(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。
(参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
(遅くとも3年間で待機児童解消)

5年間で女性就業率80%
「M字カーブ」解消



病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

2025年(平成37年)に向けて、住み慣れた地域で必要な医療を受けながら生活できるよう、医療提供体制の改革を行う。

I 診療報酬改定

- 2025年に向けて、質の高い在宅医療の推進など地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携に重点的に取り組む。
- 平成26年度診療報酬改定：消費税財源を活用した診療報酬本体の上乗せ(平成29年度予算額:公費409億円)
- 平成28年度診療報酬改定：医療保険制度改革に伴う、国民健康保険組合の国庫補助の見直しによる財政効果を活用し、診療報酬本体に上乗せ(平成29年度予算額:公費34億円)。

II 地域医療介護総合確保基金(医療分)

○ 都道府県が策定した地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に必要な基盤整備や、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援するため、地域医療介護総合確保基金(医療分)の財源を確保する。

(平成29年度予算額:公費904億円)(※基金の負担割合 国2/3 都道府県1/3) ※介護分については次頁に別途記載

平成27年~28年度

○地域医療構想の策定

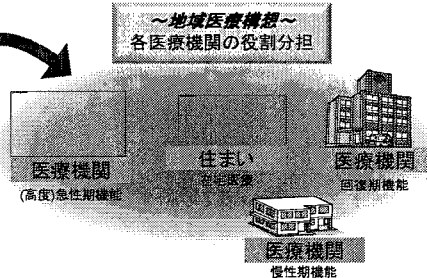
- 2025年の医療需要と病床の必要量・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに推計
・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計
- 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

構想を踏まえて事業が本格化

平成29年度~基金の都道府県計画

- 病床の機能分化・連携
(地域医療構想を踏まえた基盤整備)
- 在宅医療の推進
地域包括ケアシステムの構築に向けた拡充
- 医療従事者等の確保・養成
病床機能等に対応した人員配置、連携に必要な人材確保等の拡充

必要な基盤整備等を支援



地域包括ケアシステムの構築

※金額は29年度予算額(公費)

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

I 介護サービスの充実と人材確保

(1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 724億円

○ 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多居室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。(634億円)

② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(90億円)

※基金の負担割合
国2/3 都道府県1/3

(2) 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等) 1,196億円

○ 平成27年度介護報酬改定による介護職員の処遇改善等を引き続き行う。

- ・1人あたり月額1万2千円相当の処遇改善(893億円<改定率換算で+1.65%>)
- ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実(303億円<改定率換算で+0.56%>)

II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 429億円

○ 平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症対応

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置や認知症の本人が集う取組を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。

※2 上記の地域支援事業の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%(公費割合は78%)。

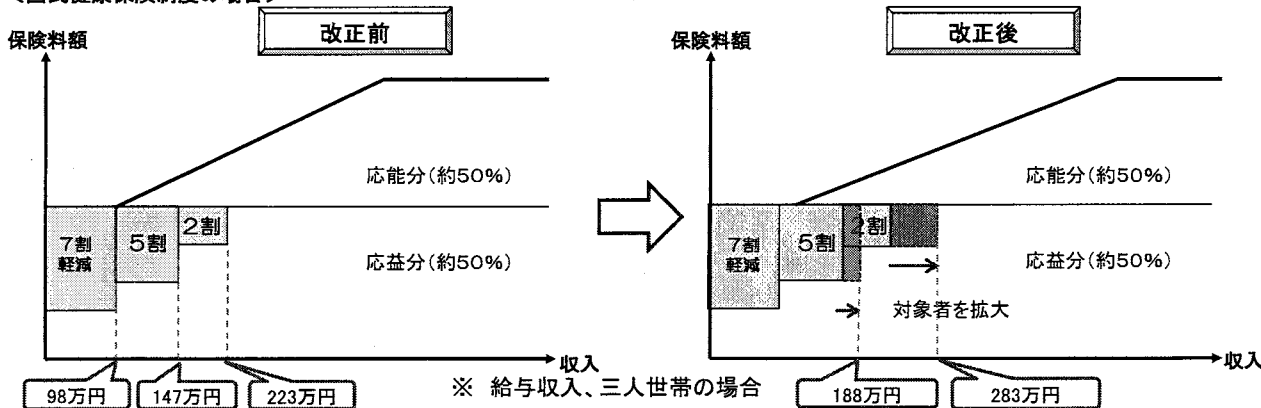
※3 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○ 平成26年度に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大。

【平成29年度予算額(公費) 612億円】

<国民健康保険制度の場合>



《具体的な内容》

① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

- (25年度) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)
- (26年度) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
- (27年度) 基準額 33万円+47万円×被保険者数 (給与収入 約274万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
- (28年度) 基準額 33万円+48万円×被保険者数 (給与収入 約278万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
- (29年度) 基準額 33万円+49万円×被保険者数 (給与収入 約283万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】

② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

- (25年度) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-一世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)
- (26年度) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
- (27年度) 基準額 33万円+26万円×被保険者数 (給与収入 約184万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
- (28年度) 基準額 33万円+26.5万円×被保険者数 (給与収入 約186万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
- (29年度) 基準額 33万円+27万円×被保険者数 (給与収入 約188万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】

<後期高齢者医療制度の場合>

後期高齢者医療制度においても同様の見直しを実施。

国民健康保険への財政支援の拡充

○ 平成27年度に保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援を拡充。

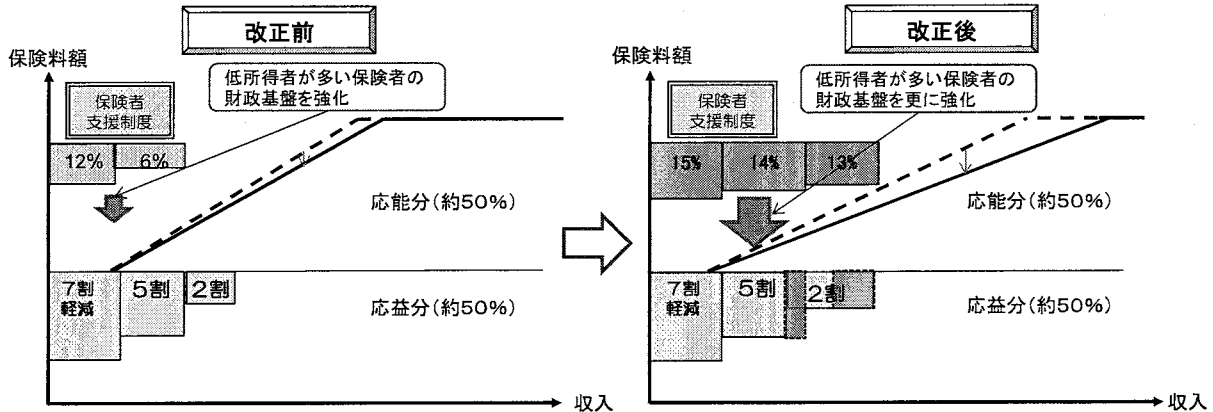
《拡充の内容》

- ① 財政支援の対象となっていなかった2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大。
- ② 7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げ。
- ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に変更。
※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額

【改正前】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料収納額の12% (7割軽減)、6% (5割軽減)

【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料算定額の15% (7割軽減)、14% (5割軽減)、13% (2割軽減)

※ 平成29年度予算額(公費)1,664億円(国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)



○ 財政安定化基金の造成

財政の安定化のため、予期しない給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。

※ 平成29年度予算額(国費)1,100億円

被用者保険の拠出金に対する支援

○ 被用者保険の負担が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。

○ 具体的には、平成27年度から高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充し、前期高齢者納付金の負担軽減を図り、平成29年度から拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減する。

(参考) 平成27年度(予算額(国費):109億円)

○ 高齢者医療運営円滑化等補助金を拡充。

○ 既存分に拡充分109億円を加えて、被用者保険者の前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の負担軽減を実施。

① 平成28年度(予算額(国費):210億円)

○ 高齢者医療運営円滑化等補助金を更に拡充。

○ 既存分に拡充分210億円を加えて、引き続き被用者保険者の前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の負担軽減を実施。

② 平成29年度(予算額(国費):700億円)

○ 高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充し、前期納付金負担の負担増の緩和のため、所要保険料率*の高い上位の被用者保険者等の負担軽減を実施。(600億円)

※ 総報酬に占める前期納付金の割合

(参考) 現行の「高齢者医療運営円滑化等補助金」(平成27年度)

1. 趣旨

○ 被用者保険者の高齢者医療に係る拠出金負担が大幅に増加している状況にかんがみ、その緩和を図り、制度の円滑な実施を確保する。

2. 助成対象保険者

① 総報酬(標準報酬総額)に占める拠出金(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、退職者医療拠出金)の割合(所要保険料率)が、健康保険組合平均の1.1倍を超え、被保険者1人当たり総報酬が健保組合平均より低い(平成27年度年560万円未満)保険者

② 加入者一人当たり前期高齢者納付金について、団塊世代の前期高齢者への移行前の平成23年度から平成27年度への伸びが大きい保険者

3. 助成方法

○ 所要保険料率や前期納付金負担の伸びに応じて助成(負担が重い保険者に高い助成率を適用)する。

○ 現在、保険者の支え合いで実施している拠出金(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金)負担の特に重い保険者の負担軽減策の対象を拡大し*1、拡大分に該当する保険者の負担軽減の費用は、保険者の支え合い*2と国費で折半する。(100億円)

※1 拡大分は、国費を投入することから、財政力(総報酬)が平均以下の保険者に限定

※2 保険者の支え合い部分に各保険者の医療費水準を反映

70歳未満の高額療養費制度の改正(平成27年1月施行)

改正の趣旨

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組み。低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定した(70~74歳患者負担特例措置の見直しに併せて行ったもの)。

改正の内容

(改正前:~平成26年12月)

		月単位の上限額
70歳未満	上位所得者 (年収約770万円以上) 健保: 標準53万円以上 国保: 旧ただし書き所得600万円超	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% <4月目~: 83,400円>
	一般所得者 (上位所得者・低所得者以外) 3人世帯(給与所得者/夫婦子1人の場合: 年収約210万~約770万円)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目~: 44,400円>
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目~: 24,600円>

(改正後:平成27年1月~)

		月単位の上限額	
70歳未満	年収約1,160万円以上 健保: 標準83万円以上 国保: 旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <4月目~: 140,100円>	約1,330万人
	年収約770~約1,160万円 健保: 標準53万~79万円 国保: 旧ただし書き所得600万~901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <4月目~: 93,000円>	
	年収約370~約770万円 健保: 標準28万~50万円 国保: 旧ただし書き所得210万~600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目~: 44,400円>	約4,060万人
	年収約370万円以下 健保: 標準26万円以下 国保: 旧ただし書き所得210万円以下	57,600円 <4月目~: 44,400円>	
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目~: 24,600円>		

※ <4月目~>は多数回該当の額。
 ※ 70歳以上の自己負担限度額については、据え置きとした。

施行日と予算額

平成27年1月から実施。平成29年度予算額(公費) 248億円

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

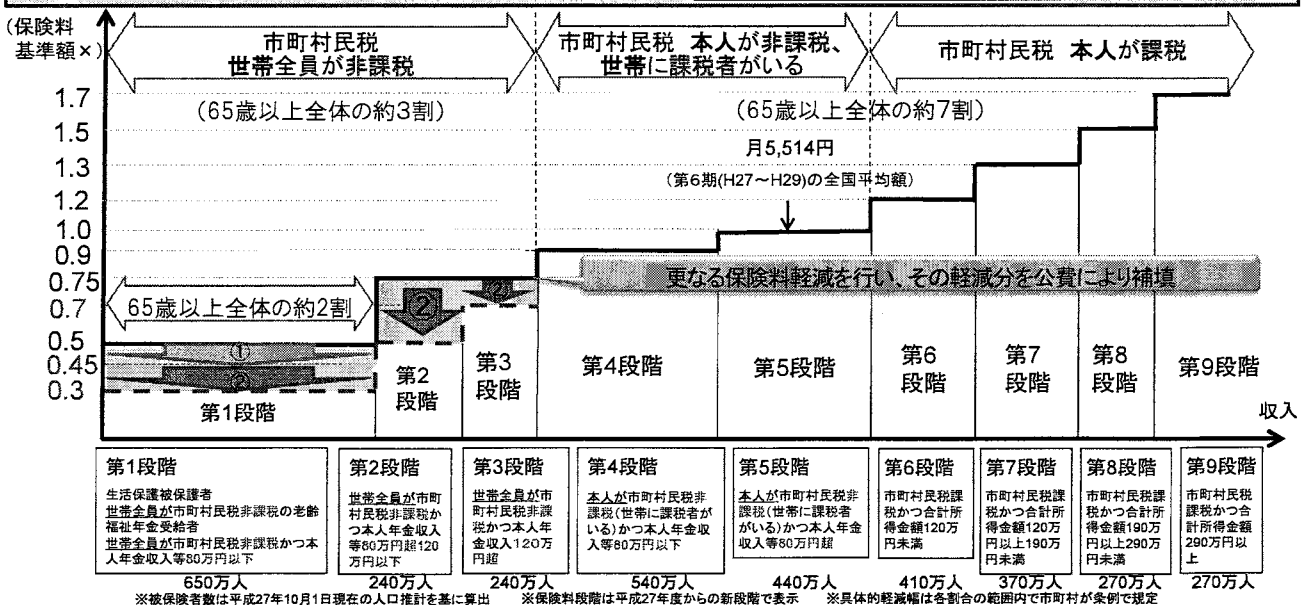
第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)
 【平成29年度予算額 221億円(公費ベース※)】

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

②完全実施

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)
 【所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】

	保険料基準額に対する割合	
第1段階	0.45 → 0.3	※公費負担割合 国1/2、都道府県1/4 市町村1/4
第2段階	現行 0.75 → 0.5	
第3段階	現行 0.75 → 0.7	



難病・小児慢性特定疾病対策に係る公平かつ安定的な制度の運用

医療費助成制度のポイント

<医療費助成の法定給付化>

- 平成27年1月から新制度を開始し、財源について義務的経費化

<医療費助成の対象疾病の拡大>

- 難病(大人) …従前:56疾病 → 306疾病^{※1}
※1 平成27年1月から110疾病を対象に実施。平成27年7月から196疾病を追加して306疾病を対象に実施。
- 小児慢性特定疾病(子ども)…従前:514疾病(⇒^{※2}597疾病) → 704疾病
※2 従前を対象疾病を細分化等したことに伴い疾病数を597疾病に再整理(対象者は同じ)し、新規で107疾病を追加した。

<自己負担割合>

- 自己負担割合について、3割から2割に引下げ。

<自己負担限度額等>

- 負担上限は障害者医療(更生医療)をベースにし、負担能力に応じた上限額を設定。
(原則は2,500~30,000円/月)
- 高額な医療が長期的に継続する患者への配慮(障害者医療(重度かつ継続)と同じ上限設定(最大20,000円/月))
- 高額な医療を要する軽症者への配慮(軽症の難病患者は原則助成対象としないが、高額な医療を要する者は対象)
- 子どもへの配慮(子どもは、大人の2分の1(負担上限、入院時の食費負担))
- 既認定者への配慮=経過措置期間(3年間)中の特例(軽症者も全員適用対象(難病の場合)など)



医療費助成制度に必要な平成29年度予算額(公費)は、2,089億円

※ 医療費助成のほか、治療研究、福祉サービス、就労等の自立支援を総合的に実施していく。

年金受給資格期間の短縮(25年→10年)

- 年金受給資格期間の25年から10年への短縮について、平成29年8月から実施する。

概要

- 老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年へ短縮。
- 平成29年8月1日施行(同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる。)
- 対象者数(見込み)
約40万人(期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者)
※ 上記の他、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、今回の措置により新たに受給権を得る者の総数は、約64万人
- 所要額
平成29年度(公費) 256億円
(平成29年9月~平成30年1月の計5ヶ月分の支給)

遺族基礎年金の父子家庭への拡大

- 全国民共通の給付であり子どもがいる場合に支給される遺族基礎年金について、これまで支給対象が子のある妻又は子に限定されていたため、父子家庭も支給対象に加えることとする。

概要

- 遺族基礎年金の支給対象について、「子のある妻又は子」に加えて「子のある夫」も対象とする。

従前の支給対象

- 子のある妻
又は
- 子



拡大後の支給対象

- 子のある妻又は夫
又は
- 子

※子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。

- 平成26年4月1日から施行。
- 施行日以後に死亡したことにより支給する遺族基礎年金から適用。
- 所要額

平成29年度（公費） 44億円

※ 受給権者の増加により所要額が増加していくが、その際、子の18歳到達等による失権者の増加により、所要額の増加幅は徐々に緩やかになり、約100億円で所要額は増加しなくなると推計。

Ⅲ 主 要 事 項

第5 子どもを産み育てやすい環境づくり

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備、母子保健医療対策の強化、子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1 待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援 3,786億円(3,376億円)

(1) 保育の受け皿拡大・保育人材の確保 1,397億円(975億円)
待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援や業務のICT化等の取組を推進する。

① 保育の受け皿拡大【一部推進枠】 1,142億円(689億円)
待機児童の解消に向け、保育の受け皿の整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチングを行う「民有地マッチング事業」において、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う場合について支援の拡充を図る。

② 多様な保育の充実【一部推進枠】 80億円(70億円)
家庭的保育事業を推進するため、複数の事業者・連携施設が、保育環境の整備や経営の効率化を共同で実施する体制作りをモデル的に実施する。

また、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするため、「広域的保育所等利用事業」について、送迎センターからのみでなく自宅等から直接送迎する仕組みを可能にするなど拡充を図る。

③ 保育人材確保のための総合的な対策【一部推進枠】(一部再掲・29ページ参照) 144億円(193億円)

- ・ 保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援について資格要件を見直すなど対象者を拡大する。
- ・ 保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について、

利用しやすい仕組みとなるよう改善を行う。

- ・ 保育士等の業務負担の軽減のため、保育に関する計画・記録や登降園管理等の業務の ICT 化を支援する。
- ・ 保育分野における人材確保のため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。

- ④ **安心かつ安全な保育の実施への支援【一部推進枠】** 31 億円（23 億円）
保育園等での事故を防止するため、事故の防止に役立つ備品等の購入を支援する。

(2) 子ども・子育て支援新制度の実施 ※内閣府において要求

- ① **教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）**

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

ア 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

- ② **放課後児童クラブの拡充等（一部社会保障の充実）**

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」の実現に向け、平成 31 年度末までに約 122 万人分の受け皿を確保するという整備目標の平成 30 年度末までの達成を目指し（計画の前倒し）、放課後児童クラブの受入児童数の拡大等を図る。

- ③ **企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援**

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

④ 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(3) 子どもを産みやすい環境づくり【一部推進枠】 210億円(206億円)

① 不妊治療への助成等

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成するとともに、不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増を図る。

② 子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(内閣府予算に計上))を活用して実施(一部社会保障の充実)

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進等 1,950億円(1,978億円)

① ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部推進枠】

122億円(116億円)

「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)を着実に推進するとともに、ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援(自立支援教育訓練給付金の支給、高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の更なる延長)、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

② 自立を促進するための経済的支援 1,775億円(1,820億円)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設など、支援の充実を図る。

③ 女性活躍推進法の実効性確保(再掲・32ページ参照) 6.6億円(7.7億円)

- ④ 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】【一部推進枠】(後掲・80ページ参照)
47億円(35億円)

- (5) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部推進枠】
189億円(177億円)

- ・ 配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。
- ・ 婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう、引き上げを図る。
- ・ 若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

2 児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化・社会的養育の充実【一部新規】【一部推進枠】

1,512億円(1,490億円)

- (1) 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策のさらなる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置や市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するための支援等を行う。

- (2) 子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)(再掲・71ページ参照)

- (3) 家庭養育等の推進(一部社会保障の充実)

家庭養育の推進に向けて、里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う体制構築への取組等を通じた里親制度の普及促進を図るとともに、特別養子縁組制度に関する周知広報及び民間あっせん機関向けの研修事業等を創設する。併せて児童養護施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施する。

- (4) 被虐待児童などへの支援の充実(一部社会保障の充実)

医療的ケア等を必要とする子どもについて、施設において専門的な支援を行うための取組を推進する

また、社会的養護自立支援事業等の充実を図ることにより、子どもの自立に向けた取組を着実に進める。

3 仕事と家庭の両立支援の推進(再掲・33ページ参照)

285億円(151億円)

第6 障害者支援の総合的な推進

障害児・障害者の社会参加の機会の確保と地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実、地域生活支援の着実な実施や就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆8,422億円(1兆7,260億円)

- (1) 良質な障害福祉サービス等の確保 1兆3,245億円(1兆2,231億円)
障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保する。
なお、障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程で検討する。
- (2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】【一部推進枠】 507億円(488億円)
意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。
また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として位置付け、質の高い事業実施を図る。
- (3) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 103億円(71億円)
就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、防災体制等の強化を推進する。
- (4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,343億円(2,309億円)
心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。
また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。
- (5) 医療的ケア児に対する支援【一部新規】【一部推進枠】 2.9億円(24百万円)
障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する。

また、保育所等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICT を活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

- (6) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】【一部推進枠】(再掲・36ページ参照) 1.7億円(1.6億円)

多様な障害者のニーズを的確にとらえた障害者自立支援機器などの開発(実用的製品化)の促進を図るとともに、導入好事例の展開による実用的製品の普及促進を行う。

- (7) 芸術文化活動の支援の推進【一部推進枠】 3億円(2.5億円)

芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動を支援(相談、研修、ネットワークづくり等)する仕組みを全国に展開するとともに、全国障害者芸術・文化祭開催県にコーディネーターを配置し、各地域でのサテライト開催との連携促進を図る。

- (8) アルコール健康障害対策の推進 17百万円(17百万円)

健康づくり・生活習慣病対策の推進42億円の内数

「健やか親子21」による母子保健活動の推進20百万円の内数

アルコール健康障害対策基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及及びアルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を推進する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

217億円(204億円)

- (1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 2.3億円(2.3億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

- (2) 精神科救急医療体制の整備 18億円(16億円)

精神疾患のある救急患者や、精神疾患と身体疾患を併発している救急患者が、地域で適切に救急医療を受けられるよう、関係機関(警察、消防、一般救急等)との連携を図りながら、引き続き体制を整備する。

- (3) 災害時心のケア支援体制の整備 50百万円(53百万円)
 大規模自然災害・事故等における心のケアの対策を推進するため、引き続き災害時の危機管理体制を整備するとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動能力を高める専門家人材の育成を行う。
- (4) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 184億円(178億円)
 心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うために、指定入院医療機関の地域偏在の解消など医療提供体制を引き続き整備する。
 また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等、更なる医療の質の向上を図る取組を推進する。
- (5) アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症対策の推進【一部新規】【一部推進枠】
8.1億円(5.3億円)
 依存症患者やその家族等が必要な支援を受けられるよう、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において都道府県等における指導者等の養成、依存症に関する情報提供機能の強化を図るとともに、都道府県等の支援体制づくりに向けた人材養成や医療体制・相談体制の整備、受診後の患者支援に係るモデル事業の実施及び民間団体支援を推進する。
 また、依存症の実態を解明するための調査を実施するとともに、広く国民一般を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及啓発を実施する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

5.9億円(2.1億円)

- (1) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援【新規】【推進枠】 2.3億円
 発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図る。
- (2) 発達障害の診療を行う医師等の養成【新規】【推進枠】 1.5億円
 発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

(3) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の開発【一部新規】

1. 6億円(1.6億円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

さらに、発達障害者支援センター等が抱える困難事例に係る支援を行う。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者への就労支援の推進

179億円(154億円)

(1) 平成30年4月からの法定雇用率引上げに伴う支援の強化【一部新規】(再掲・35ページ参照) 156億円(139億円)

(2) 障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援【一部新規】【一部推進枠】(再掲・36ページ参照) 5.5億円(1.7億円)

(3) 精神障害、発達障害、難病等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化【一部新規】【一部推進枠】(再掲・36ページ参照) 138億円(131億円)

(4) 就労支援事業所等で働く障害者への支援 9.2億円(9.2億円)

① 工賃向上等のための取組の推進【一部新規】【一部推進枠】

1億円(1.1億円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援B型事業所などに対し、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

また、共同受注窓口における関係者による協議体を設置し、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。

② 障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進

8.2億円(8.2億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による

一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

(5) 農福連携による障害者の就農促進【一部推進枠】 3. 1億円(2億円)

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

第7 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

「支え手」側と「受け手」側が固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取組、生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施、自殺対策の推進などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

287億円(259億円)

(1) 地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進 47億円(27億円)

住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する。また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりを進める。

① 「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築【一部新規】【一部推進枠】

34億円(20億円)

社会福祉法改正を踏まえ、住民、行政や関係機関が協働して「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制をつくるため、

- ・住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組、
- ・住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり
- ・様々な相談機関のネットワーク構築

にかかる、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。併せて、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を強化する。

② 各分野における相談体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく地域における子育てを支援する子育て世代包括支援センターの設置(保健師等の配置)、ワンストップで寄り添い型支援を行うひとり親家庭の相談窓口の設置、専門的職員を配置した障害者基幹相談支援センター等における地域の相談支援体制の強化、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務、生活困窮者自立相談支援機関における自立相談支援等により、各分野での地域における生活を支える拠点を構築し、専門職がサポートする体制を構築する。

③ 多様な地域の支え合いの再生支援【一部推進枠】 13億円(6.8億円)

住民に身近な圏域での地域の支え合いの再生・活性化を図る観点から、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会活動や孤立防止活動等の支援、介護保険の生活支援コーディネーターによる地域の多様な主体間の情報共有や連携体制づくり、担い手やサービスの開発、自殺対策において早期対応の中心的役割を果たす「ゲートキーパー」の養成、ボランティア休暇等の普及、地域の健康増進活動支援、インフォーマル活動の活性化や人材の発掘等により、地域における顔の見える関係づくりや地域課題の共有、孤立防止等の課題解決に向けた取組を支援する。

(2) 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)【一部新規】【一部推進枠】 238億円(231億円)

「支え手」側と「受け手」側が固定されることなく、相互に支え合っていくことができる社会の実現を目指し、地域社会と密接に連携し、生活困窮者、生活保護受給者、高齢者、若年無業者、障害者、がん・難病患者等の多様な活躍・就労の機会の確保や就労支援の体制の整備を図る。

(3) 民間事業者と行政が協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施

1.7億円(73百万円)

保健福祉分野における社会的事業の開発・普及を図るため、ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)など社会的インパクト投資の枠組みを活用した事業を実施し、成果指標の設定等の環境整備、課題や有効性の検証などを行う。

**2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の
適正実施** 3兆91億円(2兆9,705億円)

「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「生活保護基準部会」における議論等を踏まえ、生活保護世帯の子どもの大学等への進学への支援を含め、生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向けた支援を推進するための方策や、生活保護基準の検証・必要な見直しへの対応について、年末までに結論を得る。

(1) 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正な実施

2兆9,992億円(2兆9,620億円)

① 生活困窮者等に対する自立支援 441億円(400億円)

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2

のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等により生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

また、平成30年度より、以下の事業を実施・拡充する。

ア 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】【一部推進枠】

47億円（35億円）

生活困窮世帯の子どもを支援するため、高校を中退した人、中学卒業後進学していない人などを含めた「高校生世代」への支援を強化するとともに、幼少期からの早期支援を行う観点から、小学生がいる世帯への巡回支援等を実施するなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

イ 就労準備支援の充実【新規】【一部推進枠】

20億円

ひきこもりの人など複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、訪問支援（アウトリーチ）等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、就労支援の広域実施の推進等により就労・社会参加の促進を図る。

ウ 居住支援の推進【新規】【推進枠】

2.5億円

社会的孤立状態にある生活困窮者等に対し、生活困窮者同士・地域住民との間で「支え合い」を創造・提供できるような「住まい方の支援」に取り組むことにより、地域で住み続けられる環境づくりを推進する。

エ ホームレス支援の推進【新規】【推進枠】

2.7億円

路上生活が長期化・高齢化したホームレスを支援するため、医療専門職（保健師、看護師、PSW等）による巡回相談や健康相談を実施するとともに、福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士等）による見守り支援等を実施する。

オ ひきこもり支援の充実・強化【新規】【推進枠】

5.3億円

住民に身近な地域でひきこもりの人などを支援する生活困窮者就労準備支援事業等に対するひきこもり地域センターのバックアップを強化することなどにより、支援の充実・強化を図る。

② 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 70百万円（86百万円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

③ 生活保護制度の適正な実施 2兆9,124億円(2兆8,803億円)

ア 生活保護に係る国庫負担 2兆9,083億円(2兆8,803億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

イ 医療扶助の適正実施の強化【新規】【一部推進枠】 41億円

生活保護受給者について、レセプトを活用した医療扶助の適正化、医療機関未受診者の支援や適正受診指導の強化等を実施する地方自治体を支援し、医療扶助の適正化を推進する。

④ 生活保護世帯の子供の大学等への進学への支援【新規】

「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」における議論等を踏まえ、生活保護世帯の子供の大学等への進学について、必要な財源を確保しつつ取り組む。

(2) ハローワーク等における生活困窮者の就労支援【一部新規】【一部推進枠】(再掲・37、38ページ参照) 99億円(85億円)

3 自殺総合対策の更なる推進

35億円(30億円)

(1) 地域自殺対策強化交付金【一部推進枠】 30億円(25億円)

自殺対策基本法に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。特に、平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱等を踏まえ、地域の自殺対策計画の策定及び子ども・若者の自殺対策への支援を強化する。

① 地方自治体における自殺対策計画の策定

地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度を始め、保健・医療・福祉・教育・労働など各種関連施策との有機的な連携による包括的な支援体制を構築するため、新たに策定した自殺総合対策大綱を踏まえ、地方自治体による地域特性に応じた自殺対策計画の策定を支援し、取組の加速化を図る。

② 子ども・若者の自殺対策の推進

地域における子ども・若者の自殺対策を更に推進するため、SNSを含むICTを活用した相談支援の充実を図る。

(2) 地域自殺対策推進センターへの支援等 5.3億円(4.8億円)

全都道府県・指定都市において地域自殺対策推進センターが管内市町村等の自殺

対策を支援できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターにおける調査研究等の機能強化を図る。

4 福祉・介護人材確保対策等の推進 385億円(342億円)

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進（社会保障の充実）

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設するなど、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化【新規】【推進枠】 11億円

介護職の魅力・社会的評価の向上に向けた全国的な広報活動の実施、先駆的・効果的な事例の展開など、多様な人材の確保・育成に向けた取組を推進する。

また、在留資格「介護」の創設に伴い、介護福祉士を目指す留学生等の状況把握や日常生活面での相談等の支援体制の環境整備を図る。

(3) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進【新規】【推進枠】 13億円

小規模な社会福祉法人等の人事・労務管理体制の効率化・充実を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、合同面接会や合同研修、人事交流等の取組を推進するとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、それぞれの法人の強みを活かしつつ、地域貢献のための協働事業を試行する。

(4) ハローワークにおける人材確保支援の充実（再掲・29ページ参照）

26億円（16億円）

介護分野における人材確保のため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。

(5) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

270億円（261億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

なお、保育所等に対する公費助成の取扱いについては、平成29年度までに検討することとされており、年末までに結論を得る。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

248億円(261億円)

- (1) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護 100億円(113億円)
戦傷病者及び戦没者遺族等の援護のため、援護年金等について必要な経費を措置する。
- (2) 戦没者遺骨収集・次世代継承の促進 25億円(25億円)
- ① 遺骨収集事業等の推進 25億円(24億円)
「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」・閣議決定された「基本計画」を踏まえ、厚生労働大臣が指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会と協力して、現地調査及び遺骨収集の派遣数の増加等に取り組み、遺骨収集事業の推進を図るとともに、DNA鑑定機関の増強、人種鑑定の専門家派遣等、鑑定体制の強化等を通じ、遺族への遺骨の返還を進める。
- ② 次世代継承の促進 32百万円(31百万円)
先の大戦の記憶を次世代へ継承するため、戦後世代の語り部の育成、中国残留邦人等の証言映像の作成等を行う。
- (3) 中国残留邦人等の援護など 108億円(107億円)
中国残留邦人等への援護を着実に実施するほか、抑留者関係資料の取得及び特定作業を引き続き促進する。

《中略》

《中略》

平成30年度厚生労働省予算概算要求の主要事項一覧表

(単位：百万円)

項目	主要事項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 要求・要望額
第1 働き方改革の着実な 実行や人材投資の強化 等を通じた労働環境の 整備・生産性の向上	1 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善	60,778	79,868
	2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる 職場づくり	25,552	30,897
	3 柔軟な働き方がしやすい環境整備	677	746
	4 生産性向上、賃金引上げのための支援	32,046	75,960
	5 雇用吸収力、付加価値の高い産業への 転職・再就職支援	21,921	20,466
	6 人材確保対策、地方創生の推進	40,522	43,192
第2 女性、若者、障害者、 高齢者等の多様な 働き手の参画	1 女性の活躍推進	50,462	96,935
	2 若者や就職氷河期世代の活躍促進	29,511	59,006
	3 治療と仕事の両立	1,944	2,784
	4 障害者の活躍促進	14,500	16,983
	5 高齢者の活躍促進	29,051	34,893
	6 外国人材の受入れ	5,412	5,379
	7 生活困窮者等の活躍促進	9,145	10,543
第3 安心して質の高い医療・ 介護サービスの提供	1 予防・健康管理の推進等	36,261	37,911
	2 医療分野のイノベーションの推進等	90,751	106,752
	3 地域医療介護総合確保基金による医療・介護 連携の推進	108,521	108,521
	4 質が高く効率的な医療提供体制の確保	58,563	58,828
	5 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保	11,529,659	11,834,826
	6 安心して質の高い介護サービスの確保	2,980,844	3,081,493
第4 健康で安全な生活の 確保	1 健康増進対策、がん対策、肝炎対策	95,607	104,015
	2 難病などの各種疾病対策、移植医療対策	149,707	140,608
	3 感染症対策	20,584	36,639
	4 健康危機管理・災害対策の推進	387	438
	5 医薬品、薬物等に関する安全・信頼性の確保など	1,540	2,194
	6 食の安全・安心の確保など	12,730	14,394
	7 強靱・安全・持続可能な水道の構築	35,926	83,707
	8 生活衛生関係営業の活性化や振興など	4,130	5,443
	9 原爆被爆者の援護	132,516	130,590
	10 ハンセン病対策の推進	36,474	38,048

項目	主要事項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 要求・要望額
第5 子どもを産み育て やすい環境づくり	1 待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援	337,602	378,622
	2 児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化・社会的養育の充実	148,989	151,188
	3 仕事と家庭の両立支援の推進	15,149	28,490
第6 障害者支援の総合的な 推進	1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進	1,725,988	1,842,211
	2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	20,421	21,730
	3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進	213	592
	4 障害者への就労支援の推進	15,423	17,907
第7 自立した生活の実現と 暮らしの安心確保	1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり	25,861	28,661
	2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施	2,970,479	3,009,067
	3 自殺総合対策の更なる推進	2,978	3,519
	4 福祉・介護人材確保対策等の推進	34,241	38,515
	5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など	26,139	24,831
第8 安心できる年金制度の 確立	1 持続可能で安心できる年金制度の運営	11,418,866	11,570,544
	2 日本年金機構による公的年金業務の着実な実施	273,226	301,152
	3 正確な年金記録の管理と年金記録の訂正手続の着実な実施	2,306	2,434
	4 中小企業に対する企業年金等の普及・充実	-	18
第9 施策横断的な課題への 対応	1 国際問題への対応	16,053	18,287
	2 データヘルス改革の推進	1,040	9,231
	3 社会保障に係る国民の理解の推進、国民の利便性向上等の取組等	626	796

Ⅲ 主要事項の担当部局課室一覧

第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

項 目	担当部局課室名
1 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善	
(1) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援	労働基準局労働条件政策課(内5524) 雇用環境・均等局有期・短時間労働課(内5275)
(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等	
① 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の処遇改善に向けた企業支援	職業安定局雇用開発企画課(内5792) 雇用環境・均等局有期・短時間労働課(内5268、5271)
② 無期転換ルールの円滑な運用や多様な正社員の普及	労働基準局労働関係法課(内7753) 雇用環境・均等局有期・短時間労働課(内5275)
2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり	
(1) 長時間労働の是正	
① 生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援	労働基準局労働条件政策課(内5524) 雇用環境・均等局有期・短時間労働課(内5275) 雇用環境・均等局職業生活両立課(内7915)
② 医療従事者等の業種ごとの勤務環境の改善等	医政局医療経営支援課(内2651) 労働基準局労働条件政策課(内5380、5389、5524) 労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室(内5489) 職業安定局首席職業指導官室(内5779) 職業安定局雇用開発企画課(内5805) 職業安定局建設港湾対策室(内5804) 雇用環境・均等局雇用機会均等課(内7839) 雇用環境・均等局職業生活両立課(内7857) 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)付企業内人材開発支援室(内5935)
③ 勤務間インターバルの導入促進	労働基準局労働条件政策課(内5524) 雇用環境・均等局職業生活両立課(内7915)
④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等	労働基準局監督課(内5556)
⑤ 過労死等の防止	労働基準局総務課過労死等防止対策推進室(内5583)
⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進	雇用環境・均等局職業生活両立課(内7915)
(2) 健康に働くことができる職場環境の整備	
① 産業医・産業保健機能の強化	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室(内5492)
② メンタルヘルス対策	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室(内5495、5493)
③ パワーハラスメント防止対策	雇用環境・均等局雇用機会均等課(内7839)
④ 早期の紛争解決に向けた体制整備等	雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室(内7736)
(3) 労働者が安全に働くことができる環境の整備	
① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進	労働基準局安全衛生部計画課(内5473、5502)
② 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室(内5489) 労働基準局補償課(内5467)
③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底	労働基準局安全衛生部化学物質対策課(内5514)
3 柔軟な働き方がしやすい環境整備	
(1) 雇用型テレワークの導入支援	雇用環境・均等局在宅労働課(内7870)
(2) 自営型テレワークの就業環境の整備	雇用環境・均等局在宅労働課(内7870)
(3) 副業・兼業の普及促進	労働基準局労働関係法課(内7995)
4 生産性向上、賃金引上げのための支援	
(1) 介護、生活衛生等の分野における生産性向上の推進	医政局地域医療計画課(内2560) 医政局医療経営支援課(内2651、2620) 医薬・生活衛生局生活衛生課(内2434) 職業安定局雇用開発企画課(内5805) 職業安定局介護労働対策室(内5785) 子ども家庭局保育課(内4837) 老健局高齢者支援課(内3985) 老健局振興課(内3983)
(2) 最低賃金や賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援等	労働基準局賃金課(内5533) 職業安定局雇用開発企画課(内5805、5815) 職業安定局建設港湾対策室(内5804) 雇用環境・均等局有期・短時間労働課(内5268)

項 目	担当部局課室名
(3) 生産性向上に資する人材育成の強化	
① 第4次産業革命に対応した人材育成・人材投資の抜本拡充	人材開発統括官付参事官(人材開発政策担当)付訓練企画室(内5926) 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)付キャリア形成支援室(内5959、5975)
② 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進	人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室(内5927) 人材開発統括官付参事官(人材開発政策担当)付訓練企画室(内5926)
5 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援	
(1) 転職・再就職者の採用機会拡大・受入れ企業支援	
① 成長企業への転職支援	職業安定局労働移動支援室(内5787)
② 地方の中堅・中小企業等への人材支援	職業安定局首席職業指導官室(内5779) 職業安定局労働移動支援室(内5787)
(2) 転職・再就職の拡大に向けた見える化の推進	
① 職業能力・職場情報の見える化の推進	職業安定局首席職業指導官室(内5690) 雇用環境・均等局雇用機会均等課(内7839) 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)付キャリア形成支援室(内5959) 人材開発統括官付能力評価担当参事官室(内5942)
② 職業情報提供サイト(日本版O-NET)の創設	職業安定局首席職業指導官室(内5670)
(3) ハローワークにおけるマッチング機能の充実	職業安定局首席職業指導官室(内5697) 職業安定局公共職業安定所運営企画室(内5713)
6 人材確保対策、地方創生の推進	
(1) 人材確保対策の総合的な推進	
① 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進	職業安定局雇用開発企画課(内5805) 職業安定局介護労働対策室(内5785) 職業安定局建設港湾対策室(内5804)
② ハローワークにおける人材確保支援の充実	職業安定局首席職業指導官室(内5697)
③ 企業の生産性向上に資する設備投資の促進	職業安定局雇用開発企画課(内5805、5815)
(2) 地方創生に向けた取組の推進	
① 地方自治体と連携した地域雇用対策の推進	職業安定局地域雇用対策課(内5866、5795)
② 地元就活支援コラボプロジェクトの推進	職業安定局地域雇用対策課(内5864) 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室(内5969)

第2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画

項 目	担当部局課等名
1 女性の活躍推進	
(1) リカレント教育など個人の学び直しへの支援	
① 専門実践教育訓練給付による支援を引き続き実施	職業安定局雇用保険課 (内5763)
② 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進	子ども家庭局家庭福祉課 (内4887) 人材開発統括官付参事官 (人材開発政策担当) 付訓練企画室 (内5926) 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内5969)
(2) 多様な女性活躍の推進等	
① 女性活躍推進法の実効性確保	雇用環境・均等局雇用機会均等課 (内7839)
② 職場におけるハラスメント対策の総合的推進	雇用環境・均等局雇用機会均等課 (内7839)
③ 仕事と家庭の両立支援の推進	職業安定局首席職業指導官室 (内5779) 雇用環境・均等局職業生活両立課 (内7857)
④ 女性医師等のキャリア支援	医政局医事課 (内2568)
2 若者や就職氷河期世代の活躍促進	
(1) 地元就活支援コラボプロジェクトの推進	職業安定局地域雇用対策課 (内5864) 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内5969)
(2) 就職氷河期世代への支援	職業安定局首席職業指導官室 (内5779) 職業安定局総務課訓練受講者支援室 (内5272) 職業安定局雇用開発企画課 (内5792) 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内5969)
(3) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化	労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室 (内5545) 労働基準局監督課 (内5556)
(4) 在職中の若者の定着支援	人材開発統括官付参事官 (若年者・キャリア形成支援担当) 付キャリア形成支援室 (内5975)
(5) 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進	人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室 (内5927) 人材開発統括官付参事官 (人材開発政策担当) 付訓練企画室 (内5926) 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内5969)
3 治療と仕事の両立	
(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室 (内5578) 職業安定局雇用開発企画課 (内5805)
(2) トライアングル型サポート体制の構築	健康局がん・疾病対策課 (内4604) 健康局難病対策課 (内2355) 労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室 (内5578) 職業安定局首席職業指導官室 (内5697) 老健局総務課認知症施策推進室 (内3974)
4 障害者の活躍促進	
(1) 平成30年4月からの法定雇用率引上げに伴う支援の強化	職業安定局障害者雇用対策課 (内5782)
(2) 障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援	職業安定局障害者雇用対策課 (内5782) 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 (内3076、3071)
(3) 精神障害、発達障害、難病等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化	職業安定局障害者雇用対策課 (内5782) 人材開発統括官付参事官 (人材開発政策担当) 付特別支援室 (内5347)
(4) 農福連携による障害者の就農促進	障害保健福祉部障害福祉課 (内3044)
5 高齢者の活躍促進	
(1) マッチングによるキャリアチェンジの促進	職業安定局高齢者雇用対策課 (内5822)
(2) 継続雇用延長等に向けた環境整備	職業安定局高齢者雇用対策課 (内5822)
(3) 地域における多様な働き手への支援	職業安定局高齢者雇用対策課 (内5822)
(4) 高齢生活困窮者等に対する就業支援	職業安定局高齢者雇用対策課 (内5822) 職業安定局就労支援室 (内5796)
6 外国人材の受入れ	
(1) 高度外国人材の受入れの強化	職業安定局外国人雇用対策課 (内5643)
(2) 外国人留学生等の就職支援	職業安定局外国人雇用対策課 (内5643)
(3) 定住外国人等に対する就職支援	
① 日系人及びその子弟を含む、定住外国人等に向けた職業相談の実施	職業安定局外国人雇用対策課 (内5643)
② 外国人就労・定着支援研修の実施	職業安定局外国人雇用対策課 (内5643)
(4) 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用	労働基準局監督課 (内5556) 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 (内5603)

項 目	担当部局課室名
7 生活困窮者等の活躍促進	
(1) ハローワーク等における生活困窮者の就労支援	職業安定局就労支援室 (内5796) 職業安定局高齢者雇用対策課 (内5822) 社会・援護局保護課 (内2833) 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 (内2876)
(2) 生活困窮者の自立・就労支援等の推進	社会・援護局保護課 (内2833) 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 (内2876)
(3) 刑務所出所者等の就労支援	職業安定局就労支援室 (内5817)

第3 安心で質の高い医療・介護サービスの提供

項 目	担当部局課室名
1 予防・健康管理の推進等	
(1) 予防・健康管理の推進	
① データヘルス（医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業）の効果的な実施の推進	
ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進	保険局保険課（内3173） 保険局高齢者医療課（内3192） 保険局国民健康保険課（内3259） 保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室（内3383）
イ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援	保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室（内3383）
② 先進事業等の好事例の横展開等	
ア 糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組への支援	保険局保険課（内3173）
イ 後期高齢者医療広域連合における後発医薬品の使用促進への支援	保険局高齢者医療課（内3192）
ウ 重複頻回受診者等への訪問指導等及び高齢者の低栄養防止等の推進の支援	保険局高齢者医療課（内3192）
エ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進等	医政局歯科保健課（内2583） 保険局高齢者医療課（内3192）
③ かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化	医薬・生活衛生局総務課（内4213）
④ 保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援	保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室（内3383）
⑤ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進	老健局老人保健課（内3945）
⑥ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進	老健局総務課認知症施策推進室（内3974）
(2) 医療等分野におけるICTの利活用の促進等	
① 医療保険分野における番号制度の利活用推進	保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室（内3269）
② 医療等分野におけるIDの導入	政策統括官付情報化担当参事官室（内7405）
③ データヘルス改革における保健医療記録共有サービスの実証	医政局研究開発振興課（内2683）
④ データヘルス分析関連サービスの構築に向けた整備	保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室（内3269）
⑤ 全国保健医療情報ネットワークのセキュリティ対策に係る基盤整備	政策統括官付情報化担当参事官室（内7405）
2 医療分野のイノベーションの推進等	
(1) 医療系ベンチャーの振興	
① エコシステムを醸成する制度づくり	
ア 医療機器開発推進研究事業	医政局研究開発振興課（内4151）
イ 臨床研究・治験推進研究事業	医政局研究開発振興課（内4151）
② エコシステムを構成する人材の育成と交流の場づくり	
ア 医療系ベンチャーサミットの開催運営	医政局経済課（内2530）
イ ベンチャートータルサポート事業	医政局経済課（内2530）
③ 「オール厚労省」でのベンチャー支援体制の構築	
ア 医療技術実用化総合促進事業（医療系ベンチャー育成支援プログラム）	医政局研究開発振興課（内4163）
イ 医療系ベンチャー振興推進協議会の開催	医政局経済課（内2530）
(2) 革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための環境整備	
① 革新的な医薬品の実用化の促進	
ア 実臨床での各種データの活用による革新的医薬品の早期実用化	医薬・生活衛生局医薬品審査管理課（内4234）
イ 薬剤耐性感染症（ARI）未承認薬迅速実用化	医薬・生活衛生局医薬品審査管理課（内4234）
② 革新的医療機器・再生医療等製品等に関する日本発の有効性・安全性の評価方法の確立及び国際標準獲得推進	医薬・生活衛生局医療機器審査管理課（内2789）
③ AI、ゲノム医療、iPS細胞等の最先端技術を活用した医療機器等に関する情報の収集、分析評価の体制整備	医薬・生活衛生局医療機器審査管理課（内2789）
④ 医療情報データベース（MID-NET）を活用した医薬品等安全対策の推進	医薬・生活衛生局医薬安全対策課（内2749）
⑤ 第3期中期計画に基づく独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の着実な体制強化	医薬・生活衛生局総務課（内2913）
⑥ クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進	医政局研究開発振興課（内4151）
⑦ 世界に通じる国産医療機器創出のための支援体制の整備	医政局経済課（内2525）
⑧ 国立高度専門医療研究センターにおける研究開発等の推進	医政局医療経営支援課（内2626、2620）

項 目	担当部局課室名
(3) 医療分野の研究開発の促進等	
① オールジャパンでの医薬品創出プロジェクト	大臣官房厚生科学課 (内3820) 医政局研究開発振興課 (内4151)
② オールジャパンでの医療機器開発プロジェクト	医政局経済課 (内4112)
③ 革新的医療技術創出拠点プロジェクト	医政局研究開発振興課 (内4163)
④ 再生医療実現プロジェクト	医政局研究開発振興課 (内2587)
⑤ 疾病克服に向けたゲノム医療実現プロジェクト	医政局研究開発振興課 (内4151) 医政局医療経営支援課 (内2603、2620)
⑥ ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト	健康局がん・疾病対策課 (内2924) 健康局健康課 (内2396)
⑦ 脳とこころの健康大国実現プロジェクト	障害保健福祉部精神・障害保健課 (内3002) 老健局総務課認知症施策推進室 (内3974)
⑧ 新興・再興感染症制御プロジェクト	健康局結核感染症課 (内2379)
⑨ 難病克服プロジェクト	健康局難病対策課 (内2367)
⑩ 厚生労働科学に係る医療分野の研究開発 (①～⑨以外)	大臣官房厚生科学課 (内3809)
(4) 厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進	大臣官房厚生科学課 (内3809)
(5) 医薬基盤・健康・栄養研究所の研究開発の促進	大臣官房厚生科学課 (内3809)
(6) 保健医療分野におけるAI開発の加速	大臣官房厚生科学課 (内3820)
(7) 医療の国際展開	
① 医療の国際展開の推進	医政局総務課 (内4108)
② 外国人患者の受入体制の整備	医政局総務課 (内4108)
(8) 医療技術評価の推進	保険局医療課 (内3289)
(9) 後発医薬品の使用促進	
① 後発医薬品使用促進対策の実施	医政局経済課 (内2525) 保険局医療課 (内3183)
② 後期高齢者医療広域連合における後発医薬品の使用促進への支援	保険局高齢者医療課 (内3192)
3 地域医療介護総合確保基金による医療・介護連携の推進	医政局地域医療計画課 (内2771) 老健局高齢者支援課 (内3928) 老健局振興課 (内3935) 保険局医療介護連携政策課 (内3182、3164)
4 質が高く効率的な医療提供体制の確保	
(1) 地域医療確保対策の推進	
① 専門医に関する新たな仕組みの構築に向けた取組	医政局医事課 (内4123)
② 医師不足地域における若手医師のキャリア形成支援	医政局地域医療計画課 (内2560)
③ 地域の医療施策を担う人材の育成	医政局地域医療計画課 (内2557)
④ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進	医政局看護課 (内4175)
⑤ 死因究明等の推進	医政局医事課 (内2568)
⑥ 補聴器販売者の技能向上研修事業	医政局総務課 (内2520)
⑦ 在宅医療の推進	医政局地域医療計画課 (内2662)
⑧ 人生の最終段階における医療の体制整備	医政局地域医療計画課 (内2662)
⑨ 在宅看取りに関する研修事業	医政局看護課 (内4175)
(2) 医療安全の推進	医政局総務課 (内2579)
(3) 救急・周産期医療などの体制整備	
① 救急医療体制の整備	医政局地域医療計画課 (内2550)
② ドクターヘリの導入促進	医政局地域医療計画課 (内2550)
③ 小児・周産期医療体制の充実	医政局地域医療計画課 (内4121)
④ へき地保健医療対策の推進	医政局地域医療計画課 (内2551)
⑤ 災害医療体制の充実	医政局地域医療計画課 (内2548) 医政局地域医療計画課 (内2551) 医政局医療経営支援課 (内2635) 医政局歯科保健課 (内2583)
(4) 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進	医政局歯科保健課 (内2583)
(5) かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化	医薬・生活衛生局総務課 (内4213)
(6) 国民への情報提供の適正化の推進	医政局総務課 (内4098、2520)

項 目	担当部局課室名
5 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保	
(1) 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担	保険局総務課 (内3214)
(2) 国民健康保険への財政支援	保険局国民健康保険課 (内3256)
(3) 被用者保険の拠出金等の負担に対する財政支援	保険局高齢者医療課 (内3237)
6 安心で質の高い介護サービスの確保	
(1) 介護保険制度による介護サービスの確保	
① 介護保険制度による介護サービスの確保	老健局介護保険計画課 (内2264) 老健局老人保健課 (内3968)
② 地域支援事業の推進	老健局振興課 (内3982)
③ 新しい包括的支援事業の推進	
ア 認知症施策の推進	老健局総務課認知症施策推進室 (内3974)
イ 生活支援の充実・強化	老健局振興課 (内3982)
ウ 在宅医療・介護連携の推進	老健局老人保健課 (内3947)
エ 地域ケア会議の開催	老健局振興課 (内3982)
④ 介護納付金の総報酬制導入に伴う被用者保険者への財政支援	老健局介護保険計画課 (内2937)
⑤ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	老健局介護保険計画課 (内2937)
(2) 保険者機能の強化	
① 高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防の横展開	老健局介護保険計画課 (内2162) 老健局老人保健課 (内3946) 老健局振興課 (内3982)
② 介護・医療関連情報の「見える化」の推進	老健局老人保健課 (内3945)
(3) 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現にかかる取組の推進	老健局老人保健課 (内3944)
(4) 介護分野における生産性向上	
① 介護ロボット開発等加速化事業	老健局高齢者支援課 (内3985)
② 介護事業所における生産性向上推進事業	老健局振興課 (内3983)
③ 介護事業所におけるICT普及促進事業	老健局振興課 (内3983)
④ 介護福祉機器の導入支援	職業安定局雇用開発企画課 (内5805) 職業安定局介護労働対策室 (内5785)
(5) 地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施	
① 介護施設等の整備に関する事業	老健局高齢者支援課 (内3928)
② 介護従事者の確保に関する事業	老健局振興課 (内3935)
(6) 認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進	
① 認知症に係る地域支援事業の充実	老健局総務課認知症施策推進室 (内3974)
② 認知症施策の総合的な取組	
ア 認知症施策総合戦略の推進	老健局総務課認知症施策推進室 (内3974)
イ 認知症疾患医療センターの整備の促進	老健局総務課認知症施策推進室 (内3974)
ウ 成年後見制度の利用促進のための体制整備	老健局総務課認知症施策推進室 (内3974)
③ 認知症研究の推進	老健局総務課認知症施策推進室 (内3974)
(7) 地域での介護基盤の整備	
① 介護施設等の整備に関する事業	老健局高齢者支援課 (内3928)
② 介護施設等における防災対策等の推進	老健局高齢者支援課 (内3928)
(8) 介護保険制度改正等に伴うシステム改修	老健局介護保険計画課 (内2162)
(9) 生涯現役社会の実現に向けた環境整備等	老健局振興課 (内3935)
(10) 適切な介護サービス提供に向けた各種取組	老健局総務課介護保険指導室 (内3957) 老健局高齢者支援課 (内3985)

第4 健康で安全な生活の確保

項 目	担当部局課室名
1 健康増進対策、がん対策、肝炎対策	
(1) 健康増進対策	
① 受動喫煙防止対策の推進	健康局健康課(内2396) 労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室(内5506)
② 健康づくり・生活習慣病対策の推進	健康局健康課(内2396)
③ 生活習慣病予防に関する研究などの推進	健康局健康課(内2396)
(2) がん対策	
① がん予防	健康局がん・疾病対策課(内4604)
② がん医療の充実	健康局がん・疾病対策課(内4604)
③ がんとの共生	健康局がん・疾病対策課(内4604)
(3) 肝炎対策	
① 早期発見・早期治療を促進するための環境整備	
ア 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進	健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室(内2948)
イ ウイルス性肝炎に係る医療の推進	健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室(内2948)
② 肝がん治療研究及び肝がん患者への支援のための仕組みの構築	健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室(内2948)
③ 肝炎治療研究などの強化	健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室(内2948)
(4) B型肝炎訴訟の給付金などの支給	健康局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室(内2101)
2 難病などの各種疾病対策、移植医療対策	
(1) 難病・小児慢性特定疾病対策	
① 難病対策	
ア 医療費助成の実施	健康局難病対策課(内2355)
イ 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実	健康局難病対策課(内2355)
ウ 新たな難病の医療提供体制の推進	健康局難病対策課(内2355)
エ 難病に関する調査・研究などの推進	健康局難病対策課(内2355)
② 小児慢性特定疾病対策	健康局難病対策課(内7937)
(2) 各種疾病対策	
① リウマチ・アレルギー対策などの推進	健康局がん・疾病対策課(内2359)
② 慢性疼痛対策の推進	健康局難病対策課(内2355)
(3) 移植医療対策	
① 造血幹細胞移植対策の推進	健康局難病対策課移植医療対策推進室(内2363)
② 臓器移植対策の普及・推進	健康局難病対策課移植医療対策推進室(内2365)
③ 移植医療に関するシステムの構築	健康局難病対策課移植医療対策推進室(内2363)
3 感染症対策	
(1) 新型インフルエンザ等の感染症対策の強化	健康局結核感染症課(内2382、2379、4609) 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検査所業務管理室(内2467)
(2) AMR(薬剤耐性)対策の推進	大臣官房厚生科学課(内3812) 健康局結核感染症課(内2382、2036、2931、2379) 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課(内4234)
(3) エイズ対策の推進	健康局結核感染症課(内2358)
(4) 予防接種の推進	健康局健康課予防接種室(内2383)
(5) HTLV-1関連疾患に関する研究の推進	健康局結核感染症課(内2379)
4 健康危機管理・災害対策の推進	
(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進	健康局健康課地域保健室(内2398)
(2) 健康危機管理体制の整備	大臣官房厚生科学課(内3818)

項 目	担当部局課室名
5 医薬品、薬物等に関する安全・信頼性の確保など	
(1) 医薬品、医療機器、再生医療等製品を安心して使用するための安全対策の強化、きめの細かい対応	
① 医療情報データベース (MID-NET) を活用した医薬品等安全対策等の推進	医薬・生活医政局医薬安全対策課(内2749)
② 高齢者における医薬品の安全使用の推進	医薬・生活医政局医薬安全対策課(内2749)
③ 再製造SUD(単回使用医療機器)の品質確保	医薬・生活衛生局医療機器審査管理課(内2789) 医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(内2769)
④ 小児における医薬品の安全対策の充実	医薬・生活医政局医薬安全対策課(内2749)
⑤ 医薬品販売業者に対する指導・強化	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(内2769)
(2) 薬物乱用対策の推進	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(内2769)
(3) アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症対策の推進	障害保健福祉部精神・障害保健課(内3059)
6 食の安全・安心の確保など	
(1) 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	医薬・生活衛生局食品基準審査課(内2444)
(2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等	医薬・生活衛生局食品監視安全課(内2447)
(3) 検疫所における水際対策等の推進	
① 観光立国推進に対応した検疫体制の計画的整備	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室(内2467)
② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室(内2467)
(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	
① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課(内2404)
② 食品の安全の確保に資する研究の推進	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課(内2404)
③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課(内2404)
7 強靱・安全・持続可能な水道の構築	医薬・生活衛生局水道課(内4027)
8 生活衛生関係営業の活性化や振興など	医薬・生活衛生局生活衛生課(内2434)
9 原爆被爆者の援護	健康局総務課(内2318)
10 ハンセン病対策の推進	健康局難病対策課(内2369)

第5 子どもを産み育てやすい環境づくり

項 目	担当部局課室名
1 待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援	
(1) 保育の受け皿拡大・保育人材の確保	
① 保育の受け皿拡大	子ども家庭局保育課 (内4837)
② 多様な保育の充実	子ども家庭局保育課 (内4837)
③ 保育人材確保のための総合的な対策	職業安定局首席職業指導官室 (内5779) 子ども家庭局保育課 (内4837)
④ 安心かつ安全な保育の実施への支援	子ども家庭局保育課 (内4837)
(2) 子ども・子育て支援新制度の実施	
① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実	
ア 子どものための教育・保育給付	子ども家庭局総務課少子化総合対策室 (内4822)
イ 地域子ども・子育て支援事業	子ども家庭局総務課少子化総合対策室 (内4822)
② 放課後児童クラブの拡充等	子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 (内4847)
③ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育サービス	子ども家庭局保育課 (内4837)
④ 児童手当	子ども家庭局総務課少子化総合対策室 (内4822)
(3) 子どもを産みやすい環境づくり	
① 不妊治療への助成等	子ども家庭局母子保健課 (内4977)
② 子育て世代包括支援センターの全国展開	子ども家庭局母子保健課 (内4977)
(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進等	
① ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化	子ども家庭局家庭福祉課 (内4887)
② 自立を促進するための経済的支援	子ども家庭局家庭福祉課 (内4887)
③ 女性活躍推進法の実効性確保	雇用環境・均等局雇用機会均等課 (内7839)
④ 子どもの学習支援事業の推進	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 (内2874)
(5) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進	子ども家庭局家庭福祉課 (内4887)
2 児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化・社会的養育の充実	
(1) 児童虐待防止対策の強化	子ども家庭局家庭福祉課 (内4865) 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 (内4896)
(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開	子ども家庭局母子保健課 (内4977)
(3) 家庭養育等の推進	子ども家庭局家庭福祉課 (内4877)
(4) 被虐待児童などへの支援の充実	子ども家庭局家庭福祉課 (内4877)
3 仕事と家庭の両立支援の推進	職業安定局首席職業指導官室 (内5779) 雇用環境・均等局職業生活両立課 (内7857)

第6 障害者支援の総合的な推進

項 目	担当部局課室名
1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進	
(1) 良質な障害福祉サービス等の確保	障害保健福祉部障害福祉課 (内3035)
(2) 地域生活支援事業等の拡充	障害保健福祉部企画課自立支援振興室 (内3075)
(3) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備	障害保健福祉部障害福祉課 (内3035)
(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供	障害保健福祉部精神・障害保健課 (内3059)
(5) 医療的ケア児に対する支援	障害保健福祉部障害福祉課 (内3037)
(6) 障害者自立支援機器の開発の促進	障害保健福祉部企画課自立支援振興室 (内3071)
(7) 芸術文化活動の支援の推進	障害保健福祉部企画課自立支援振興室 (内3071)
(8) アルコール健康障害対策の推進	障害保健福祉部精神・障害保健課 (内3059)
2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	
(1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進	障害保健福祉部精神・障害保健課 (内3059)
(2) 精神科救急医療体制の整備	障害保健福祉部精神・障害保健課 (内3059)
(3) 災害時心のケア支援体制の整備	障害保健福祉部精神・障害保健課 (内3059)
(4) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など	障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室 (内3096)
(5) アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症対策の推進	障害保健福祉部精神・障害保健課 (内3059)
3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進	
(1) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援	障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 (内3038)
(2) 発達障害の診療を行う医師等の養成	障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 (内3038)
(3) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の開発	障害保健福祉部企画課施設管理室 (内3083) 障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 (内3038)
4 障害者への就労支援の推進	
(1) 平成30年4月からの法定雇用率引上げに伴う支援の強化	職業安定局障害者雇用対策課 (内5782)
(2) 障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援	職業安定局障害者雇用対策課 (内5782) 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 (内3076、3071)
(3) 精神障害、発達障害、難病等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化	職業安定局障害者雇用対策課 (内5782) 人材開発統括官付参事官(人材開発政策担当)付特別支援室 (内5347)
(4) 就労支援事業所等で働く障害者への支援	
① 工賃向上等のための取組の推進	障害保健福祉部障害福祉課 (内3044)
② 障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進	障害保健福祉部障害福祉課 (内3044)
(5) 農福連携による障害者の就農促進	障害保健福祉部障害福祉課 (内3044)

第7 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

項 目	担当部局課室名
1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり	
(1) 地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進	
① 「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築	社会・援護局地域福祉課(内2859)
② 各分野における相談体制の充実	子ども家庭局家庭福祉課(内4887) 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2876) 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室(内3149) 障害保健福祉部企画課自立支援振興室(内3075) 老健局振興課(内3982)
③ 多様な地域の支え合いの再生支援	健康局健康課(内2396) 雇用環境・均等局職業生活両立課(内7915) 雇用環境・均等局在宅労働課(内5307) 社会・援護局地域福祉課(内2859) 社会・援護局総務課自殺対策推進室(内2838) 社会・援護局福祉基盤課(内2864) 障害保健福祉部企画課自立支援振興室(内3075) 老健局振興課(内3982)
(2) 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)	健康局がん・疾病対策課(内4604) 健康局難病対策課(内2355) 労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室(内5578) 職業安定局総務課(内5718) 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2876) 社会・援護局保護課(内2833) 障害保健福祉部障害福祉課(内3044) 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室(内5969)
(3) 民間事業者と行政が協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施	政策統括官付社会保障担当参事官室(内7697)
2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施	
(1) 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正な実施	
① 生活困窮者等に対する自立支援	
ア 子どもの学習支援事業の推進	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2874)
イ 就労準備支援の充実	社会・援護局保護課(内2833) 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2876)
ウ 居住支援の推進	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2874)
エ ホームレス支援の推進	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2857)
オ ひきこもり支援の充実・強化	社会・援護局地域福祉課(内2859)
② 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2876)
③ 生活保護制度の適正な実施	
ア 生活保護に係る国庫負担	社会・援護局保護課(内2824)
イ 医療扶助の適正実施の強化	社会・援護局保護課(内2829)
④ 生活保護世帯の子供の大学等への進学支援	社会・援護局保護課(内2824)
(2) ハローワーク等における生活困窮者の就労支援	職業安定局就労支援室(内5796) 職業安定局高齢者雇用対策課(内5822) 社会・援護局保護課(内2833) 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2876)
3 自殺総合対策の更なる推進	
(1) 地域自殺対策強化交付金	
① 地方自治体における自殺対策計画の策定	社会・援護局総務課自殺対策推進室(内2838)
② 子ども・若者の自殺対策の推進	社会・援護局総務課自殺対策推進室(内2838)
(2) 地域自殺対策推進センターへの支援等	社会・援護局総務課自殺対策推進室(内2838)
4 福祉・介護人材確保対策等の推進	
(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(内2849)
(2) 介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(内2849)
(3) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進	社会・援護局福祉基盤課(内2864)
(4) ハローワークにおける人材確保支援の充実	職業安定局首席職業指導官室(内5779)
(5) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援	社会・援護局福祉基盤課(内2866)

項 目	担当部局課室名
5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など	
(1) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護	社会・援護局(援護) 援護・業務課(内3500)
(2) 戦没者遺骨収集・次世代継承の促進	
① 遺骨収集事業等の推進	社会・援護局(援護) 事業課(内4510)
② 次世代継承の促進	社会・援護局(援護) 援護企画課(内3404) 社会・援護局(援護) 援護企画課中国残留邦人等支援室(内3488)
(3) 中国残留邦人等の援護など	社会・援護局(援護) 援護企画課中国残留邦人等支援室(内3488) 社会・援護局(援護) 援護・業務課(内3500)

第8 安心できる年金制度の確立

項 目	担当部局課室名
1 持続可能で安心できる年金制度の運営	年金局総務課(内3646)
2 日本年金機構による公的年金業務の着実な実施	年金局事業企画課会計室(内3546)
3 正確な年金記録の管理と年金記録の訂正手続の着実な実施	年金局事業企画課(内3656) 年金局事業管理課年金記録審査室(内3611)
4 中小企業に対する企業年金等の普及・充実	年金局企業年金・個人年金課(内3369)

第9 施策横断的な課題への対応

項 目	担当部局課室名
1 国際問題への対応	
(1) 国際機関を通じた国際協力の推進	
① 世界保健機関(WHO)などを通じた国際協力の推進	大臣官房国際課(内7285)
② 国際労働機関(ILO)を通じた国際協力の推進	大臣官房国際課(内7285)
(2) 国際的な感染症流行に備えたワクチン開発事業の推進	大臣官房国際課(内7285)
(3) 国際的な感染症対策に関する医薬品研究開発の推進	大臣官房国際課(内7285)
(4) 国際保健政策人材養成の推進	大臣官房国際課(内7285)
(5) 国際労働機関(ILO)設立100周年事業の実施	大臣官房国際課(内7285)
(6) 経済連携協定などの円滑な実施	医政局看護課(内4175) 職業安定局外国人雇用対策課(内5643) 社会・援護局福祉基盤課(内2894)
(7) 薬事規制の主導的な国際調和の推進	
① 革新的医療機器・再生医療等製品等に関する日本発の有効性・安全性の評価方法の確立及び国際標準獲得推進	医薬・生活衛生局医療機器審査管理課(内2789)
② アジア等での薬事規制調和の促進	医薬・生活衛生局医薬品審査管理課(内4234)
2 データヘルス改革の推進	大臣官房厚生科学課(内3813、3820) 医政局研究開発振興課(内2683、2542) 医政局医療経営支援課(内2626) 健康局健康課(内2396) 健康局がん・疾病対策課(内4604) 障害保健福祉部障害福祉課(内3038) 老健局老人保健課(内3944) 保険局医療介護連携政策課(内3182、3164) 保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室(内3269) 保険局保険課(内3250) 政策統括官付情報化担当参事官室(内7405)
3 社会保障に係る国民の理解の推進、国民の利便性向上等の取組等	
(1) 情報セキュリティ対策	政策統括官付サイバーセキュリティ担当参事官室(内7406)
(2) 社会保障教育の推進	政策統括官付社会保障担当参事官室(内7699)

IV 主要事項（復旧・復興関連）の担当部局課室一覧

第1 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援

項 目	担当部局課室名
1 被災者・被災施設の支援	
(1) 被災地心のケア支援体制の整備	障害保健福祉部精神・障害保健課（内3059）
(2) 障害福祉サービスの再構築支援	障害保健福祉部障害福祉課（内3091）
(3) 被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保	社会・援護局福祉基盤課（内2894） 老健局高齢者支援課（内3925） 老健局振興課（内3983） 老健局老人保健課（内3943、3962）
(4) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課（内3214） 保険局保険課（内3152） 保険局国民健康保険課（内3256） 保険局高齢者医療課（内3238） 保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室（内3383）
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課（内2264）
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課（内3091）
(5) 被災した各種施設等の災害復旧に対する支援	
① 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室（内4964）
② 介護施設等の災害復旧に対する支援	老健局高齢者支援課（内3928） 老健局振興課（内3983）
③ 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援	障害保健福祉部障害福祉課（内3035）
④ 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	健康局総務課指導調査室（内2322）
⑤ 水道施設の災害復旧に対する支援	医薬・生活衛生局水道課（内4026、4027）
(6) 被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
① 被災した子どもに対する支援	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室（内4964）
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課（内2859）
③ 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局振興課（内3935）
④ 被災地の健康支援活動に対する支援	健康局健康課地域保健室（内2398）
(7) 熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	社会・援護局地域福祉課（内2859）
2 雇用の確保など	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課（内5794）
(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課（内5794）
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課（内5864、5842） 職業安定局首席職業指導官室（内5697）
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（内5489）

第2 原子力災害からの復興への支援

項 目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	医薬・生活衛生局食品基準審査課（内2444） 医薬・生活衛生局食品監視安全課（内2447）
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内2181）

平成30年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等要求の概要

(単位：億円)

区 分	平成29年度 計 画 額	平成30年度 要 求 額	摘 要
○独立行政法人福祉医療機構	3,727	3,804	・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資
○株式会社日本政策金融公庫	1,150	1,150	・生活衛生関係営業者に対する融資
○独立行政法人国立病院機構	695	1,182	・老朽建替等整備、医療機械等整備
○国立高度専門医療研究センター	246	244	・国立研究開発法人国立循環器病研究センター移転建替整備等
合 計	5,818	6,380	

区 分	改 善 内 容 等
独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業	貸付条件の改善等 1. 福祉貸付事業・医療貸付事業 共通 ○ 介護施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充 2. 福祉貸付事業 ○ 地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資制度の拡充 3. 医療貸付事業 ○ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために必要な医療施設の整備に係る融資制度の拡充 <div style="text-align: right;">等</div>
株式会社日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付	貸付条件の改善等 ○ 災害貸付に運転資金の貸付制度を拡充 <div style="text-align: right;">等</div>

平成30年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等の原資の内訳 (参考)

(単位:億円)

区 分	平成29年度			要 求 額	平成30年度	
	計 画 額	原 資			財 政 投 融 資	自 己 資 金 等
		財 政 投 融 資	自 己 資 金 等			
独立行政法人福祉医療機構 (注1)	3,727	3,531	196 (300)	3,804	3,591	213 (300)
1. 福祉貸付	2,545	-	-	2,620	-	-
2. 医療貸付	1,182	-	-	1,184	-	-
株式会社日本政策金融公庫 (注2)	1,150	-	-	1,150	-	-
独立行政法人国立病院機構 (注1)	695	558	137	1,182	1,032	150 (190)
国立高度専門医療研究 センター	246	237	9	244	234	10
国立研究開発法人国立がん 研究センター	14	14	0	54	54	0
国立研究開発法人国立循環 器病研究センター	207	200	7	182	172	10
国立研究開発法人国立成育 医療研究センター	6	6	0	8	8	0
国立研究開発法人国立長寿 医療研究センター	19	17	2	0	0	0
合 計 (注1)	5,818	4,326	342 (300)	6,380	4,857	373 (490)

(注1) 自己資金等の欄の()書は、財投機関債の発行額(自己資金等の額の内数)である。

(注2) 原資については、株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)に一括計上している。

事務連絡
平成29年7月14日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）
中核市
各都道府県教育委員会
各都道府県私立学校主管部（局） 担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局保育課
内閣府子ども・子育て本部参事官
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

保育施設等における食塩の適切な摂取量について

今般、認可外保育施設において、幼児に対し食塩を混ぜた液体を飲ませ、塩化ナトリウム中毒で死亡させたとして、施設の元経営者が逮捕される事案が発生いたしました。

食塩を一度に過剰に摂取することで、急性塩化ナトリウム中毒が発生するおそれがありますので、このような事案が生じることのないよう、保育施設等で児童に食塩を摂取させる際は、下記の基準を参考に適切な分量を守っていただくとともに、熱中症予防の観点では、こまめに水分を補給するなどの対応をお願いいたします。保育中の児童に体調不良が疑われる状態を認めた場合は、医療機関に受診させ、適切な対応がなされるよう貴管下保育施設等へ注意喚起をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては管内の市区町村に対して周知を行うようお願いいたします。

【参考】ナトリウムの食事摂取基準（mg/日、（ ）は食塩相当量〔g/日〕）

性別 年齢等	男性		女性	
	目安量	目標量	目安量	目標量
0～5（月）	100（0.3）	-	100（0.3）	-
6～11（月）	600（1.5）	-	600（1.5）	-
1～2（歳）	-	（3.0未満）	-	（3.5未満）
3～5（歳）	-	（4.0未満）	-	（4.5未満）

（出典：厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2015年版）」）

※目安量：一定の栄養状態を維持するのに十分な量

※目標量：生活習慣病の予防のために現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量

(本件担当)

厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 4838
FAX: 03-3595-2674

内閣府子ども・子育て本部参事官 (認定こども園担当) 付
TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38445
FAX: 03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 3137
FAX: 03-6734-3736

府子本第654号
平成29年8月18日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

(印影印刷)

平成29年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業の実施について

表記については、今般、別紙のとおり「平成29年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

平成 29 年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業実施要綱

1 事業の目的

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)等において、保育士(子ども・子育て支援新制度における認定こども園及び幼稚園等の職員を含む。)や放課後児童クラブの職員について処遇改善を行うこととされたことを踏まえ、平成 29 年度から、子ども・子育て支援新制度の公定価格において 2%相当の処遇改善及び技能・経験等に応じた追加的な処遇改善、放課後児童健全育成事業において、経験等に応じた処遇改善を行うこととしている。

各施設及び各事業所における新たな処遇改善の仕組みへの取り組みを促進し、もって保育士等の賃金改善を図るため、制度の内容及び趣旨の周知や、必要なシステムの改修等、新たな処遇改善の仕組みの円滑な施行等を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区(以下「都道府県等」という。)とする。

3 事業内容

事業内容は、保育士等の処遇改善等に関する、①制度の周知、②研修体制の整備、③事業者に対する助言・指導、④業務体制の確保、⑤システムの改修等とし、それぞれ以下の(1)から(5)に掲げる内容とする。

(1) 処遇改善関係事業の周知

平成 29 年度に実施する、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 3 4 9 号、2 6 文科初第 1 4 6 3 号、雇児発 0 3 3 1 第 1 0 号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)における処遇改善等加算Ⅰのうち 2%相当分及び処遇改善等加算Ⅱ、放課後児童健全育成事業実施要綱(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」のうち平成 29 年度より新たに対象となった職員に対する部分及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」(以下「処遇改善関係事業」という。)を円滑に実施するために、処遇改善関係事業の内容等について、市町村や事業者、関係団体等に周知を行う。

(事業例)

- a. 処遇改善関係事業に関するリーフレットやポスター等の広報用媒体の作成、配布

- b. 市町村や事業者等に対する処遇改善関係事業に係る説明会等の開催
- c. 処遇改善関係事業に係る賃金改善計画書及び同実績報告書等の印刷

- (2) 処遇改善関係事業の要件として求められる研修体制の整備
処遇改善関係事業の要件として求められる研修について、円滑な実施に向け、研修の内容や実施方法等の体制整備を行う。

(事業例)

- a. 処遇改善関係事業の要件として求められる研修制度の研修内容や実施方法に係る検討会議の開催
- b. 処遇改善関係事業の要件として求められる研修テキスト等の作成
- c. 事業者や関係機関に対する説明会の開催

- (3) 事業者に対する助言・指導

処遇改善関係事業に取り組む事業者を支援するため、事業者に対する相談対応や助言、指導を行う。

(事業例)

- a. 事業者からの相談に応じる専用コールセンターの設置等の相談体制の整備及び実施
- b. 専門的な相談員（社会保険労務士等の処遇改善関係事業を実施するために必要な知識及び経験を有する者）を事業所に派遣する又は専門ブースを設置するなどにより、給与規定等の整備等の具体的手順や規定の内容に係る助言等を行う。

- (4) 都道府県等における審査等の業務体制の確保

処遇改善関係事業の実施に伴い、増加する賃金改善計画の確認・審査等の事務負担に対応するため、都道府県等において事務体制の整備を行う。

(事業例)

- a. 処遇改善関係事業に係る申請書等の審査・確認等に必要な非常勤職員等の人員等の確保
- b. aの職員が使用するPC機器等の借上げ

- (5) 処遇改善関係事業に係る電子システムの改修

処遇改善関係事業の実施に伴い、都道府県等において、子どものための教育・保育給付費負担金及び放課後児童健全育成事業費に係る電子システムに関し、必要な改修を行う。

(事業例)

a. 処遇改善関係事業の実施に伴うこれを目的としたシステムの改修

4 留意事項

他の交付金や補助金等の対象となる場合は本補助金の対象としない。

5 報告

都道府県等は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を内閣総理大臣に報告するものとする。

6 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、内閣府が別に定める「平成29年度子ども・子育て支援推進費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「保育所等関連状況取りまとめ」及び「『待機児童解消加速化プラン』集計結果」が公表される（厚生労働省）…………… 1
 - ◆ 「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」が発出される（内閣府・厚生労働省・文部科学省） …… 3
 - ◆ プール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（厚生労働省） … 4
 - ◆ 「児童福祉週間」標語の募集（厚生労働省）…………… 5
 - ◆ 「社会福祉法人経営者研修会～経営管理コース～」受講者募集（全国社会福祉協議会・中央福祉学院）…………… 6
- ◆ 「保育所等関連状況取りまとめ」及び「『待機児童解消加速化プラン』集計結果」が公表される（厚生労働省）

平成 29 年 9 月 1 日、厚生労働省は「保育所等関連状況取りまとめ（平成 29 年 4 月 1 日）」及び「『待機児童解消加速化プラン』集計結果」を公表しました。

この「保育所等関連状況取りまとめ」（資料 1）は、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施されているものです。平成 27 年度の調査から、従来の保育所に加え、平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち 2 号・3 号認定）の数値を含んでいます。

※特定教育・保育施設：幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業

〔保育所等関連状況取りまとめのポイント〕

- 保育所等定員は 274 万人（前年比 10 万人の増加）
- 保育所等を利用する児童の数は 255 万人（前年比 8 万 8 千人の増加）
- 待機児童数は 26,081 人で前年比 2,528 人の増加

- ・待機児童のいる市区町村は、前年から 34 増加して 420 市区町村。
- ・待機児童が 100 人以上増加したのは、大田区（343 人増）、目黒区（318 人増）、習志野市（268 人増）など 13 市区。待機児童が 100 人以上減少したのは、那覇市（359 人減）、世田谷区（337 人減）、北区（150 人減）など 10 市区。

また、『待機児童解消加速化プラン』集計結果（資料 2）では、同プランに基づく自治体の取組状況が取りまとめられています。平成 25～28 年度の 4 年間で、企業主導型保育事業による保育の受け入れ枠拡大とあわせて、約 42.8 万人分の保育の受け入れ枠が確保されました。

今回の集計は、平成 29 年 4 月 28 日までに同プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった 489 市区町村の取り組みとともに、同プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、実施状況について集計されています。

〔「待機児童解消加速化プラン」集計結果のポイント〕

○保育拡大量

平成 25 年度	72,430 人
平成 26 年度	147,233 人
平成 27 年度	94,585 人
平成 28 年度	113,339 人
（4 カ年計実績値）	427,587 人
平成 29 年度	約 16.6 万人（見込み値）
（5 カ年合計）	約 59.3 万人

○平成 28 年度の保育拡大量

認可保育所 （保育所型認定こども園の保育所部分を含む）	▲10,376 人
幼保連携型認定こども園	85,969 人
幼稚園型認定こども園	5,420 人
地方裁量型認定こども園	13 人
小規模保育事業	15,673 人
家庭的保育事業	▲148 人
事業所内保育事業	2,464 人
居宅訪問型保育事業	130 人
地方単独保育施策	▲2,925 人
その他	▲3,165 人
小計	93,055 人
企業主導型保育事業	20,284 人
合計	113,339 人

○平成 29 年 4 月 1 日の保育の受け入れ枠

認可保育所 (保育所型認定こども園の保育所部分を含む)	2,238,340 人
幼保連携型認定こども園	359,423 人
幼稚園型認定こども園	31,936 人
地方裁量型認定こども園	3,210 人
小規模保育事業	57,293 人
家庭的保育事業	4,256 人
事業所内保育事業	8,734 人
居宅訪問型保育事業	163 人
地方単独保育施策	42,137 人
その他	70,505 人
小計	2,815,997 人
企業主導型保育事業	20,284 人
合計	2,836,281 人

それぞれの集計結果についての詳細は、厚生労働省ホームページ「保育所等関連状況取りまとめ(平成 29 年 4 月 1 日)及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表」をご参照ください (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137.html>)。

◆「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」が発出される(内閣府・厚生労働省・文部科学省)

平成 29 年 8 月 22 日、1 府 2 省の合同通知により、資料 3「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」が発出されました。

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入については、資料 4「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」(事務連絡、平成 28 年 2 月 29 日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)により、すでに周知されています。

上記事務連絡の内容を踏まえ、今般の合同通知では、保育所・認定こども園等においても、てんかん発作時の坐薬挿入は、緊急やむを得ない措置として行われる行為として、下枠内①～④の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないことが示されています。

なお、一連の行為の実施にあたっては、てんかんという疾病の特性上、子どものプライバシー保護に十分配慮することについても示されていますので、ご注意ください。

[通知の概要]

教育・保育施設等において子どもがてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状

態等である場合に、現場に居合わせた教育・保育施設等の職員又はスタッフ（以下「職員等」という。）が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならない。

- ① 当該子ども及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 教育・保育施設等においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる子どもであること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該子ども及びその保護者が、教育・保育施設等に対して、やむを得ない場合には当該子どもに坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該子どもを担当する職員等が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該子どもがやむを得ず坐薬を使用することが認められる子ども本人であることを改めて確認すること
 - ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該子どもの保護者又は職員等は、坐薬を使用した後、当該子どもを必ず医療機関での受診をさせること

◆ プール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（厚生労働省）

平成29年8月24日、保育所のプール活動による死亡事故が発生しました。これを受けて、厚生労働省からあらためて注意喚起の通知「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」（子保発0829第1号、平成29年8月29日）が発出されています。

プール活動・水遊びを行う際の留意事項等については、本ニュースNo.17-18において既報のとおりガイドラインが示されていますが、今般の事故を受けて、ガイドラインの「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」をもう一度、各施設・事業所でご確認いただくこと、また、安全管理及び事故防止を徹底することが求められています。

詳細は、資料5をご参照ください。

〔通知の概要〕

「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」

- ・ 監視者は監視に専念する。

- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 定期的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

(参考)

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000125859.pdf>

「水泳等の事故防止について」(通知)

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1385296.htm

(「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」より抜粋)

◆ 「児童福祉週間」 標語の募集 (厚生労働省)



平成 29 年度「児童福祉週間」の最優秀作品

「できること たくさんあるよ きみのために」

(三谷 露唯さんの作品 香川県・8歳)

国は、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」とし、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を実施しています。

今般、平成 30 年度の児童福祉週間の象徴となる標語の募集を開始します(募集期間は10月20日まで)。

最優秀作品に選ばれた標語は、児童福祉週間の広報・啓発ポスターをはじめ、全国各地で実施される各種事業や行事等で幅広く活用されます。皆様のご応募をお待ちしております。詳細は、資料6をご参照ください。

〔募集の概要〕

(1) 募集内容

趣旨を簡潔に表現し、元気でがんばる子どもたちを応援する標語や、子どもたちからの未来へのメッセージとなる標語を募集します。

(2) 応募方法

どなたでも応募できます。

(3) 応募方法

①はがき、封書または Fax による応募

1人何点でも応募できますが、はがき1枚または Fax1枚につき、1作品のみ記載してください。封書の場合も、用紙1枚につき1作品のみ記入（複数の同封は可能）とします。

②インターネットによる応募

児童育成協会のホームページに「平成30年度児童福祉週間標語応募フォーム」があります。必要事項を入力の上、送信してください。1回の応募につき、標語は1作品しか入力できません（複数の応募は、標語ごとに入力・送信してください）。

(4) 募集期間

平成29年9月1日～10月20日

(5) 応募・問い合わせ

公益財団法人児童育成協会「標語募集」係

〒150-0011 東京都渋谷区東2-22-14 ロゼ氷川ビル6F

電話 03-3498-4592 Fax03-3797-5676

<http://www.kodomo-shiro.or.jp/jigyohyogo>

◆ 「社会福祉法人経営者研修会～経営管理コース～」 受講者募集（全国社会福祉協議会・中央福祉学院）

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、社会福祉法改正後の社会福祉法人をめぐる状況を把握し、社会福祉法人が良質なサービスを提供するための業務標準や業務改善、今後の法人経営に求められる財務管理の手法、経営理念の浸透策について学ぶ標記研修会を開催します。

なお、標記研修会は昨年度までの「経営管理コース」と「サービス管理コース」を統合しているため、両コースの内容を併せもつプログラムとなっています。

多くの方のお申込みをお待ちしております。

〔研修会の概要〕

(1) 日程

平成29年10月3日（火）～5日（木）

(2) 会場

中央福祉学院（ロフォス湘南）

(3) 対象・定員

社会福祉法人の役員及び社会福祉法人運営に携わる者 200名

(4) 参加費

25,700円(税込) ※宿泊代等は別途必要です。

(5) プログラム

①社会福祉法人をめぐる現状と課題

(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)

②福祉サービスの質の向上のための業務標準とプロセス管理

(社会福祉法人佛子園常務理事 村岡 裕 氏)

③利用者本位サービスのための業務改善

(日本女子大学教授 久田 則夫 氏)

④社会福祉法人の財務管理と経営のあり方

(福祉医療機構経営サポートセンター参事 千葉 正展 氏)

⑤経営者の想いを従業員が行動につなげるために(経営理念の浸透)

(イーエムイーコンサルタンツ株式会社代表取締役 小野 知己 氏)

(6) 申込方法

開催要綱・申込書は、中央福祉学院ホームページからダウンロードしていただけます。

<http://www.gakuin.gr.jp/>

(7) 申込締切

平成29年9月19日(火)

(8) 問い合わせ

社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院

社会福祉法人経営者研修会係

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

電話 046-858-1355 (平日 9:30~17:30) Fax 046-858-1356

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。

つきましては、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL:03-5253-4111 (内線2976)

FAX:03-6734-3794

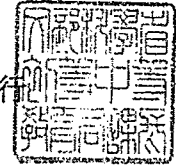
27初健食第29号

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田勝行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

- ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電話：03-5253-4111（内線：2976）

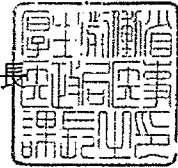


医政医発0224第2号

平成28年2月24日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について（回答）

平成28年2月1日付け27初健食第29号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いします。

子保発0829第1号
平成29年8月29日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省 子ども家庭局 保育課長
(公 印 省 略)

保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）における事故防止については、従来より、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下「ガイドライン」という。）」（平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）等により、関係機関、市区町村及び各施設・事業者へのガイドラインの周知をお願いしています。

特に、プール活動・水遊びを行う場合の事故防止については、「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成29年6月16日付け雇児保発0616第1号）により、ガイドラインの周知を図るとともに、「水泳等の事故防止について」（平成29年4月28日付け29ス庁第99号）を参考にして、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を周知するよう、お願いしたところです。

今般、認可保育園でのプール活動において、死亡事故が発生したことから、ガイドライン及び上記通知について、再度の周知をお願いいたします。また、今般の事案は、監視に当たっていた保育士が遊具を撤去している間に児童が水に浮いた状態で発見され、その後死亡したとの報告を受けていることから、特に、ガイドラインで示されている「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」に御留意の上、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を再度周知するよう、お願いいたします。

(参考)

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

【事故防止のための取組み】 ～施設・事業者向け～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

【事故防止のための取組み】 ～地方自治体向け～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline2.pdf

【事故発生時の対応】 ～施設・事業者、地方自治体共通～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000125859.pdf>

「水泳等の事故防止について」(通知)

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1385296.htm

(「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」より抜粋)

プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 定期的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等



へいせい ねんと 平成30年度

じ どう ふく し しゅう かん 児童福祉週間

みんなの ^{ゆめ}夢や ^{きぼう}希望を ^こ込めた ^{じ どう ふく し しゅう かん}児童福祉週間の ^{ひょうご}標語を ^{かんが}考えよう！

募集期間

平成29年 9月1日(金) ▶▶ 10月20日(金)

こうせいろうどうしょう 厚生労働省では、へいせい ねんと 平成30年度の「じ どう ふく し しゅう かん」児童福祉週間の ^{ひょうご}標語を募集します。
さいしゅうしゅうさくひん 最優秀作品に選ばれた ^{ひょうご}標語は ^{じ どう ふく し しゅう かん}児童福祉週間のポスターやイベントで使われます。
あなたからの ^{おうぼ}応募をお待ちしています!!

おうぼ ほうほう 応募方法については
うらめん 裏面を見てね!

じ どう ふく し しゅう かん 児童福祉週間とは?

“子どもたちがいきいきと、^{げんき}元気に ^{しあわ}幸せに ^{そだ}育つためにはどうしたらいいのだろう”ということをみんなで考えたり、このような ^{かんが}考えかたを ^{ひと}たくさんの人に ^し知ってもらおうための ^{しゅうかん}1週間です。

くに 国では ^{まいとし}毎年5月5日の「^こ子どもの日」から ^{しゅうかん}1週間を ^{じ どう ふく し しゅう かん}「児童福祉週間」としています。



平成29年度のポスター

へいせい ねんと 平成29年度「^{じ どう ふく し しゅう かん}児童福祉週間」の ^{さいしゅうしゅうさくひん}最優秀作品になった ^{ひょうご}標語

できること たくさんあるよ きみのために

(^{みたにろい}三谷路唯さんの ^{さくひん}作品 ^{かがわけん}香川県・^{さい}8歳)

主催：厚生労働省・社会福祉法人全国社会福祉協議会・公益財団法人児童育成協会

応募方法

した ほうほう おうぼ
下の4つの方法で応募できます。

インターネット

おうぼ ひつようじこう にゅうりやく おうぼ
応募フォームに必要事項を入力して、応募してください。
アドレスはこちら→<http://www.kodomo-shiro.or.jp/jigyo/hyougo>

メール

かんが ひょうご なまえ ねんれい がっこう がくねん じゅうしよ だんわばんごう
あなたが考えた標語と、名前、年齢、学校、学年、住所、電話番号を
こちらのアドレスに送ってください→hyogo30@kodomo-shiro.jp

ファックス

ようし ひつようじこう きにゅう ぶく
この用紙に必要事項を記入して、ファックスで送ってください。

郵便

はがき または ふうしょ かんが ひょうご なまえ ねんれい がっこう がくねん じゅうしよ
ハガキまたは封書に、あなたが考えた標語と、名前、年齢、学校、学年、住所、
電話番号を記入して下の住所に送ってください。(10月20日消印有効)
〒150-0011 東京都渋谷区東2-22-14 ロゼ氷川6F
公益財団法人 児童育成協会「標語募集」係

とあま せき とうえきざいだんほうじん じどういくせいきょうかい だんわばんごう
【お問い合わせ先】 公益財団法人 児童育成協会……電話番号：03-3498-4592

じどうふくししゅうかん ひょうごおうぼようし
「児童福祉週間」標語応募用紙

ばんごう
FAX 番号：03-3797-5676
児童育成協会「標語募集」係

おうぼ ひと おうぼようし まい ひと か
いくつも応募したい人は、応募用紙1枚に一つずつ書いてね。

な 名	まえ 前	(ふりがな) ()	ねんれい 年齢	さい 歳
がっこうめい がくねん 学校名と学年 (大人の方は職業)				
じゅう 住	しょ 所	〒 -		
だんわばんごう 電話番号				

かんが ひょうご
あなたが考えた標語

- 応募した標語の著作権は主催者に帰属します。
- 応募者の個人情報は主催者が管理し、標語募集事業の運営以外の目的に使用することはありません。
- 複数まとめての応募の場合は、エクセル等にまとめて送付されても結構です。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 平成 30 年度概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局）、
平成 30 年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局保育課）
が公表される …………… 1

◆平成 30 年度概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局）、平成 30 年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局保育課）が公表される

本ニュースNo.17-22（平成 29 年 8 月 25 日）において既報のとおり、厚生労働省は「平成 30 年度 予算概要要求の主要事項」を公表しました。今般、「平成 30 年度概算要求の概要（子ども家庭局）」（資料 1）と「平成 30 年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局保育課）」（資料 2、資料 3〔参考資料〕）が示されました。

「保育対策関係予算概算要求の概要」（資料 2）をみると、平成 29 年度予算 991 億円に対して、平成 30 年度概算要求は 1,401 億円へ増額となっており、①「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大、②必要となる保育人材を確保するため、保育補助者の雇上げ支援における資格要件の緩和等による事業の拡充や、保育士資格取得支援事業の改善、業務の ICT 化の推進など、総合的な保育人材確保策を推進、③「広域的保育園等利用事業」における自宅等から保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施を支援、④安心かつ安全な保育の実施のため、保育園等における事故防止に役立つ備品等の購入等を支援することなどが盛り込まれています（資料 2 の 1 ページ）。

平成 30 年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省子ども家庭局保育課）

- 1 待機児童の解消に向けた取組の推進
 - (1) 保育の受け皿拡大
 - (2) 保育人材確保のための総合的な対策
 - (3) 多様な保育の充実
 - (4) 安心かつ安全な保育の実施への支援

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実） ※内閣府において要求

- (1) 子どものための教育・保育給付
- (2) 地域子ども・子育て支援事業
- (3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した保育の支援
- (4) 認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分）

3 その他の保育の推進

- (1) 子育て支援員研修
- (2) 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

「保育対策総合支援事業費補助金」は、平成 30 年度概算要求が 427.4 億円であり、拡充・新規に示された項目として、次の項目があります。

「保育補助者雇上強化事業」（資料 3 の 3 ページ）では、保育士の補助を行う「保育補助者」の雇上げに必要な費用の補助額が拡充しています。現行では、短時間勤務 1 名分として年額 221.5 万円の補助でしたが、平成 30 年度概算要求では、単価の引き上げ及び定員規模に応じた加算を創設しています。「定員 90 人以下」では年額 295.3 万円（フルタイム勤務 1 名分）、「定員 91 人～150 人」では年額 590.6 万円（フルタイム勤務 2 名分）、「定員 151 人以上」では年額 885.9 万円（フルタイム勤務 3 名分）となっています。また、「保育補助者の要件」として、現行は子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者とされていますが、この要件を撤廃することの改定も織り込んでいます。

「保育体制強化事業」（資料 3 の 4 ページ）について、実施主体は「待機児童解消加速化プラン参加市町村」から「全ての市町村」に拡充、また対象施設は保育園のみでしたが、「保育園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所」に拡充、そして補助単価は、現行の 1 か所当たり月額 9 万円から「定員 90 人以下」月額 9 万円、「定員 91 人～150 人」月額 18 万円（2 名分）、「定員 151 人以上」27 万円（3 名分）へ増額されています。

「保育士資格の取得支援」（資料 3 の 5 ページ）では、「養成校卒業等による資格取得の支援」の対象者を「常勤職員」から「非常勤職員」まで拡大し、「資格取得後に一括して支給」していたものを「1 年分ずつ段階的に支給」することとしています。

また、「保育園等における ICT 化推進等事業」（資料 3 の 7 ページ）では、平成 27 年度補正予算事業に類似の、保育士の業務負担の軽減を図るためのシステム導入による業務 ICT 化を進めることが示されています。システム導入費用として、1 施設当たり 100 万円の補助単価が設定されています。同事業では新規事業として、事故防止対策を推進するために必要な機器（子どもの無呼吸睡眠センサー等）の導入費用の一部補助「子ども 1 人当たり 4 万円」を行います。

「広域的保育園等利用事業」（資料 3 の 9 ページ）では、直接に複数利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由する場合や、送迎センターを設置するための改修経費についても補助対象とし、事業内容の拡充を図っています。

「医療的ケア児保育支援モデル事業」（資料 3 の 10 ページ）では、対象か所数を 60 か所に増やし、単価も増額しています。モデル事業未実施自治体において、医療的ケア児の保育所等での受入れが促進されるよう、医療機関等の支援を受けるための補助を創設します。

その他の詳細につきましては、別添の資料 1、資料 2、資料 3 をご参照ください。

平成30年度概算要求の概要 (子ども家庭局)

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化、「すくすくサポートプロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

《主要事項》

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿拡大・保育人材の確保
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

- 1 児童虐待の発生予防
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 被虐待児などへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

- 1 支援につながるための取組
- 2 生活を応援する取組
- 3 学びを応援する取組
- 4 仕事を応援する取組

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）
- 3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 29 年度 当初予算額	平成 30 年度 概算要求	増▲減額	伸び率
一般会計	4,663	5,067	+404	+8.7%
東日本大震災復興 特別会計	6.9	2.1	▲4.9	▲70.4%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

平成 30 年度概算要求における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税率引上げと併せ行う社会保障の充実等については、社会保障改革プログラム法第 28 条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

また、消費税引き上げ以外の 0.3 兆円超の財源の確保などについても、予算編成過程で検討する。

《新しい日本のための優先課題推進枠》

【別添1】

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大等（534億円）

政府の最重要課題である「待機児童の解消」に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育園等の整備を推進するとともに、延長保育や障害児保育等の多様な保育ニーズへの対応等を進める。また、保育を支える保育人材の確保に向けて、保育士の業務負担の軽減等に取り組むなど総合的な対策を推進する。

【別添2】

すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進（69億円）

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のための子育て世代包括支援センターの全国展開等により、切れ目のない支援を実施する。

また、児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援（家庭養育等の推進）に至るまでの総合的な対策を進める。

さらに、ひとり親家庭の自立を支援するため、高等職業訓練促進給付金の充実等を図る。

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向け意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けその設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

1. 保育の受け皿拡大・多様な保育の充実

(平成29年度当初予算額) (平成30年度概算要求額)

991億円 → 1,401億円

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援や業務のICT化等の取組を推進するなど総合的な保育人材確保策を推進する。

さらに、保育園等における安心かつ安全な保育の実施のため、事故の防止に役立つ備品等の購入を支援する。

(1) 保育の受け皿拡大【一部拡充】

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の確保を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチングを行う「民有地マッチング事業」において、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う場合について支援の拡充を図る。

(2) 多様な保育の充実【一部新規】

家庭的保育事業を推進するため、複数の事業者・連携施設が、保育環境の整備や経営の効率化を共同で実施する体制作りをモデル的に実施する。

また、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするため、「広域的保育所等利用事業」について、送迎センターからのみでなく自宅等から直接送迎する仕組みを可能にするなど拡充を図る。

(3) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援について資格要件を見直すなど対象者を拡大する。

また、保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について、利用しやすい仕組みとなるよう改善を行う。

さらに、保育士等の業務負担の軽減のため、保育に関する計画・記録や登降園管理等の業務のICT化を支援する。

(4) 安心かつ安全な保育の実施への支援【新規】

保育園等での事故を防止するため、事故の防止に役立つ備品等の購入を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

※内閣府において要求

（1）教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

（2）放課後児童クラブの拡充等（一部社会保障の充実）（再掲）

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までに約122万人分の受け皿を確保するという整備目標の平成30年度末までの達成を目指し（計画の前倒し）、放課後児童クラブの整備などによる受入児童数の拡大等を図る。

（3）企業主導による多様な就労形態等に対応した保育の支援

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした事業所内保育を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

（4）児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(平成29年度当初予算額) (平成30年度概算要求額)
206億円 → 210億円

(1) 不妊治療への助成等

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について、助成を行うとともに、不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増を図る。

(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開（一部推進枠）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（内閣府予算に計上））を活用して実施（一部社会保障の充実）

(3) 産婦健康診査事業等（一部推進枠）

ア 産婦健康診査事業

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

イ 新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

第2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

平成28年改正児童福祉法等やそれを具現化するための工程等が示された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実を図る。

1 児童虐待の発生予防

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度概算要求額)

1,423億円の内数 → 1,436億円の内数

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。
- ・ また、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するとともに、特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、多様な主体による支援体制のモデルを構築するため、居住費用や看護師配置のための費用等を新たに補助対象に加える。

(2) 子育て家庭へのアウトリーチ

- ・ 家庭における適切な子どもの養育の実施を確保するため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う（乳児家庭全戸訪問事業）とともに、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う（養育支援訪問事業）。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度概算要求額)

1,451億円の内数 → 1,474億円の内数

(1) 児童相談所の体制強化等

- ・ 児童相談所における司法的な相談や対応が円滑に行われるよう弁護士配置を促進するとともに、弁護士の指示の下、司法関与の増加に伴う家庭裁判所との連絡・調整等を行う司法機関連携強化職員（仮称）の配置費用にかかる補助を創設する。

- ・ また、中核市及び特別区等における児童相談所の設置のための補助職員等の配置に要する費用について補助を行うとともに、児童相談所を開設する際の開設準備経費（備品購入等）及び中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設するなど、児童相談所の設置促進を図る。
- ・ 未成年後見人から適切な支援が受けられるよう、未成年後見人に対する報酬等の補助の対象者を拡充する。

（２）市町村の体制強化

- ・ 市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用について補助を行う。
また、支援拠点の開設に係る開設準備経費（備品購入等）及び小規模型において心理担当職員を配置した際の加算を創設する。
- ・ 市町村が在宅の児童に対する支援を適切に行うことができるよう、市町村における相談体制等を強化するため、スーパーバイザーの配置を促進する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修の受講や虐待対応強化支援員等の配置促進による要保護児童対策調整機関や構成員の専門性強化を図るとともに、関係機関間の連携強化を図る取組を実施する。

（３）一時保護所における児童の処遇向上

- ・ 一時保護中の児童に対する学習支援の充実を図るため、一時保護所における学習指導協力員の配置等を推進する。

3 被虐待児などへの支援

(平成 29 年度当初予算額) (平成 30 年度概算要求額)
1, 4 4 8 億円 → 1, 4 7 2 億円

（１）家庭養育等の推進

- ・ 里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親登録件数」や「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。

- ・ 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成や相談・援助等を実施する上での質の確保を図るため、民間あっせん機関に対する助成や、民間あっせん機関の職員に対する研修事業を創設する。
併せて、「特別養子縁組制度」の普及促進のため、広報啓発を実施する。

(2) 施設の専門性の強化等

- ・ 乳児院等の専門性の強化を図るため、医療的ケアを必要とする子ども等の受入促進に向けた取組を進める。
- ・ 乳児院等における安定的な一時保護委託の受入れ及び積極的な里親支援を行う体制の整備を促進する。
- ・ 職員の就業継続・離職防止等の人材確保のため、補助職員の活用による児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減を図るとともに、タブレット端末の活用による情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進を図る。
- ・ 児童養護施設等に対し施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等を行い、小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施する。

(3) 自立支援の充実

- ・ 自立に向けた支援の充実を図るため、里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」における、大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの新たな補助等を行う。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の更なる延長、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、児童扶養手当の支給など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

1 支援につながるための取組

(平成29年度当初予算額) (平成30年度概算要求額)
292億円の内数 → 310億円の内数

(1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

- ・ 婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう引き上げを図るとともに、婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置の拡充等により、婦人保護施設等における支援の充実を図る。
- ・ 若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

2 生活を応援する取組

(平成29年度当初予算額) (平成30年度概算要求額)
1,935億円の内数 → 1,896億円の内数

(1) 子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を実施する。

(2) 自立を促進するための経済的支援

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設など、支援の充実を図る。

(3) 養育費の確保等支援

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する。
また、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座（仮称）」の実施に必要な経費の補助を創設する。

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。
また、適切な事業者の参入を促すため、家庭生活支援員（ヘルパー）の補助単価を引き上げる。

3 学びを応援する取組

(平成 29 年度当初予算額) (平成 30 年度概算要求額)
114 億円の内数 → 120 億円の内数

(1) ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
また、その支給割合について、6割から7割に拡充を図る。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

4 仕事を応援する取組

(平成 29 年度当初予算額) (平成 30 年度概算要求額)
114 億円の内数 → 120 億円の内数

(1) 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、支給対象期間を延長（上限 3 年→上限 4 年）するとともに、准看護師から看護師、看護師から保健師、助産師へのキャリアアップ等について支援を拡大する。
- ・ ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

(2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

また、児童養護施設等の耐震化を促進し、防災対策の強化を図る。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

(平成29年度当初予算額) (平成30年度概算要求額)
6.9億円 → 2.0億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

(平成29年度当初予算額) (平成30年度概算要求額)
200億円の内数 → 205億円の内数
※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

・次世代育成支援対策施設整備交付金

(平成29年度当初予算額) (平成30年度概算要求額)
66億円 → 75億円

児童養護施設等の防災対策を推進するため、各都道府県等に対して耐震化整備計画の策定等を求めるとともに、補助率の嵩上(1/2→2/3)により、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

保育園等の整備の推進、保育園等改修費支援等

【要求内容】

- 「子育て安心プラン」実施のための保育の受け皿整備
- 保育園や小規模保育等の施設整備費や改修費等について、補助率の向上（1/2→2/3）等
など

多様な保育サービスの推進

【要求内容】

- 家庭的保育事業における共同事業体（コンソーシアム）による事業実施体制作りをモデル的に支援
- 「広域的保育園等利用事業」において、送迎センターを経由せず、自宅等から保育園等への直接送迎の実施
など

保育人材確保のための総合的な対策

【要求内容】

- 保育補助者の雇い上げ支援における資格要件の見直し
- 保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について利用しやすい仕組みとなるよう改善
- 保育士の業務負担の軽減のため、保育に関する計画や登降園管理等の業務のICT化の支援
など

安心かつ安全な保育の実施への支援

【要求内容】

- 保育園等における事故防止のための備品等の購入を支援

関連する政府の方針

- 引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。
- 保育人材を確保するため、保育士の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

【経済財政運営と改革の基本方針2017】

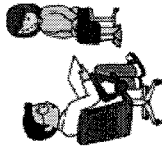
すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

【推進枠：69億円】

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のための子育て世代包括支援センターの全国展開等により、切れ目のない支援を実施する。また、児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援（家庭養育等の推進）に至るまでの総合的な対策を進める。さらに、ひとり親家庭の自立を支援するため、高等職業訓練促進給付金の充実等を図る。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援。
- 産婦健康診査の費用助成により、産後の初期段階における母子に対する支援を強化。



ひとり親家庭の自立支援及びDV対策等の推進

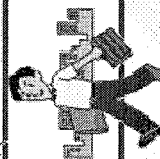
- 高等職業訓練促進給付金について、支給対象期間を延長（上限3年→上限4年）するとともに、准看護師から看護師、看護師から保健師、助産師へのキャリアアップ等について支援を拡大。
- ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講料の一部補助について、支給割合を6割から7割に拡充。
- 若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施。



すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現

児童虐待防止対策等の強化 ・社会的養護等の推進

- 特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するためのモデル事業を拡充し、多様な主体による支援体制のモデルを構築。
- 中核市及び特別区等が児童相談所を設置することができるよう、設置を検討する中核市及び特別区等に対する財政支援を実施。
- 未成年後見人から適切な支援を受けられるよう、未成年後見人に対する報酬等の補助の対象者を拡充する。
- 市町村による在宅支援の強化を図るため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の運営や整備に係る財政支援を行い、設置促進を図る。
- 包括的な里親支援体制の更なる充実に向け、里親委託の実績に応じた加算等を行う。
- 児童養護施設等の職員の人材確保のため、補助職員の活用やICT化の推進により業務負担軽減を図る。
- 措置解除後も引き続き続き里親家庭や施設等に居住しながら大学等への進学を希望する者に対する学習費等の支援を行う。
- 民間あっせん機関が行うあっせん事業の質の確保を図るため、民間あっせん機関に対する助成や、職員に対する研修事業を創設する。



○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠・出産包括支援事業

子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」について、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るために一体的に拡充する。また、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

産婦健康診査事業

産後うつ（抑うつ状態をはじめとする産後の精神的障害）の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

子育て世代包括支援センター

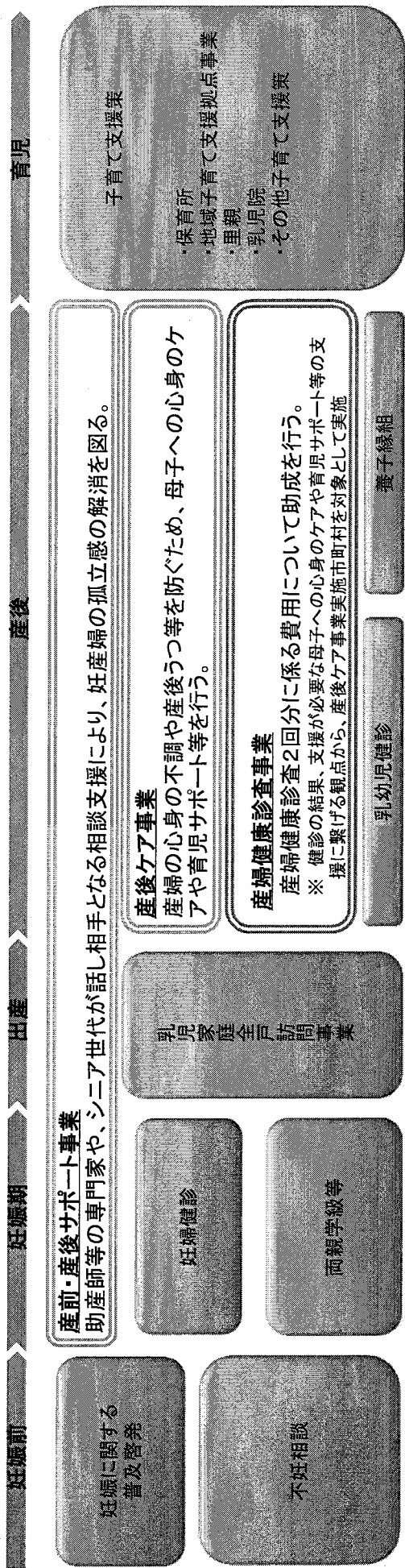
- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



○ひとり親家庭の自立支援及びDV対策等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援を着実に実施するとともに、高等職業訓練促進給付金の充実などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆婦人保護事業について、DV被害者等様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭の自立支援の推進

＜母子家庭等対策総合支援事業＞

○高等職業訓練促進給付金等事業【拡充】

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、支給対象期間を延長（上限3年→上限4年）するとともに、准看護師から看護師へのキャリアアップ等について支援を拡大する。

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給しているが、その支給割合について、6割から7割に拡充を図る。

DV対策等の推進

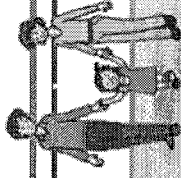
＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞

○若年被害女性等支援モデル事業（仮称）【新規】

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

○児童虐待防止対策の強化・社会的養育の推進

平成28年改正児童福祉法等やそれを具現化するための工程等が示された「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ、児童虐待の発生予防から児童の自立支援までの総合的な対策を推進する。



＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞

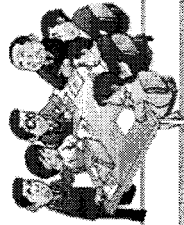
産前・産後母子支援事業（モデル事業）【新規】

特定妊婦等に対して産前から産後にかけて支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、多様な主体による支援体制のモデルを構築していくため、居住費用や看護師配置のための費用など、主体ごとに異なる必要経費を新たに対象に加える。



児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所を開設する際の開設準備経費（備品購入等）及び中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設する。

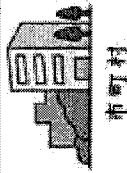


未成年後見人支援事業【拡充】

児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても、報酬対象となるよう補助対象の拡大を行うとともに、被後見人の資産要件を1,000万円未満から1,500万円未満へ見直しを行う。

市町村相談体制整備事業【拡充】

市区町村子ども家庭総合支援拠点の開設に係る開設準備経費（備品購入等）及び小規模型において心理担当職員を配置した際の加算を創設する。



里親支援事業【拡充】

里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親登録件数」や「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。

特別養子縁組民間あっせん機関助成事業【新規】

民間あっせん機関に求められる人材育成や相談・援助等を実施する上での質の確保を図るため、民間あっせん機関の職員が受講する研修参加費用や、相談・援助等に要する経費について補助を行う。

児童養護施設等における業務改善事業【新規】

児童養護施設等の職員の就業継続や離職防止等の人材確保のため、平成29年度予算から実施している給与等の処遇面の改善に加え、補助職員の活用により児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減を図るとともに、タブレット端末の活用による情報共有化やペーパーレス化等、施設の情報化の推進を図る。



社会的養護自立支援事業【拡充】

措置解除後も引き続き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する社会的養護自立支援事業について、大学等への進学を希望する者に対する学習費等の補助を新たに加えることにより、自立支援の更なる充実を図る。

＜特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業【新規】＞

民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

平成30年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省子ども家庭局保育課

(平成29年度予算) (平成30年度概算要求)

991億円 → 1,401億円【厚生労働省予算】

- 「子育て安心プラン」に基づき保育園等の整備などによる受入児童数の拡大
- 必要となる保育人材を確保するため、保育補助者の雇上げ支援における資格要件の緩和等による事業の拡充や、保育士資格取得支援事業の改善、業務のICT化の推進など、総合的な保育人材確保策を推進
- 「広域的保育園等利用事業」における自宅等から保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施を支援
- 安心かつ安全な保育の実施のため、保育園等における事故防止に役立つ備品等の購入等を支援

(注) 保育対策総合支援事業費補助金については、地方自治体において使いやすい柔軟な仕組みとするため、交付金化等について予算編成過程で検討

(注) 内閣府において要求する、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る経費については、平成29年度予算額と同額で要求し、増額分の取扱いは予算編成過程で検討

1 待機児童の解消に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。また、「広域的保育園等利用事業」における自宅等から保育園等への直接送迎の実施や、家庭的保育事業における複数の事業者・連携施設による共同実施を支援する。

また、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育補助者の雇上げ支援における資格要件の緩和等による事業の拡充や、保育士資格取得支援事業の改善、業務のICT化の取組を推進するなど、総合的な保育人材確保策を推進する。

さらに、保育園等における安心かつ安全な保育の実施のため、事故の防止に役立つ備品等の購入を支援する。

(1) 保育の受け皿拡大 114,215百万円 (68,907百万円)

① 保育園等の整備の推進 94,652百万円 (56,661百万円)
 保育園等整備交付金
 保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）し、保育の受け皿の整備を推進する。

また、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチング等を行う「民有地マッチング事業」において、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市町村について支援の拡充を図る。

- ・ 保育園緊急整備事業（※）
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業（※）
- ・ 保育園等防音壁設置事業
- ・ 民有地マッチング事業

② 改修による保育園等の設置支援

18,860百万円（11,542百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等（※）を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ・ 賃貸物件による保育園改修費等支援事業（※）
- ・ 小規模保育改修費等支援事業（※）
- ・ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ・ 認可化移行改修費等支援事業（※）
- ・ 家庭的保育改修費等支援事業（※）

③ 賃貸方式による小規模保育等の推進

703百万円（704百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策

14,085百万円（20,073百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育補助者の雇上げ支援における資格要件（子育て支援員研修等の受講）の見直しや定員規模に応じた補助者の加配による事業の拡充、「保育体制強化事業」の実施

主体要件（待機児童解消加速化プランへの参加）の見直しや定員規模に応じた加配による事業の拡充、保育園等に勤務する保育従事者等に係る保育士資格の取得支援における支給時期の見直し、潜在保育士の就職支援等を行う保育士・保育園支援センターの体制強化、保育園等における業務のICT化の支援など、保育人材確保対策の充実を図る。

また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

- ・保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業
- ・保育体制強化事業【拡充】
- ・保育補助者雇上強化事業【拡充】
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・保育人材就職支援事業
- ・保育園等におけるICT化推進等事業（ICT化分）【新規】

○保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・保育士資格取得支援事業【拡充】
- ・保育士試験追加実施支援事業
- ・保育士試験による資格取得支援事業
- ・保育園等におけるマネジメント力向上・保育士スキルアップ推進事業※
- ・保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ・保育園等における業務集約化推進事業

※「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業」から事業名称を変更

○保育士の質の向上と保育人材確保ための研修

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・保育士等キャリアアップ研修事業

(3) 多様な保育の充実

7,999百万円 (6,996百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

① 広域的保育園等利用事業【拡充】

近隣に入所可能な保育園等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育園等でも通所を可能にするため、送迎バス等を活用した保育園等への送迎を実施する。

また、新たに、送迎センターを経由せずに保育園等に直接送迎することを可能とするほか、送迎センターの設置のための改修等を支援する。

② 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

保育園等の利用を希望する医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進めるため、地方自治体における看護師配置や保育士のたん吸引等に係る研修受講等を支援する。

また、新たに、保育園等における医療的ケア児受入のための訪問看護ステーション等との連携を支援する。

③ 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

家庭的保育事業において、複数の事業者及び連携施設が共同事業体（コンソーシアム）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制の整備をモデル的に支援する。

④ 保育環境改善等事業

保育園等において、

- ・ 障害児を受け入れるために必要な改修等や、
- ・ 病児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等
- ・ 緊急一時預かり事業の継続利用を実施するために必要な設備の整備等
- ・ 放課後児童クラブにおいて乳幼児の受入れを行うために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

⑤ 保育利用支援事業

保護者が育児休業終了後に保育の提供を受けることができるよう予約する仕組みを作るとともに、育児休業明けから保育園等の入園までの間の一時預かり等の代替保育の利用料の支援や、入園予約を行った子どもが入園するまでの間の保護者への相談対応や地方自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用の支援を行う。

⑥ サテライト型小規模保育事業

小規模保育事業などを利用する子どもの3歳以降の保育園等への円滑な接続を図るため、保育園等において3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行うことを支援する。

⑦ 認可を目指す認可外保育施設等への支援

認可外保育施設が認可保育園等へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

また、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用について財政支援を行う。

(4) 安心かつ安全な保育の実施への支援

3,076百万円 (2,338百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施や、事故防止に役立つ備品等の購入などを支援する。

- ・ 保育園等の事故防止の取組強化事業
- ・ 保育園等におけるICT化推進等事業（事故防止対策分）【新規】

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。

（1）子どものための教育・保育給付

※内閣府において要求

①施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。
※公立分については、地方財政措置により対応。

②地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

（2）地域子ども・子育て支援事業

※内閣府において要求

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

○利用者支援事業（保育コンシェルジュ等）

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たって相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

○延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 ※公立分については、地方財政措置により対応。

○病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

また、感染症の流行時期など季節変動がある病児保育事業の安定的な運営の観点から補助の仕組みの見直しを行う。

○一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

○その他（多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等）

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した保育の支援

※内閣府において要求

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした事業所内保育を支援する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分）

※内閣府において要求

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。また、地方単独保育施設に対し、利用者の保育料の負担を軽減するための上乗せ補助を行う。

- ・ 認可化移行運営費支援事業
- ・ 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

3 その他の保育の推進

(1) 子育て支援員研修

506百万円（536百万円）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

(2) 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

247百万円（297百万円）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

平成30年度保育対策関係予算概算要求の概要 (参考資料)

保育園等整備交付金

(平成29年度予算) (平成30年度概算要求)
564.0億円 → 943.8億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育園防音壁設置事業

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(公立施設を除く)

【補助割合】 1/2(子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2/3)

保育対策総合支援事業費補助金

平成29年度予算:394.8億円 → 平成30年度概算要求:427.4億円

【事業内容】

- ▶ 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

※ 地方自治体において使いやすしい柔軟な仕組みとするため、交付金化等について予算編成過程で検討

【対象事業】

I 保育士確保対策 119億円(177億円)

- ① 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ② 認可外保育施設保育士資格取得支援事業【拡充】
- ③ 保育士資格取得支援事業【拡充】
- ④ 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(厚生労働省分)
- ⑤ 保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑥ 保育体制強化事業【拡充】
- ⑦ 保育士試験による資格取得支援事業
- ⑧ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑨ 保育士試験追加実施支援事業
- ⑩ 保育補助者雇上強化事業【拡充】
- ⑪ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑫ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑬ 保育園等における業務集約化推進事業
- ⑭ 保育人材就職支援事業
- ⑮ 保育園等におけるICT化推進等事業(ICT化分)【新規】

II 小規模保育等の改修等 196億円(122億円)

- ① 賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
- ② 小規模保育改修費等支援事業
- ③ 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

- ④ 認可化移行改修費等支援事業
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥ 保育園設置促進事業
- ⑦ 都市部における保育園等への賃借料支援事業

III その他事業 113億円(96億円)

- ① 民有地マッチング事業【拡充】
- ② 認可化移行調査費等支援事業
- ③ 認可化移行移転費等支援事業
- ④ 広域的保育園等利用事業【拡充】
- ⑤ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥ 保育環境改善事業
- ⑦ 家庭支援推進保育事業
- ⑧ サテライト型小規模保育事業
- ⑨ 保育サービス利用支援事業(予約制)
- ⑩ 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑪ 保育園等の事故防止の取組強化事業
- ⑫ 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業
- ⑬ 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】
- ⑭ 認可外保育施設事故防止支援事業【新規】
- ⑮ 保育園等におけるICT化推進等事業(事故防止対策分)
- ⑯ 地域多様な取組の支援【新規】

保育補助者雇上強化事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【事業内容】

保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市町村

【補助額】

(現行) 年額221.5万円 (短時間勤務 1 名分)

(要求内容) 単価の引き上げ及び定員規模に応じた加算を創設

定員90人以下 : 年額295.3万円 (フルタイム勤務 1 名分)

定員91人～150人 : 年額590.6万円 (フルタイム勤務 2 名分)

定員151人以上 : 年額885.9万円 (フルタイム勤務 3 名分)

【保育補助者の要件】

子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者
→要件を撤廃

【補助率】

国：3/4 地方：1/4 (都道府県1/8、市区町村1/8 又は 指定都市・中核市1/4)



保育体制強化事業

拡 充

(保育対策支総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市町村

【補助単価】 1か所当たり月額9万円

【補助率】 国：1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【要求内容】

- ・ 実施主体を全ての市町村に拡大
- ・ 事業の対象に認定こども園や地域型保育事業を追加し、対象施設を拡大する。
- ・ 現在、規模に関わらず1人となっている配置人数について、定員規模に応じた設定とする。

		現行	平成30年度概算要求
実施主体	待機児童解消加速化プラン参加市町村		全ての市町村
対象施設	保育園		保育園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所
補助単価	1か所当たり月額：9万円		1か所当たり月額： 定員90人以下：9万円 定員91～150人：18万円（2名分） 定員151以上：27万円（3名分）

保育士資格の取得支援

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【要求内容】

保育士資格の新規取得者の増加を図るため、資格取得支援に関する各事業の対象者の拡大や支給要件の緩和等を実施する。

【事業内容】

- ① 保育園等保育士資格取得支援事業
 - ・ 保育園等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ・ 幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・ 認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【養成校ルート】

養成校卒業等による
資格取得の支援

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【対象者】 常勤職員 → 非常勤職員まで対象者を拡大 (H30要求)

【支給方法】 資格取得後に一括して支給 → 1年分ずつ段階的に支給 (H30要求)

【補助単価】 受講料の1/2 (上限30万円) 等

【補助率】 ①・②の事業 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

③の事業 国：3/4 都道府県・指定都市・中核市：1/4

【試験ルート】

保育士試験合格による
資格取得の支援

○ 保育士試験による資格取得支援事業

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験 (筆記試験) から起算して1年前までに要した費用

【補助単価】 保育士試験受験のための学習に要した経費 (教材費等) の1/2 (上限15万円)

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

保育士・保育園支援センター設置運営事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【要求内容】

研修を活用したキャリアアップの仕組みを構築するため、研修を受講する保育士の代替職員として、短期間（3日程度）での就業を希望する保育士の掘り起こしや当該保育士と保育事業者とのマッチング支援を実施する人員（コーディネーター）を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助単価】

保育士・保育園支援センター運営費：4,227千円
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算
 ※短期間の就業希望者のマッチングを行う場合、4,000千円（1名分）を加算（H30要求）

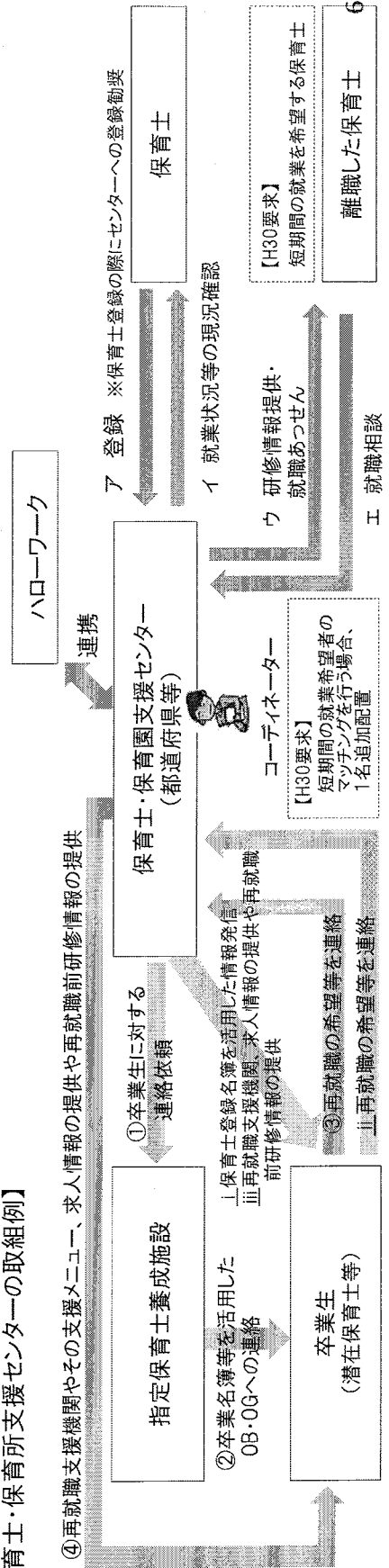
復職前研修実施経費：426千円

離職した保育士等に対する再就職支援：3,799千円

保育士登録簿を活用した就職促進：2,746千円

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】



保育園等におけるICT化推進等事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。
また、事故防止対策を推進するため、必要な機器の導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】

市町村

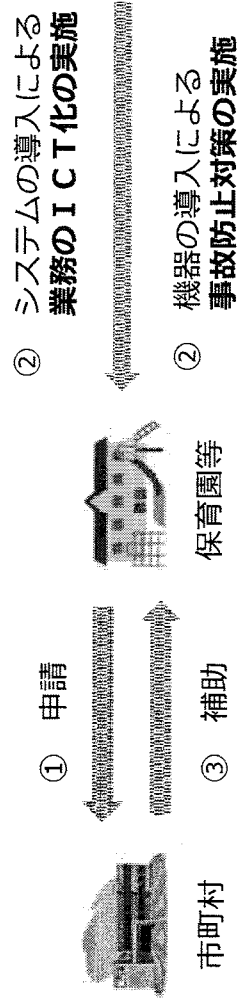
【補助単価】

システムの導入費用 : 1施設当たり 100万円

事故防止のための機器の導入費用 : 子ども1人当たり 4万円

【補助率】

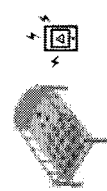
国 : 1/2、市区町村 : 1/4、事業者 : 1/4



- ・保育に関する計画・記録
- ・保護者との連絡
- ・子どもの登降園管理 等



業務支援システム



事故防止対策のための機器

- ・子どもが睡眠中に無呼吸となった際にアラームが鳴る機器
- ・仰向けの姿勢を保つベビチェア 等

民有地マッチング事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【事業内容】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起しを行う市町村について支援の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、市町村

【補助基準額】 マッチング事業費

1 自治体当たり 550万円

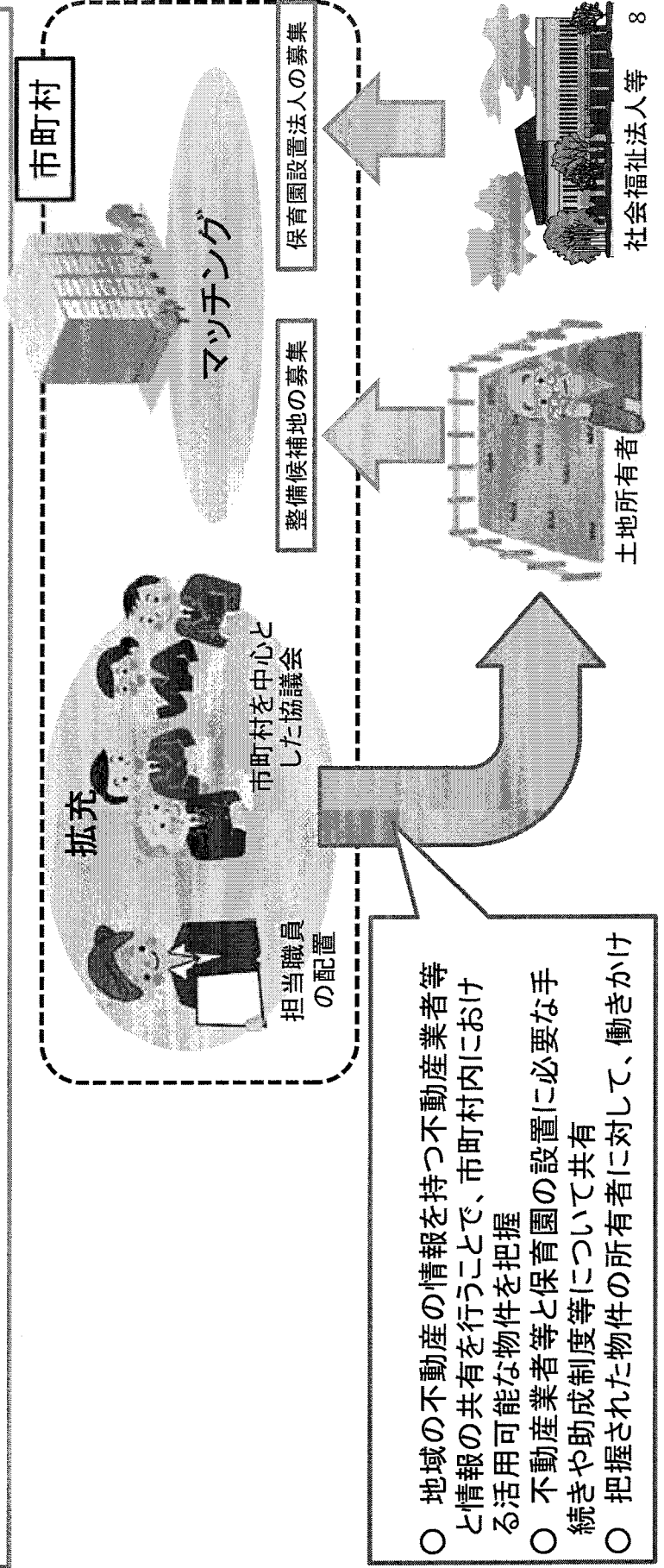
整備候補地の掘り起し強化【拡充】

1 自治体当たり 450万円

コーディネーターの配置経費

1 か所当たり 440万円

【補助率】国1/2、都道府県1/2(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)



- 地域の不動産の情報を持つ不動産業者等と情報の共有を行うことで、市町村内における活用可能な物件を把握
- 不動産業者等と保育園の設置に必要な手続きや助成制度等について共有
- 把握された物件の所有者に対して、働きかけ

広域的保育園等利用事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【事業内容】

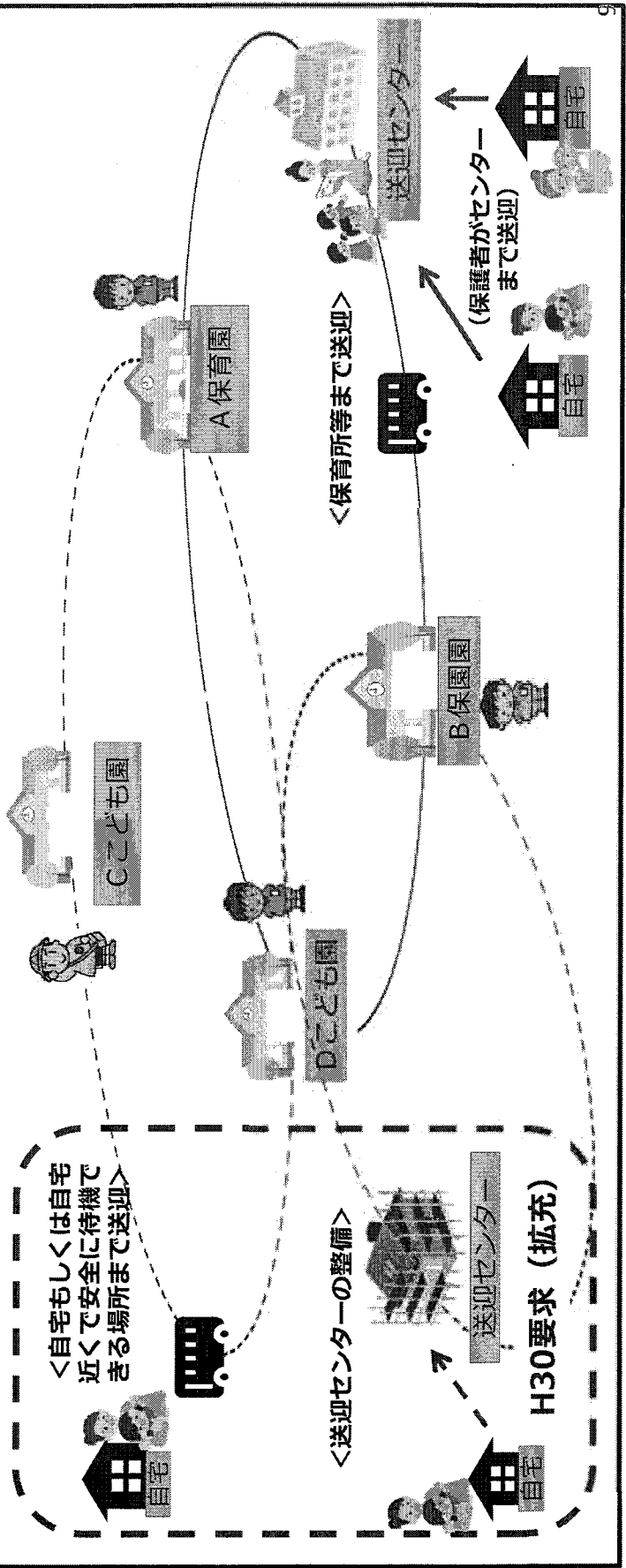
自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置する子ども送迎センターから、原則、各保育園等の保育士等が付き添いのもと送迎バス等により送迎する場合一、園庭で十分な活動ができていないおそれがある保育園等について、遠距離にある公園まで児童を送迎する場合に、送迎の実施に要する費用の一部を補助する。
また、送迎バスが子ども送迎センターを経由せず、直接複数の利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由する場合や、送迎センターを設置するための改修経費についても補助対象とするよう、事業内容の拡充を図る。

【実施主体】 市町村

【補助率】 1 / 2 (国 1 / 2、市町村 1 / 2)

- 【補助単価】**
- ①従来型 保育士等雇上費 500万円、運転手雇上費 500万円、事業費 1,000万円
 - ②直接送迎型 (拡充) 保育士等雇上費 500万円、運転手雇上費 500万円、事業費 100万円
 - ③送迎センターの改修 (拡充) ※この他、バス等購入費 1,500万円 (又は借上費750万円) 720万円

〈事業の概要〉



医療的ケア児保育支援モデル事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

1 事業概要

保育園等において医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

<平成30年度拡充事項>

- ・ 対象か所数 30か所 → 60か所
- ・ 1施設あたり単価 7,000千円 → 8,060千円
- ・ モデル事業未実施自治体において、医療的ケア児の保育所等での受入れが促進されるよう、医療機関等の支援を受けるための補助を創設。

2 予算額等の推移

単位：百万円、か所

	29年度	30年度要求
予算額	39,483の内数 (106)	42,743の内数 (266)
予算か所数	30	60
実績か所数	23	—

※平成29年度実績は、事前協議ベース

3 実施主体・補助単価・補助率

実施主体：都道府県・市町村
 補助単価：①医療的ケア児保育支援モデル事業 1自治体当たり 8,060千円
 ②医療機関等協力体制整備事業 1自治体当たり
 補助率：国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2
 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【事業内容】

市区町村単位で、複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制整備を図るためのモデル事業を実施する。

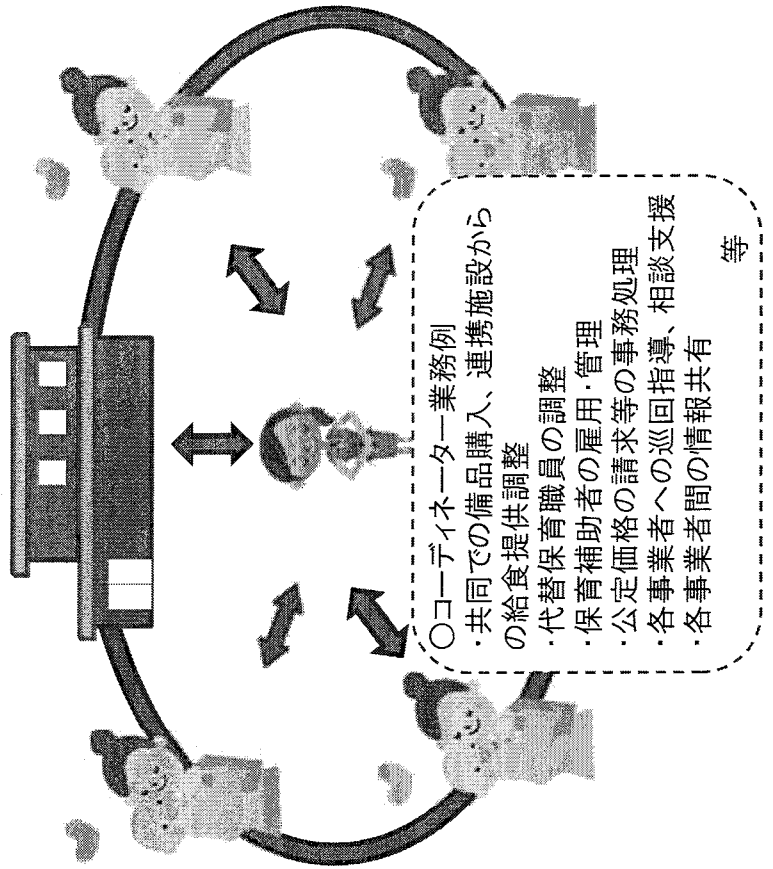
コンソーシアム（共同事業体）に、連絡調整、保育環境の整備等を行うコンソーシアムコーディネーター（仮称）を配置するための費用の補助を行う。

モデル事業を実施することにより、実施にあたっての問題点を明らかにするとともに、得られるノウハウを蓄積し、全国展開を図る仕組みを構築することを目指し、家庭的保育事業の更なる普及を図る。

【実施主体】 市町村

【補助率】 国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4

【補助単価】 1 自治体当たり 8, 180 千円



- コンソーシアムコーディネーター配置により、現在、保育ママが抱える不安や課題の解消を図る。
 - （不安・課題）
 - ・経営的不安（利用者の確保、補助者の雇用・管理）
 - ・孤立化、密室化
 - ・保育ママの病気や休暇取得時の代替保育確保の困難さ
 - ・公定価格の請求、保育料徴収、自治体への報告書作成、税務申告書類作成など事務処理の煩雑さ
 - ・連携施設の確保
 - ・自園調理



保育ママが保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業に参入しやすくなり、更なる保育ママの普及・質の向上を図ることが可能になる。

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設の事故防止対策

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求427.4億円の内数)

【事業内容】

保育施設での重大事故については、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面で発生しやすいことを踏まえ、特に死亡事故の報告件数の多い認可外保育施設について、これらの場面において事故防止のために活用できる備品を購入できるよう支援する。

※認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設を対象とする。

(備品の例) バウンサー：睡眠中も仰向けになり、顔が見えるため無資格者にも子どもの観察が容易なベビーチェア

無呼吸アラーム：乳幼児の身体の動きの回数の低下や一定時間停止した場合にアラーム音とランプにより警告

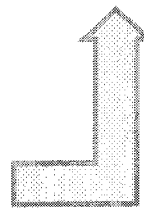
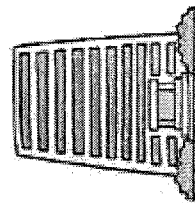
その他：PSCマークのベビーベッド (国の安全基準合格製品)

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助率】 国 1 / 2 都道府県又は市町村 1 / 2

【補助単価】 子ども 1 人当たり 4 万円

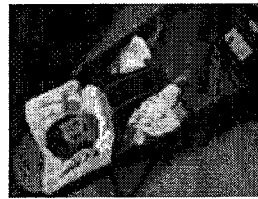
【自治体】



費用の補助

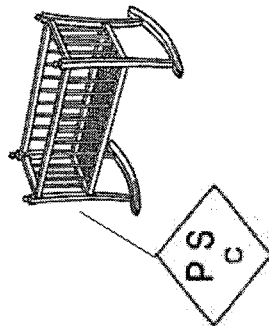
認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設

(例) <バウンサー>

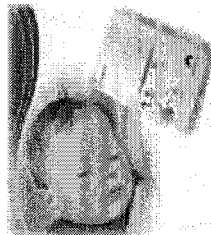


備品の購入

<国の安全基準合格製品>



<無呼吸アラーム>



保育かながわ

発行所
横浜市神奈川区沢渡4の2
一般社団法人
神奈川県保育会
発行人
萩原敬三
題字
故内山岩太郎筆

「子育てするなら神奈川」の実現に向けて

神奈川県子どもみらい担当局長 丸山 尚子



「神奈川県保育会」の皆様には、日ごろから神奈川の子どもたちや子育て家庭への支援に御尽力を賜るとともに、本県の保育行政の推進に多大なお力添えをいただき、厚くお礼申し上げます。

近年、保育をめぐる環境は劇的に変わっています。保育所に求められる役割が飛躍的に大きくなり、これまでにも増して保育の現場に注目が集まっており、子育て支援は、まさに国を挙げて取り組む重要な課題となっています。中でも、待機児童の解消は喫緊の課題です。これまで市町村と協力して、保育所等の整備

を精力的に行ってきた結果、

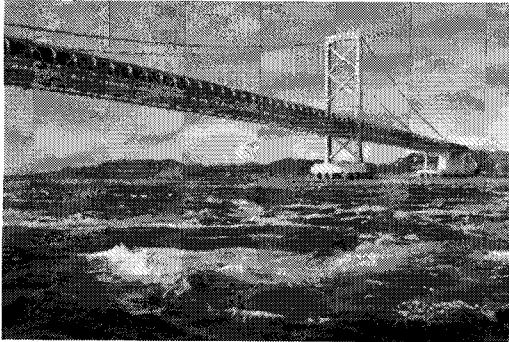
本年四月一日現在で、保育所等の定員は、前年度よりも七千三百五十二人に増加しましたが、待機児童数は七百五十六人と、七年ぶりに増加しました。これは、保育所の利用申込率が、現在の集計方法となった平成十四年以来最高の三十五・二パーセントに増加したことに加え、待機児童の定義が見直され、対象が広がったことによるものと考えています。とはいえ、新定義においても除外される児童数は多く、保育を必要としている子どもはまだ数多く存在しています。待機児童解消のためには、保育所等の受け皿の拡大に加えて、保育士不足への対策も必要となっています。そこで、県では、引き続き保育所等の整備を進める一方で、本年八月、全国で初め

て年三回目の県独自地域限定保育士試験を実施します。実技試験を実技講習に替えるなど工夫もし、本県の保育士不足の解消の一助になることを期待しています。さらに、保育士を確保するためには、現場で働く保育士の労働環境の改善も必要です。そこで、県では、保育士に自らの仕事に誇りと意欲を持っていただけるよう、キャリアアップの仕組みを構築します。具体的には、本年度から保育エキスパート制度を導入し、国の処遇改善等の加算と連動させることで、キャリアアップが賃金改善につながる仕組みとします。このように、今後も、保育士に長く働いていただける仕組みを進めて参ります。また、潜在保育士の現場復帰についても「かながわ保育士・保育所支援センター」を設置

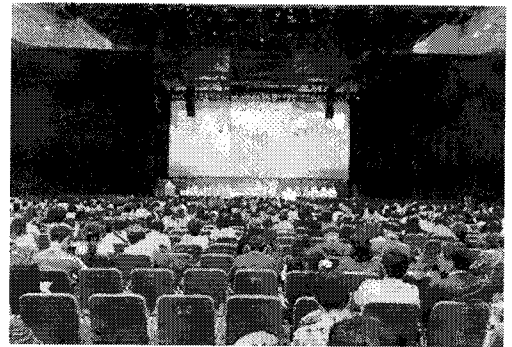
し、保育士として職場復帰を目指す方への支援に力を入れており、平成二十六年一月の開所から、平成二十八年年度末までに四百四十五人の保育士が就職しました。今後も「かながわ子どもみらいプラン」が目指す、「子どもが心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会」、「子どもを安心して生み育てることができる社会」、「すべての子どもが育ちや子育て家庭をみんなに支える社会」を目指し、「子育てするなら神奈川」の実現に向けて取り組んで参ります。もとより、こうした取り組みは、県だけでできるものではありません。保育の現場におられる皆様や市町村と手を携えて、しっかりと進めていきたいと考えておりますので、今後とも御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に「神奈川県保育会」のさらなる御発展と、会員の皆様のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

第60回 全国保育研究大会 徳島大会



事前にネットで地元から現地までの直線距離を測ると約四百五十キロ。ちなみに陸路での距離を測ると約八百二十キロ。所要時間は約六時間。迷うことなく約一時間の空路を選びました。直線距離は近いことから、離陸後すぐに着陸したかのような錯覚を覚えました。離陸して三浦半島を横切り、湘南海岸上空を飛行。まさに我が街、神奈川県を3Dのグーグルマップで見ているような機窓風景と富士山や浜名湖なども上空から見物したこともあり、気分的にもすぐに着いたと感ぜられたのではと思えました。



そんな遠そうで近い四国にある徳島県において、記念すべき第六十回目の全国保育研究大会が平成二十八年十月十二日から十四日にかけて徳島市の「アステイとくしま」を主会場とし、全国より約千四百名、神奈川県からは二十四名が参加し盛大に開催されました。

徳島と言えば「うずしお」「阿波踊り」が有名ですが、お遍路の四国八十八ヶ所の一番札所である霊山寺があるのも徳島県と言うことを現地に歩き知りました。残念ながらその全ては時季や時間の関係で味わうことは出来ませんで

したが、のんびりと穏やかな環境の中で、徳島ラーメンだけは美味しく味わうことができました。

その徳島大会の初日は、オープニングとその後には式典が催され、開催地保育協議会会長のあいさつ、児童憲章の朗読、物故者への黙祷。主催者である全保協会長などからのあいさつの後、来賓者からの祝辞などがありました。

続いて表彰が行われ、会長特別感謝を含め全国で二百七十七名の方が表彰され、神奈川県からは五名の方々が榮譽ある会長表彰を受けてその功績が称えられました。式典の最後に大会宣言が読み上げられ、参加者の熱い拍手により採択され開会式が滞りなく終了致しました。

その後、厚労省雇用均等・児童家庭局保育課より保育行政の動向と課題についてと題しての行政説明と全保協会長より全保協の取り組みなどの基調報告がなされ一日目が終了致しました。

二日目は少し肌寒い曇り空

の中、全十一の分科会を五会場に分け、各会場で熱心な研究発表などが行われました。今年、関ブロが神奈川県で行われた関係もあり、本県からの発表の選出はありませんでしたが、関ブロで選出された六県市の方々が各会場で発表されました。

最終日の三日目は、前日同様の曇り空の中、記念講演と次回開催地のあいさつが行われました。次回、第六十一回大会は、兵庫県神戸市で平成二十九年十一月十五日から三日間の日程です。B級グルメも多数あるとPVで紹介がありました。来年は本場の明石焼きを味わうことを夢見ながら、全ての日程が終了した会場を早々と後にしました。



受業者による「保育の思い出」寄稿

相模が丘西保育園

安斉和恵

この度は「全国保育協議会会長表彰」を受賞させて頂きましてありがとうございます。振り返ってみますと保育士になって、三十九年が経過としていきます。

思い返せば、昭和五十三年四月、座間市のひばりが丘保育園に就任しました。ひばりが丘保育園は座間市東部に七園目の保育園として昭和四十九年に開設した園です。初めての担当は四才児クラス。クラスの中には情緒障害児（今は発達障害児）の A 君がいました。園長先生からクラスの話聞いていたうちに、「私に出来るのだろうか?」と不安な気持ちのままスタートしました。「障害児保育」のはじめでした。何もかも初めての経験で、色々な事を覚えるのに必死でした。気分にもある A 君の気持ちがなかなか

か掴めず、自分の思いが通らないと奇声を発し、泣き出す

ことが多く、集団活動に入らず、私と A 君とのやり取りを見ている子どもが、「○○じゃない」「ボクと一緒にしてあげる」等と声をかけてくれたり、気がつくとお世話をしてくれたり、子どもたちに助けられ、先輩保育士にも沢山アドバイスを頂きましたが、手探り状態でした。A 君のことでゆとりがなく、他の子どもたち一人ひとりにしつかり関わらずに、反省する日々でしたが、無邪気に笑う子どもたちの優しさに触れ、癒され、救われ、「また明日も頑張ろう」とエネルギーをもらいながら、無我夢中で頑張ったことを思い出します。

異動を繰り返し数十年後、初めて担当したクラスの保護者から電話を頂きました。子どもたちが大学、専門学校へそれぞれが自分の道を選び離

れる前に、「保育園の先生に会いたい」と言い出したので「誰先生?」と聞くと「安斉先生」と言うので、是非会いに来てくださいと連絡が入り、二つ返事で会いに行きました。全員揃っていませんでしたが、みんな大きく立派に成長していて、驚くと共に懐かしく、当時の話で盛り上がりました。この時、保育士になって続けてきて良かったと実感しました。

昭和六十一年に県保育士会、平成三年に県保育士研究会の役員をさせて頂いたことで、他市に仲間ができ、行動範囲、視野も広がり、役員会後も定期的な会う機会を持ち、食事会をしていました。会話をしているだけでも保育の話題になり、情報交換もでき、話を聞いていただけでも、私は沢山の気付きや保育を見直す良い機会になり、自分自身の成長にもつながったことを確信しています。

保育ニーズはこれまで以上に多様化し、社会的役割もますます重要になっています。

子どもたちの育ちの変化や課題が現れ、少子化、核家族化が進行し、更に兄弟が少なく、人との関わりが少なくなっています。そこで、豊かな人間関係を形成していくために、座間市では異年齢保育の取り組みを始めました。はじめに、ひばりが丘保育園が平成十八年にスタートさせ、他園でも取り組み始め、次々スタートさせました。平成二十一年に園長となり異動した保育園では取り組みをしていなかったもので、職員に働きかけ、三年間定期的に試行しました。その間視察をし、環境について学び、勉強してきました。保護者へ働きかけ、理解してもらおうには思ったより時間がかからず、平成二十四年にスタートさせることができました。座間市として異年齢保育の足並みが揃い、生活やあそびを通して、お互いの存在を認め合いながら、子ども同士の関係で育っていくものは大きく、大きい子は小さい子に頼られて自信を持ち、子ども一人ひとりが自分を発揮でき

きるようになっていきます。また、これからも生活の中で子どもたち一人ひとりを大切に、主体的に生活出来る環境の中で、お互いを理解し、思いやり、豊かな心を育てていきたいと思えます。これまで続けて来られましたのも、職場の上司、先輩、同僚の方々の指導、理解を頂き、沢山のことを学ぶことが出来ましたことを感謝しております。夢中で過ごして参りました「保育人生」もあと1年、この賞に恥じないよう、子どもたち一人ひとりの幸せを願いながら、一日一日を大切に、楽しく過ごせるようにしていきたいと思えます。

吉岡保育園

笹野つる子

この様な立派な賞を私のような者が頂いて良かったのかと、大変恐縮しております。

還暦という人生の節目を迎え、保育生活を振り返ると自身の生い立ちや沢山の子とも達との出会いを思い出します。私の保育への誘いは何だった

のだろうと思いきすと、四年前に九十七才で他界した九州の祖母の背中だったように思います。戦後の貧しい中で、

子沢山の家族は何となく、テレビドラマの「おしん」に似たものがあります。祖母は八人の子どもを産み育て、孫は二十四人になります。仕事で忙しい親に代わり、朝夕、土日祭日、春、夏、冬休みは、その孫達や、近所の子どもの世話に追われる日々でした。物がなかった時代祖母は、稼業のたばこ農家の傍ら、おやつを大量に作り、自家野菜や手作りの調味料で食事を作ってくれました。正に食育を地で行っていたと思います。孫の中でも年上だった私は、学校が休みになると、当然のようにその子ども達の保母さん役をしなければなりません。その情景からは絵本の「カラスのパン屋さん」を想像できません。私の子どもの頃は野山を駆け回り、日没とともに帰ると、家の手伝いが待っていました。小さい子の世話もそのような生活の一部でしたが

時代でしょうか、それを苦とも思いませんでした。

高校生になり進路を決めなければならなくなった訳ですが、両親は地元での就職を希望していた様です。私は、両親に自分が保育の仕事を目指したいことを伝え、進学のためには上京しました。今思うと、両親は私を都会へ出す事に対してだけ心配だったろうと、今更ながら頭が下がります。初めてのクラスは四歳児でした。二十七人、今でも一人ひとりの顔が浮かびます。新任の頃は、日々一杯一杯で行き詰まる事も多々ありました。発達障害のお子さんもクラスにいました。未熟で何のアドバースも出来ず、今思い出しても、そのK君と、両親には申し訳ないという気持ちになります。駆け出しの私を助けるように一番小さいけいちゃんという子が、K君のお世話を良く手伝ってくれました。とても優しい子でした。皆、どうしているかと時々思い出します。今はもう行われなくなりしましたが、保育会で

は運動会があり、全国の中で神奈川のみ行事だったと聞いていました。大きい行事であり、当番の市町村は大変でしたが、県内各地から保育士の方々が集まり汗を流し交流を深める事は有意義な行事でした。綱引きの後の筋肉痛を思い出します。

結婚後は家庭に入り、十三年程の専業主婦を経て、保育の道に復帰し現在に至り、いまでも、行き詰まる事は何度もあります。時には田舎に帰省し自然の中にどっぷり浸ったり、近隣の山々にも、リセットしに出掛けます。そして日々、子ども達の純粋な笑顔や成長する姿に囲まれ、その中で生かされている自分を実感し、「ステキな仕事を選んだな、ヨシ！」と思えるのです。保育園のこの四十年でかなりの変化がありました。国家資格となり男性の保育士さんも増えました。保育時間の延長や、日祭日や夜間の保育を行う保育園も増えてきました。家庭環境や経済的な問題による支援、配慮を要する子

どもの保育、家庭での育児の難しさから保育園で家庭的な役割も担う時代になり、保育園は益々役割が重く専門性も問われる時代になりました。

今我が園では、園児を山野に連れ出し、畑で一緒に作物を育て収穫し、そして食べることを楽しんでいます。園庭では草花が生える築山での虫探しや、そこからの眺めに心躍らせたり、寝転がったり、こぶしの木の背に登り、木の感触や匂いや風等を感じながらゆったりと時を過ごしています。そして、大きな子が小さい子の世話をする異年齢の関わりも大切な保育の一部となっています。何だか、自分の子どもの頃の環境に似ています。沢山の経験や遊びを通して育ったこの子どもたちが豊かな心で活躍している二十年后を私は夢見ています。そしてこれからも、沢山の方々に支えて頂き、子どもたちから多くを学びながら「子どもにとっての最良の保育とは」ということを考え努力して行きたいと思えます。

山王保育園

都築顕道

この度は、「全国保育協議会会長表彰」を受賞させて頂きありがとうございます。平成元年に山王保育園の職員として、保育に従事させて頂き今年で二十七年を迎えました。勤務した当初は、保育の内容や運営も解らず、毎日が勉強の日々でした。そのような中で、園長である親父や諸先生方の指導のもと、保育者としての心構えや保育の大切さを教えて頂きました。平成十七年に山王保育園の園長に就任し、園長として保育園を運営・運営して行くに当たり、未来への責任ある保育所としての役割を着実に進めて行くにはどうしたら良いのかを、全職員と一年かけて議論をしました。そしてこの先の時代の変化で保育園を取り巻く環境がどうであったとしても、山王保育園が進むべき道をはっきりと明確にし、園長と職員が確かな共通理解のもとに一体となって進んでいくこと。保育園も組織である以上、目標

や方針・ビジョンに向かつて歩むことで存続し、発展を成し遂げていくこと。また、子どもの人格が形成される、とても大切な時期を過ごす保育園だからこそ、しっかりとした役割意識と使命感を持って保育にあたり、子ども達や保護者の皆様と共に成長し、より良い社会づくりに貢献して行くこと。そして全職員で共有しているテーマ「子どもにやさしい保育の実践」を具体的に実現するための「園のビジョン」に沿って保育を運営しています。十年前に投げかけたことを職員が真剣に議論をしてくれたことで、園全体の向上・発展へと繋がっています。これからも、次代を担う子ども達の健やかな育ちのために、職員と共に成長して行けたらと思います。

西久保保育園

原田由美

穏やかな四季・優しい自然に包まれた茅ヶ崎市の中でも、海でもなく山でもなく、のどかに広がる田園風景とともに

ちよつとした地元言葉で皆が挨拶を交わすような、そんな昔ながらの地に日々私が過ごす保育園があります。私が保育職に就いた頃は時代・価値観が今とは違ったということもありですが、「せつせと働き・自分達の力で頑張り・人様の迷惑にならない」と思うような風土でしたので今日までとなつた保育園の必要性には当時は考えも及びませんでした。他にも、周囲に幼稚園はありましたが保育園は無く、環境的にも「保育に欠ける…」という認識が起きづらかったかもしれません。そんな地域で表面化してきた『保育』の需要に応え、困っている人のため」との精神で昭和五十五年社会福祉法人立として当園は開園致しましたが、保育ニーズが多様化し保育の内容も多岐に亘るようになり、専門性で地域の拠り所となることが期待される現在でも、初代園長の思いを礎にし、地域との繋がりを大切にし、地域からも大切に思われる保育園を目指し続けているところです。

さて、若かりし頃を思い返してみると、今なら考え込む人に出会ったら「その位大丈夫」と言っただけのような事も当時は大変高いハードルに思え、一人で足踏みを続けたり転んで痛い思いを繰り返していたように思います。そんな苦しみや悲しみ、笑いも生活の殆どが子ども達や周りの仲間達との生活の中にありました。クラス担当であった頃は、友達同士育ち合い成長する姿に喜び、子どもの発見の言葉に大笑いし、記録に胃が痛むほど迷い、行事への期待と不安が主役の子ども達より大きかったような、メリハリのある毎日を送っていたように思い出されます。その後主任を任された二十三年間は責任の幅が広がり、子ども達への保育内容だけでなく保護者との関わりも模索し、保育の現場で力を注ぐ仲間への配慮も加わったつもりで職務に当たって参りました。時代の急速な展開前ではありましたが、指針の改正等で園内の皆で勉強しあったことが最近のこと

のように思い出されます。また、他機関の方々とも関わる機会が増え、支援への考え方も各機関の役割など視野を広げられた貴重な年月でもありました。現在は園長の職に就いて五年目となりますが、立場により果たす役割・負う責任の違いを実感しながら、また、周りの仲間の支えや保護者の優しさに助けられながら日々の課題に向き合っているところです。依然力不足の私にも真つ直ぐに瞳を向けて話を聴いてくれ、笑顔で園庭をはしやぎ走り回る子ども達の姿に励まされ、新たに保育園に望まれる役割や薄れさせずに持ち続けていきたい保育の心について、法人園の皆と考えていきたいと思っております。

この度会長表彰を賜うることができましたのも、これまでご指導頂き気長に見守って下さった諸先輩方と、暖かく・明るく・信頼できる仲間と長い間恵まれてきたからこそ感謝しております。様々な場面ですつと手を差し伸べて頂いていた事にはずつと感謝の思いを抱いておりますので、今回改めてお伝えできる良い機会を頂けたと思っております。春には子ども達と一緒にれんげ畑まで散歩に出かけ、花束や冠を作ったり、走り回ったり、寝転んで空を見上げたり、雲の形で想像を広げたり、そんな自然の中のゆつたりした時間が、私の保育の始まりの忘れ難い思い出の光景です。今ではさすがに見かけることも少なくなつた風景ですが、自然と関わり自分で体験することです。将来に亘る生きる力に繋がって欲しいよう願って、新しい活動を試行錯誤しながら見つけ続けています。最近では、活動のお手伝いに来て下さる地域の異年齢の方々とおしゃべりを弾ませながら「昔遊び」や「お仕事」の時間を楽しむ機会を頂き、構えずに異年齢の方と関わっていかれる子ども達の純粋な力を頼もしく感じているところです。これからも一日一日、発見を大切に過ごしていきたいと思っております。

愛川町立田代保育園

山田早苗

この度は全国保育協議会会長表彰をいただきありがとうございます。ありがとうございました。四十年足らずではありますが振り返ってみると長かったような短かったような不思議な気持ちになります。

保育の思い出は、数えきれないほどあり、嬉しかったこと、楽しかったことが次々に浮かんできます。勿論苦しかったことや辛かったこともありましたが、子どもたちのかわいい笑顔を思い出すとき、暖かい気持ちになっていきます。

一年目の四月初日、園長先生に部屋一面の窓ガラスにクラス名の絵を描くように言われ、大きなバラの絵を妖精とともに描いたのを思い出しました。それが最初の仕事でした。園長先生はびっくりしたと同時に誉めてくださったのを覚えていきます。

そして入園式の翌日の事、病気で髪の毛がなく帽子を被ったままの子がいました。表

情は暗く恥ずかしい様子でした。年長と一緒に受け持った先輩の先生は、みんなの前にその子を立たせ、パッと帽子を取り「みんなこの子を笑いますか？薬を飲んでいるので髪の毛が生えませんが。笑いますか？」と聞きました。子どもたちは息をのみシーンとなりましたが一人の子が「笑わないよ！」と大きな声で言うと、次々にみんなそう言い出し、その子は次の日から、帽子を取って元気に過ごすごうが出来ました。先輩の先生の判断力に感服し、今も心に残っています。

二年目は一人で年長二十八人を受け持ちました。子どもと一緒に遊ぶのは得意でしたがクラスをまとめていくことの難しさに苦しみました。作品展の共同製作では子どもたちが思うように進めてくれず困ってしまいました。すると園長先生は「子どもの生活には遊びだけではなく、仕事をするとということもあるんだよ」と教えてくれました。一つの目標に向かってやるべきこと

も伝えなければいけないことを学びました。子どもたちともう一度話し合い「夢の国」というテーマの作品を部屋中使用して作り上げることが出来ました。

三年目で別の園に異動になりました。三度目の年長の担任になり、そこでは子どもたちと毎日ドッジボールで盛り上がりました。勿論参加しないおとなしい子や目立たない子もいました。私は以前の自分が同じだったのでその子の気持ちがよく分かり、幼いころの先生が自分にしてくれたように、常に気にかけて話しかけました。少しずつ笑うようになりおしゃべりも増え、そしてついにドッジボールにも入るようになりました。手をつないで、嬉しそうに逃げる顔を今でも忘れられません。あきらめずに働きかけることの大切さは今も実践しています。

大好きな遊びの一つに「陣取り」があります。二チームに分かれて陣地を作り、相手チームの子の背中をタッチ

するために戦いに行きます。

タッチされると相手の陣に連れていかれ味方の助けを待ちます。二人以上になったら手をつないでつながり、先頭の子の手に味方がタッチすればみんな逃げられます。自分の陣に戻れば命が復活するので。この遊びは子ども達の頃近所の仲間とよく遊んだあそびでした。家の前に広い空き地があったので暗くなるまでよく遊んでいました。仲間が沢山捕まってしまったとき勇気を出して助けに行く・・・これが醍醐味でした。保育園の子どもゲームの中で助けられたりしながら、心も体も強くなり、毎日少しずつ成長していく姿が喜びでした。

全ての年齢のクラスに於いてその都度学びつつ、沢山の楽しい思い出をくれたこの仕事をここまで続けることが出来本当に感謝です。先輩の諸先生、同僚、家族、そしてかわいい子どもたちに心からありがとうと伝えたいと思います。

第61回 全国保育研究大会(兵庫大会)

平成29年11月11～13日 主会場 ポートピアホール

祝 神奈川県茅ヶ崎市保育士会 内容研究会 選出

配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

～子どもの育ちと保護者への関わり～

「保育所等の健康研修会」

平成二十八年十一月一日、藤沢市民会館第一展示ホールにおいて、保育所等の健康研修会が開催されました。

講師には、かながわ健康財団、排泄機能指導士・健康運動指導士の高垣茂子先生に「ループエクササイズ&骨盤底筋運動ほかロコモ予防、肩こり予防」などをテーマに、講義と実技をしていただきました。

机を使わずに、講師の先生を中心に扇状に椅子が並べられ、講義を聞きながら、合間に実技(体操やエクササイズ)を行う形式で行われました。

○おしっこのお話

まず、尿についてのお話で、尿のできるまで ■排尿システム ■正常な排尿(尿意がはつきりわかること。日中四く六回、三く四時間間隔で、一回三百cc前後の尿を勢よく残さず出し切ることができ) ■膀胱の容量 ■尿失禁の種類等、項目ごとに説明。正常な排尿の大切なポイント

としては、必要があれば、途中でとめることもでき、たまたいでなくても出せることだそう。その為には骨盤底筋を鍛えることが必要。又、注意することとして水分の取りすぎ。一回二百ccくらいにする。のどの渇きを感じる前に水分補給をする。のどの渇きは脱水の初期段階であることなどを教わりました。

○パタカラ体操(脳の活性化)

パタカラ体操はお口の体操で、食べ物を上手にのどの奥まで運ぶ動作を鍛える、発音による運動です。「パ」「タ」「カ」「ラ」と発音することで、食べるために必要な筋肉をトレーニングします。

講義ではパタカラを使い、歌を一章節ごとに「パ行」「タ行」「カ行」「ラ行」に置き換えて歌うという実技をしました。題目は「ふじの山」と「ラジオ体操の歌」の二曲。例として、ふじの山の「あたまを雲の上に出し」の章節をパ行

に変えると「パーパポポーポポー」というようになります。これをタ行、カ行、ラ行と、順に行い二曲、皆で歌いました。ラジオ体操の歌では、原曲を聞きながら、体操も行いました。このように置き換えて歌うことで、脳の活性化や、肌のたるみの改善等の効果もあるそうです。



○立つ、歩くこと

最近の労災申請では、平地で転倒したという理由が一番多くなったそうです。そのよ

うな転倒を防ぐため、立つ基本、歩く基本を学びました。

- ①つま先を上げる。脛の筋肉
- ②つま先を下げる。下
- ③膝をのぼす。大腿四頭筋
- ④膝をまげる。腿の後ろの筋肉
- ⑤脚を外に上げる。"ちゅうでんきん"。
- ⑥脚を後ろに上げる。"大殿筋"。

○体のバランスを知る。

二人一組になり、一人は椅子に座る。もう一人は座っている人の後ろから、肩に肘を置くと座っている方は立てなくなる。また同様に前からおでこに手を置き頭を前に傾けられない様にすると立てなくなる。人は座っている状態から立とうとするとき頭を前に傾けないと立てないことを学ぶ。補足で、へその下にかかると立ちやすくなる。



途中休憩後は、椅子をホールの端に寄せ、中央に集まり、遊びながらできるエクササイズを行いました。

○グループ作業。

八人ずつグループをつくる。グループで円になり、まず正面で向き合っている二人が右手で手をつなぐ。左手は右隣の人と手をつなぐ。右となりの方は最初の二人と同じように手をつなぎ、全員が手をつなぎ終えたところで、つないだ手は離さずに、手の間をくぐったり、くぐらせたりしながら、からまった手をほぐしていくと・・・円の内側を向いた人と外側を向いた人が交互に手をつなぐかたちの四人

ずつのグループにわかれまし
た。最後は、結んだ手を重ね
る順番をランダムにして十六
人のグループで行いました。
結は・・・三つの輪が複雑に
つながるグループ二つ。大き
な輪が二つ繋がるグループが
一つでした。

○排便、肩こり予防。

椅子をもとの位置にもどし、
排便を促す、うんこ体操。の
後は、指の体操。

六十センチリボンの真ん中に
ゴムを付けたものを二つ用意
し、各右手と左手の中指に付
け、両手を前に出す。三十センチ
になった二本を指で手繰り
寄せる運動。一本ずつ行なっ
てもよい。

一メートルの布輪。幅は三センチ程
度の物を使い肩のエクササイ
ズ。両手の指を輪にかけ、左
右にひいた状態で、両手を頭
の上に左右に体をたおす。次
は両手を下におろし、手の間
から両足を通し後ろへ。さら
に背中、頭を通し元の状態へ。
簡単に作れるこのようなもの
があると動きが連動すること
を学びました。

今回の健康研修では、人が楽
しく健康的に生きていくため
に必要な基礎体力。立つ、歩
く、つまづかない。健全な排
尿、排便。どれも意識しなく
ても、不自由なく行なえてい
ることですが、今後自分が高
齢になっても、末永く健康で
楽しく暮らせるよう日頃から
意識していきたいと思いま
した。ありがとうございます。

「保育園利用者相談室
第二回研修会」

平成二十九年一月二十三日
(月)神奈川県民ホール大会議
室において、県内から約七十
名の保育園職員参加のもと、
本年度第二回保育園利用者相
談室の研修会が開催されまし
た。

今回の研修会は、参加者を
八つのグループに分け、それ
ぞれ用意された次の八つの事
例を、一グループ二つの事例
(グループごとに指定された
事例と選択事例)について、
対応策の検討を行いました。
八つの事例については、次の

通りです。

事例一 保護者が子どもを
車で保育園に送る途中、急用
が入り、保護者は先に仕事場
に向かった。その間、子ども
は車の中に放置され、重篤化
した。保育園が確認をしてい
れば、このようなことが起き
なかったと批判。

事例二 卵アレルギーをも
っている園児だが、火を通し
てあれば少しは食べることが
出来る。但し、体調の悪い時
は食べさせないという約束で
あった。その日、当該園児は
特に体調も悪くなかったため、
火を通した卵が入った給食を
提供したところ、アレルギー
症状を起し、救急搬送され
た。曖昧な取り決めをしたこ
とに対して、医師からの叱責
と、親からの責任問題。

事例三 外遊びに夢中で、
なかなか部屋に入らないAく
んに対して、保育士は、ドア
を閉めてしまった。それを見
ていた近所の人から、子ども
に対する体罰ではないかと園
長に報告。

事例四 新しい園児が多く

入る四月は、毎年泣き声が近
隣まで響くことがある。それ
を知らずに、引越して来た
ばかりのAさんは、保育園で
虐待が行われていると、児童
相談所に通報。

事例五 かみつきや、ひつ
かきが始まった際の加害者、被
害者双方の保護者に対する対
応の不手際。

事例六 保育園で、文字や
数字、英語等の教育的な取
り組みに対する要望。

事例七 保護者の仕事や休
みの際の保育に対する園と保
護者との意見の相違

事例八 日常保育での園児
の声と送迎時の保護者のおし
やべりに対する近隣の苦情で
す。

検討した内容については、
各グループごとに報告して頂
きました。その後、利用者相
談室の第三者委員の社会福祉
法人松林保育園理事長の小川
晃先生、長井婦人会保育園園
長の宮田丈乃先生、神奈川県
民生委員児童委員協議会理事
の祖父江照男先生、社会福祉
法人幸保育園理事長の草光純二

先生の各先生方からご講評を
頂き、十六時三十分閉会し
ました。

苦情や要望は、どの職種で
もあり、これは絶対になくな
らないものであり、また、苦
情や要望があるからこそ、改
善や進歩に繋がるのではない
かと思えます。ただそれでも、
苦情は嫌なものです。今回、
第三者委員の先生方のご講評
並びに各グループの報告を聞
いて感じたことは、初期対応
の重要性、それが早期解決に
繋がっていくと思えました。
今回参加された皆様方は、
様々な対応策について学んだ
と思えます。今後の保育を行
う上で、是非、役立てて頂け
れば幸いです。

